

平成30年 第4回定例会

# 横 瀬 町 議 会 会 議 録

平成30年12月7日 開会

平成30年12月10日 閉会

横 瀬 町 議 会

平成30年 横瀬町議会会議録  
第4回定例会

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
12月7日(金)	
○開 会	5
○開 議	5
○町長あいさつ	5
○議事日程の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	8
○諸般の報告	8
○一般質問	15
5 番 浅 見 裕 彦 議員	15
○答弁の補足	28
8 番 大 野 伸 恵 議員	29
4 番 宮 原 みさ子 議員	40
2 番 黒 澤 克 久 議員	45
3 番 阿左美 健 司 議員	55
7 番 内 藤 純 夫 議員	62
○延 会	69
◆	
12月8日(土)	○休 会
12月9日(日)	○休 会
◆	
12月10日(月)	
○開 議	74
○議事日程の報告	74
○一般質問	74
10 番 関 根 修 議員	74
1 番 向 井 芳 文 議員	86

○請願第 2 号の委員長報告、質疑、討論、採決	9 3
・請願第 2 号 横瀬町における受動喫煙防止対策に関する請願	
○請願第 3 号の委員長報告、質疑、討論、採決	9 4
・請願第 3 号 東海第二原子力発電所の運転延長を行わないことを求める請願	
○議案第 5 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 5
・議案第 5 8 号 横瀬町保健福祉審議会条例	
○議案第 5 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 0
・議案第 5 9 号 横瀬町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第 6 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 1
・議案第 6 0 号 横瀬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	
○議案第 6 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 3
・議案第 6 1 号 横瀬町学童保育室条例の一部を改正する条例	
○議案第 6 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 6
・議案第 6 2 号 横瀬町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	
○発言の訂正	1 1 0
○議案第 6 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 0
・議案第 6 3 号 平成 3 0 年度横瀬町一般会計補正予算（第 3 号）	
○議案第 6 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 5
・議案第 6 4 号 平成 3 0 年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	
○議案第 6 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 7
・議案第 6 5 号 平成 3 0 年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	
○議案第 6 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 8
・議案第 6 6 号 平成 3 0 年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	
○議案第 6 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 0
・議案第 6 7 号 平成 3 0 年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第 2 号）	
○議案第 6 8 号～議案第 7 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 1

・議案第68号	横瀬町地域振興拠点施設指定管理者の指定について	
・議案第69号	横瀬町観光案内所指定管理者の指定について	
・議案第70号	横瀬町総合福祉センター指定管理者の指定について	
・議案第71号	横瀬町コミュニティ防災センター指定管理者の指定について	
○議案第72号の上程、説明、質疑、採決	……………	127
・議案第72号	横瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任について	
○請願第4号の上程、説明、質疑、委員会付託	……………	128
・請願第4号	生態系への影響が指摘されているネオニコチノイド系 農薬の規制を求める意見書の提出を求める請願	
○請願第5号の上程、説明、質疑、委員会付託	……………	130
・請願第5号	憲法改正に反対する意見書の提出を求める請願	
○請願第6号の上程、説明、質疑、委員会付託	……………	131
・請願第6号	国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を 求める請願	
○閉会中の継続審査の申し出	……………	133
○閉会	……………	133

○ 招 集 告 示

横瀬町告示第48号

平成30年第4回横瀬町議会定例会を、平成30年12月7日横瀬町役場に招集する。

平成30年11月30日

秩父郡横瀬町長 富 田 能 成

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1番	向	井	芳	文	議員	2番	黒	澤	克	久	議員		
3番	阿	左	美	健	司	議員	4番	宮	原	み	さ	子	議員
5番	浅	見	裕	彦	議員	6番	新	井	鼓	次	郎	議員	
7番	内	藤	純	夫	議員	8番	大	野	伸	惠	議員		
9番	若	林	想	一	郎	議員	10番	関	根		修	議員	
11番	小	泉	初	男	議員	12番	若	林	清	平	議員		

不応招議員（なし）

## 平成30年第4回横瀬町議会定例会 第1日

平成30年12月7日（金曜日）

議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、町長あいさつ

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、諸般の報告

1、一般質問

5 番 浅 見 裕 彦 議員

8 番 大 野 伸 惠 議員

4 番 宮 原 みさ子 議員

2 番 黒 澤 克 久 議員

3 番 阿左美 健 司 議員

7 番 内 藤 純 夫 議員

1、延 会

午前10時開会

出席議員（12名）

1番	向井芳文	議員	2番	黒澤克久	議員
3番	阿左美健司	議員	4番	宮原みさ子	議員
5番	浅見裕彦	議員	6番	新井鼓次郎	議員
7番	内藤純夫	議員	8番	大野伸惠	議員
9番	若林想一郎	議員	10番	関根修	議員
11番	小泉初男	議員	12番	若林清平	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

富田能成	町長	井上雅国	副町長
久保忠太郎	教育長	守屋敦夫	総務課長
新井幸雄	まち経営課長	小泉照雄	税務会計課長兼計者 課長管理
大場玲子	いきいき町民課長	浅見雅子	子育て支援課長
小泉明彦	健康づくり課長	赤岩利行	振興課長
町田文利	建設課長	大野洋	教育次長
加藤元弘	代表監査委員		

本会議に出席した事務局職員

小泉智	事務局長	平匡史	書記
-----	------	-----	----



◎開会の宣告

(午前10時00分)

○小泉初男議長 皆さん、おはようございます。

平成30年第4回横瀬町議会定例会の招集に当たり、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

全員の出席でございます。ただいまより開会いたします。



◎開議の宣告

○小泉初男議長 直ちに本日の会議を開きます。



◎町長あいさつ

○小泉初男議長 町長のごあいさつをお願いいたします。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 皆様、おはようございます。

今日は、議会12月定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には公私ともにお忙しい中ご出席をいただき、まことにありがとうございます。開会に当たり、一言ごあいさつをさせていただきます。

さて、ことし、平成30年度もあっという間に師走となり、何かと慌ただしさが感じられるようになってまいりました。本年度事業も順調に進んでいるところではありますが、各事業の進捗状況の一部等につきまして報告をさせていただきます。

まず、まちなか活性化事業についてですが、この事業は一般財団法人地域総合整備財団からの助成金を活用し、住民とのワークショップ、現地会議等を経て、まちなか活性化の具体的な政策立案を行うものです。現在、町民の方々によるまちづくりワークショップを開催しています。ワークショップは全4回で、第1回目を8月18日に、第2回目を9月9日に開催いたしました。それぞれ30名ほどの方にご参加をいただき、町の強みや弱みなどの現状、町に必要なものなどの意見交換を行いました。その結果を踏まえ、10月22日に平成30年度まちなか再生支援アドバイザーボード（横瀬町現地会議）を行いました。現地会議では、大学教授などのまちづくりの専門家をお呼びし、駅及び町民会館周辺の施設等の見学や町が考える活用方法等を説明し、専門家の意見を伺いました。

11月10日には、現地会議での専門家の意見を踏まえ、第3回目のワークショップを行いました。

今後は、12月15日の第4回ワークショップで最終報告に向けた具体案のまとめを行う予定となっております。

次に、10月7日に開催した町民体育祭ですが、当日は天候にも恵まれ、延べ約2,500人の町民の皆様に

ご参加をいただき、盛大に開催をすることができました。昭和26年から開催し、ことしで68回目を迎えた歴史のある町の一大イベントであります。今後も引き続き開催をしてみたいと考えています。

次に、10月28日に開催したよこぜまつりですが、当日は好天にも恵まれ、昨年からスポーツ交流館で行っている健康まつりとあわせ、延べ約9,000人の皆様にご来場いただきました。

新たな試みとして、町民会館内によこらぼ採択事業者によるブースを設け、ラジコンの操作であったり、ドローンの飛行、お菓子の販売及び風船細工の配布等を行い、親子連れのお客様などに好評いただいたようです。

次に、よこらぼについてですけれども、11月審査分までで提案83件に対し、45件を採択しています。事業展開している中から幾つかご紹介をさせていただきます。

まず、はたらクラスについてですが、9月15日の特別講演、9月22日、10月20日の通常クラス、11月18日の拡大クラスと、9月以降で4回のイベントを行いました。各回ともそれぞれ盛況で、多くの方のご参加をいただきました。

10月14、15日の2日間、奥武蔵もろやま／よこぜ往還2daysマラソンを開催いたしました。1日目は、毛呂山町から横瀬町民グラウンドまで、2日目は、町民グラウンドをスタートし、毛呂山町をゴールとしたものです。体育協会、岳人会、観光案内所、町職員などのサポートのもと、延べ人数で567名の方々が参加をされ、盛大に、そして大きな事故もなく終了することができました。

11月17日、町民会館でよこらぼ2周年記念イベントを開催し、約150名の方々に参加をしていただきました。2部構成で行い、1部では「先進自治体サミット～官民連携、その先へ～」と題して、鎌倉市の松尾市長、つくば市の毛塚副市長と私の3者がそれぞれ市町の取り組みについて説明し、その後、パネルディスカッションを行いました。

第2部は、「福祉・医療×地方創生×テクノロジー」と題したパネルディスカッションを行いました。また、人にやさしいテクノロジーを利活用して、より便利で豊かな社会を目指すパブリテック、これはパブリックとテクノロジーを掛け合わせた造語ですが、このパブリテックという考えに賛同し、鎌倉市、つくば市とともに、パブリテックシティネットワークを締結しました。今後も鎌倉市やつくば市のような先進自治体とのネットワークを生かして、町の課題解決に積極的に取り組んでまいりたいと思います。

次に、11月17、18日の2日間、横瀬町観光・産業進振興協会・秩父地域おもてなし観光公社の主催によるちちぶ車両基地酒場2018 in 横瀬を横瀬車両基地で開催いたしました。この催しは、秩父地方の酒とローカルフードを楽しむイベントで、2日間で約2,000名の方々に訪れていただきました。晴天のもと、地元産の日本酒や焼酎、ワイン、地ビール、イチローズモルトなどの多彩なお酒と、わらじかつ、ホルモン、イノシシの肉焼など地元グルメを味わっていただいたり、車両にペイントをするなどアートイベントの要素も取り入れ、大変好評でした。

次に、11月16日に人権教育総合推進地域事業の研究成果の発表を町民会館で行いました。この事業は、文部科学省及び埼玉県教育委員会から委託を受けたもので、学校、家庭、地域とが一体となって人権教育の総合的に取り組むことを目的としております。当日は、県内の各学校や町内から大勢の方々にご来場いただき、小中学校の公開授業や平成28年度から3年間にわたる学校、家庭、地域とが一枚岩で実施した実践的な研究内容など人権教育の総合的な取り組みについて発表しましたが、県の教育局の公表では、横瀬

町らしい学校、地域、家庭が一体となった人権教育の推進や、よこらぼなどを通じた新たな取り組みなどが総合的に大変高い評価をいただきました。

また、慶應義塾大学大学院の前野隆司教授による記念講演も大変好評いただき、盛大に開催をすることができました。

もう一つご報告ですが、昨日、平成29年の埼玉県の人口動態概況のデータを県からいただきましたが、その中の合計特殊出生率についてであります。合計特殊出生率は、国の少子化対策や地方創生の中で非常に重要視されている指標ですが、埼玉県下63市町村のうち、横瀬町は前年の2位から伸びて、平成29年は数値1.82で1位になりました。横瀬町は小さい規模の町ですので、年格差は相応に大きいですし、この今回の結果も瞬間風速ではあるのですけれども、それでも県下で1位ということ、そして何よりもこの人口減少が進む地域で突出して数値が高いということは勇気づけられる思いがいたします。これから先、この数値が伸び続けるとも思っていないし、上がった、下がったを繰り返していくのだとは思いますが、引き続き子育て、人づくりの分野は重点分野と認識して、しっかり取り組んでまいりたいと思います。

以上、事業の進捗状況等につきまして申し上げさせていただきましたが、引き続き各事業等の執行には、細心の注意を払い、効果的な行政運営に努めていく所存でありますので、議員各位にはご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。また、健康には十分ご留意いただき、ご活躍いただきますようお願い申し上げます。

最後に、本定例会にご提案申し上げた議案であります。条例の制定1件、条例の一部改正4件、補正予算5件、指定管理者の指定4件、人事案件1件でございます。ご審議を賜りましてご可決いただきますようお願い申し上げます。あいさつにかえさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○小泉初男議長 以上で町長のあいさつを終わります。

---

◇

◎議事日程の報告

○小泉初男議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。

---

◇

◎会議録署名議員の指名

○小泉初男議長 日程第1、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本定例会の会議録署名議員の指名については、会議規則第114条の規定により、議長よりご指名申し上げます。

9番 若林 想一郎 議員

10番 関根 修 議員

12番 若林 清平 議員

以上の3名の方をお願いいたします。

---

◇

◎会期の決定

○小泉初男議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

この件につきましては、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託してありますので、その結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、7番、内藤純夫議員。

〔内藤純夫議会運営委員会委員長登壇〕

○内藤純夫議会運営委員会委員長 皆様、おはようございます。議長よりご指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告をいたします。

当委員会は、11月30日、委員5名、議長、事務局長、書記で行いました。

議案等の提示を受け、審議した結果、本定例会の会期は12月7日から12月10日までの4日間と決定いたしました。

なお、8日土曜日と9日日曜日は休会といたします。

議員皆様に円滑な議会運営をお願いいたしまして、議会運営委員会の報告を終わります。

○小泉初男議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告どおり、本日7日から10日までの4日間と決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は4日間と決定いたしました。

---

◇

◎諸般の報告

○小泉初男議長 日程第3、諸般の報告を議題といたします。

まず、平成30年第3回定例会報告以降の議長の公務及び公務により出張したことににつきましては、お手元に議長の諸報告を配付してありますので、ご了承いただきたいと思います。

次に、議員派遣の件でございますが、このことにつきましては、お手元に議員派遣の件として配付してあります。会議規則第116条第1項ただし書きの規定により、議長において派遣を決定いたしましたので、ご了承願います。

次に、平成30年9月から11月実施分の例月出納検査の結果報告並びに平成30年度定例監査等の結果報告が提出されておりますので、この報告について監査委員に説明を求めます。

加藤代表監査委員。

〔加藤元弘代表監査委員登壇〕

○加藤元弘代表監査委員 おはようございます。代表監査委員の加藤元弘でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、例月出納検査並びに定例監査等監査の結果についてご説明申し上げます。

お手元に結果報告書の写しが配付されておりますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

初めに、例月出納検査の結果報告から説明させていただきます。内容につきましては、平成30年9月19日、10月19日並びに11月20日に地方自治法第235条の2第3項の規定により報告したものでございます。

検査の対象といたしましては、平成30年度一般会計歳入歳出現金出納状況並びに各特別会計にかかわる歳入歳出現金出納状況でございます。

検査の概要でございますが、あらかじめ会計管理者より現金の出納状況を知るに必要な書類を提出させ、別に関係帳簿及び証拠書類の提出を求め、関係職員の説明を求めたところでございます。

検査の結果について申し上げます。検査期日現在の収支現在高は検査資料と符合、正確に処理されており、計数上の誤りは認められませんでした。指摘事項といたしましては、浅見萬作老人援護基金の廃止を含め、使用、使途について検討いただくようお願いいたしました。

なお、平成30年10月31日現在の一般会計、各特別会計及び歳計外現金の残高は4億4,454万8,841円であることを確認いたしました。

次に、定例監査等の結果についてご説明申し上げます。本年度の定例監査の結果につきましては、平成30年11月27日に地方自治法第199条第9項の規定に基づき、横瀬町役場掲示板において公示し、公表してございます。

検査対象でございますが、執行部については保育所、横瀬中学校、学校給食調理場、町民会館、公民館、図書館、歴史民俗資料館、建設課下水道事業について実施いたしました。補助団体につきましては、横瀬町社会福祉協議会及び果樹公園あしがくぼについて実施いたしました。加えてこれらの団体を所管する健康づくり課及び振興課について関係事項について監査を実施いたしました。

監査は、前回の平成28年10月以降から本年9月末日までを監査期間とし、平成30年10月29日、30日及び11月8日の3日間で実施いたしました。検査方法は、提出された監査資料等をもとに財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、事務事業の執行管理が計画的かつ合理的に行われているか、下水道事業においては、工事業務及び水質管理センターの管理運営が計画的かつ合理的に行われているかを主眼に置いて所属長及び関係職員の説明を求め、質疑応答を実施いたしました。

また、財政的援助団体及び出資団体に付随して実施した当該団体を所管する関係課には、補助金交付事務の執行状況、経営指導状況、指定管理協定状況などについて説明を求め、質疑応答を実施いたしました。

監査の概要でございますが、監査の対象となりました施設等における財務に関する事務の執行及び経営にかかわる事業の管理について監査を実施いたしました。指定様式により総括表の提出並びに関係書類の提示を求め、課所長の説明の後に、これらについて質疑応答を実施いたしました。

財政的援助団体及び出資団体監査につきましては、横瀬町社会福祉協議会及び果樹公園あしがくぼを対象に監査を実施したところでございます。

監査の結果状況でございますが、監査の対象となりました施設等における財務に関する事務の執行、事務事業の施行管理及び下水道事業における工事業務、水質管理センター管理運営状況につきましては、おおむね良好で遂行されているものと認められました。

また、財政的援助団体及び出資団体にかかわる補助金交付業務の遂行、経営指導、指定管理協定などについても、おおむね良好に遂行されているものと認められました。

以上で説明を終わらせていただきます。

○小泉初男議長 例月出納検査結果報告並びに定例監査結果報告の説明を終わります。

次に、各常任委員会委員長の報告をお願いいたします。

初めに、総務文教厚生常任委員会委員長の報告をお願いいたします。

5番、浅見裕彦議員。

〔浅見裕彦総務文教厚生常任委員会委員長登壇〕

○浅見裕彦総務文教厚生常任委員会委員長 皆さん、おはようございます。ただいま議長より総務文教厚生常任委員会の報告を求められましたので、委員長である私のほうから報告いたします。

お手元に平成30年12月5日付総務文教厚生常任委員会の報告書がありますので、これを見ていただきたいと思います。

本委員会で審議された調査事件について調査の結果を会議規則第74条の規定により、下記のとおり報告いたします。

開催日時であります、平成30年11月27日午後2時より横瀬町役場301会議室で行いました。出席者は委員6名全員と執行部10名、それから事務局2名、参考人1名であります。

初めに、会議録署名委員を指名しました。若林清平委員と宮原みさ子委員であります。

審査事件等についてであります、1といたしまして、委員会の付託案件、これは請願第2号 横瀬町における受動喫煙防止対策に関する請願であります。2といたしまして、所管事務調査であります。これは、横瀬町の債権管理マニュアルについてを議題といたしました。3番として、教育委員会報告、その他であります。

審査に入る前に、富田町長よりごあいさつをいただきました。また、この委員会の中では、教育委員会により、横瀬小学校校舎整備検討の経過についての説明を受けました。

審査経過とまとめであります。1の請願第2号 横瀬町における受動喫煙防止対策に関する請願についてで審議を行いました。この件は、平成30年9月定例会で当委員会に付託となった案件であります。審査の内容及び結果については、平成30年12月5日付別紙の総務文教厚生常任委員会審査報告書のとおりであります。

2といたしまして、所管事務調査であります横瀬町債権管理マニュアルについてであります、税務会計課長兼会計管理者より債権管理マニュアルについての概要、Ⅰ債権とは、Ⅱ債権の種類、Ⅲ町の債権、Ⅳ債権管理事務処理フロー、Ⅴ事務処理共通事項、Ⅵ債権管理事務を資料に基づき説明を受け、質疑応答を行いました。まとめといたしましては、当委員会として説明を受け、質疑応答を行ったということでまとめといたしました。

次に、教育委員会報告であります。教育長より資料に基づきまして、1、校長会等、それから2、児童生徒の現状、3、教育委員会の主な行事、4、その他についての説明を受け、質疑応答を行いました。まとめといたしまして、当委員会としては説明を受け、質疑応答を行ったということで、まとめといたしました。

4番、その他であります。執行部から所管事項の報告、説明がありましたが、当委員会としてはこれらの報告、説明を聞きおくことといたしました。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○小泉初男議長 総務文教厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

次に、産業建設常任委員会委員長の報告をお願いいたします。

3番、阿左美健司議員。

〔阿左美健司産業建設常任委員会委員長登壇〕

○阿左美健司産業建設常任委員会委員長 皆さん、おはようございます。議長よりご指名いただきましたので、産業建設常任委員会のご報告を申し上げます。

本委員会で審議されました調査事件について、調査の結果を会議規則第74条の規定により、以下のとおりご報告申し上げます。

まず、開催日時と場所ですが、平成30年11月27日午前10時より横瀬町役場301会議室でございました。出席者は委員5名、執行部4名、事務局2名でした。

まず、執行部を代表して富田町長にごあいさつをいただきまして、会議録署名委員を黒澤克久委員と関根修委員のお二人をお願いいたしました。

審査事件等でございますが、(1)、委員会付託案件といたしまして、請願第3号 東海第二原子力発電所の運転延長を行わないことを求める請願、(2)、所管事務調査、姿の池耐震化事業、(3)、その他でございました。

その審査経過とまとめでございますが、(1)の請願第3号 東海第二原子力発電所の運転延長を行わないことを求める請願について審議を行いました。本件は、平成30年9月定例会で当委員会に付託となった案件です。審査の内容及び結果については、平成30年11月28日付の産業建設常任委員会審査報告書のとおりでございます。

(2)、所管事務調査、姿の池耐震化事業について、赤岩振興課長より姿の池の耐震化の理由、事業の目的、概要等を工事計画の図面等の資料に基づいて説明を受け、質疑応答を行いました。まとめといたしまして、当委員会としては執行部より説明を受けたということで、まとめといたしました。

(3)、その他でございます。執行部から12月定例会提出案件の概要について報告、説明を受け、当委員会としては、これら報告、説明を聞きおくことといたしました。

また、審査事件等ではございませんが、教育委員会より横瀬小学校校舎整備検討の経緯について説明を受けております。

また、審査事件等終了後、姿の池耐震化事業の現地の工事の状況の視察を行い、赤岩振興課長より改めて事業の概要の説明を受けました。出席者は委員4名、執行部2名、事務局2名でした。

以上です。

○小泉初男議長 産業建設常任委員会委員長の報告を終わります。

次に、秩父広域市町村圏組合議会議員の報告をお願いいたします。

6番、新井鼓次郎議員。

〔6番 新井鼓次郎議員登壇〕

○6番 新井鼓次郎議員 皆さん、おはようございます。6番、新井でございます。議長よりご指名いただきましたので、秩父広域市町村圏組合議会の報告をさせていただきます。

今回の期間における報告は、全員協議会2件、定例会1件、その他でございます。まず、全員協議会ですが、平成30年9月20日午後1時30分より、秩父クリーンセンター会議室で行われました。出席者は議員15名と関係職員、秩父新電力株式会社役員でございます。

議事第1は、秩父新電力株式会社の事業内容とごみ処理発電による発電の売電について、議事第2は、デジタル無線談合問題に対する現在の状況についてです。

次に、11月7日午前10時より秩父クリーンセンター会議室で行われた全員協議会は、議員15名と関係職員の出席で、議事第1は、秩父新電力株式会社との地域新電力事業に関する協定書について、議事第2は、諸報告で、管理者提出議案の概要、救急医療体制について説明を受けました。

まず、秩父新電力株式会社と電力の売電についてですが、この会社は平成30年4月に秩父市90%、埼玉りそな銀行5%、福岡県みやま市で実績のあるみやまHD5%の出資比率で設立された再生可能エネルギーの地産地消、地域経済の活性化、雇用の創出等を目的とする会社で、秩父地域のごみ処理発電、太陽光発電、水力発電等のエネルギーを買い取り、秩父地域の契約者に販売する事業形態であります。広域組合は、所管施設において可能な範囲で秩父新電力と電力受給契約を締結し、電力の地産地消に努める取り組みをしたいため、今回説明を受けたもので、ごみ処理発電による電力について市場価格に近い適正価格での売買を実施するものであります。この件につきましては、後日協定書を作成し、組合理事会の承認を得たということでございます。

次に、デジタル無線談合問題に対する現在の状況ですが、組合に納入されたデジタル無線機は、富士通ゼネラル製でしたが、デジタル無線談合に関し公正取引委員会排除勧告に富士通ゼネラル社が含まれていたことから、損害賠償請求を含む対応を検討しているものであります。ただし、富士通ゼネラル社は、この勧告を応諾しておらず、裁判は控訴中であること、組合の発注は秩父市内の業者に行っており、この業者の機種を選択が富士通ゼネラル製のものだったということであり、直接契約はしていない等の事情もあり、現在損害賠償について、他の団体と協議して協調で進めているとのことでした。現在、対応を協議中とのことでした。

次に、救急医療体制ですが、秩父病院の申し入れに対して、継続のお願いをしていたところですが、今回平成31年については、今までどおり実施すると回答をいただきましたが、平成32年について、平成というものが使われるかどうかあれなのですが、済みません。延べで平成32年については日曜の昼と夜間に加え、土曜日でも辞退したいとの申し入れがありました。組合は継続のお願いとともに、負担軽減を考えていきたいという報告でございました。具体的には、医師会が実施している休日診療の時間を10時から9時に、また終わりを午後6時とすることで指定病院の負担を軽減する考えだそうです。

次に、11月定例会ですが、平成30年11月14日午前10時より秩父クリーンセンター会議室で行われました。出席者は議員15名と管理者、副管理者、理事、関係職員であります。

議事の内容ですが、第1、会議録署名議員の選任、第2、会期の決定、第3、諸報告、第4、管理者提出議案の報告、第5、一般質問、この中で諸報告については、月例監査結果と先ほど説明した電力に関する協定書の締結報告でありました。



次に、議事第6から第8は、管理者提出議案の3議案で、平成29年度秩父広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算認定、条例の一部改正、一般会計補正予算でありました。議案第16号から18号の全3議案は、全て総員賛成、可決となりました。

次に、その他であります、秩父広域市町村圏組合議会行政視察研修が平成30年10月18日から19日でありました。視察地は静岡県で藤枝市環境政策課では、ごみ減量の取り組みについて、浜松市上下水道部では、水道事業へのコンセプション導入可能性調査について研修しました。

以上、報告いたします。なお、広域議会資料詳細につきましては、控室に置いてありますので、詳細についてはごらんいただいて、控室等で質問していただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○小泉初男議長 以上で秩父広域市町村圏組合議会議員の報告を終わります。

この際、報告に対し質疑がございましたら、お受けいたします。

質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 代表監査委員に伺います。

先ほど説明があった平成30年度定例監査及び行政監査の結果についてであります。この中で2点ないし3点ですか、水質管理センターの監査ですか、それと指定管理の関係がありましたので、ここについての説明をよろしくお願いします。

1つは、この水質管理センターの管理運営が計画的かつ合理的に行われているかという点であります。これは、どういう点を水質管理センターの管理運営についてのどういう主観において見たのかという点が1つ。

それから、工事の関係であります、下水道事業に係る工事業務についてと1件を抽出監査したということで、設計から工程管理、検査までも含めてだと思っておりますが、どういう工事であったかというのについての説明をお願いします。

それともう一点は、今後今回の議題の中で示されている指定管理者の関係があります。そこで、ここでは財政的支援団体及び出資団体の監査に対してということで、指定管理協定状況について説明を述べたということであります。この指定管理協定がどのようなものなのかについての簡単に結構ですが、説明をよろしくお願ひしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○小泉初男議長 報告者の答弁を求めます。

加藤代表監査委員。

○加藤元弘代表監査委員 水質管理センターの関係かと思えます。

まず、前澤エンジニアリングさんのほうをお願いをしているものになります。できるだけ安くやっていたために長期の契約をしているというものが1点、それと保守管理、その他についても十分にやっているという確認をさせていただいたところになるかと思えます。

済みません。工事の件という、ごめんなさい。質問の趣旨なのですが、もう少し理解を深めたいのですが。

〔何事か言う人あり〕

○加藤元弘代表監査委員 済みません。ちょっとお待ちください。

現地視察といたしましては、9号線、17区地内の管渠布設工事ということになるかと思います。  
あと1点は何でしたっけ。

〔何事か言う人あり〕

○小泉初男議長 5番、浅見裕彦議員にお願いしますけれども、書面にて後ほど報告させますけれども、それでよろしいでしょうか。

○5番 浅見裕彦議員 はい。

○小泉初男議長 では、そのようにしますから、書面で。

○加藤元弘代表監査委員 申しわけございません。

○小泉初男議長 大丈夫です。

他に質疑ございますか。

7番、内藤純夫議員。

○7番 内藤純夫議員 広域議員にお伺いしたいのですけれども、浜松市の上下水道部のほうにも視察に行ったということが書いてありますが、11月14日の時点で広域水道事業民営化についての話題は何か出ているのでしょうか、お聞きします。

○小泉初男議長 報告者の答弁を求めます。

6番、新井鼓次郎議員。

○6番 新井鼓次郎議員 それでは、内藤議員の質問にお答えさせていただきます。

研修当日における説明においては、浜松市さんの場合、コンセッションについての調査研究の報告ということで、こういうことがある、いいこと、悪いことがあるというような説明でございまして、それを浜松市さんでは実際にはまだ実施しておりませんということで、今後実施を含め、さらに協議検討するというような内容でございまして、現時点での報告書というものも、詳細なものもいただいておりますので、後でご一読いただければと思います。

○小泉初男議長 内藤議員に申し上げますけれども、広域議会資料は控室に……

○7番 内藤純夫議員 資料ではない。

○小泉初男議長 資料ではないのですか。

○7番 内藤純夫議員 はい。

○小泉初男議長 わかりました。

7番、内藤純夫議員。

○7番 内藤純夫議員 いえ、秩父広域内において民営化事業の話題が出たかという今質問をさせていただいております。

○小泉初男議長 6番、新井鼓次郎議員。

○6番 新井鼓次郎議員 秩父広域市町村圏組合で民営化の動きというのは、話というのはございません。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

○7番 内藤純夫議員 結構です。

○小泉初男議長 いいですか。

○7番 内藤純夫議員 はい。

○小泉初男議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ質疑を終結いたします。

以上で日程第3、諸般の報告を終了いたします。



◎一般質問

○小泉初男議長 日程第4、町政に対する一般質問を行います。

本定例会に通告のありました一般質問者は8名でございます。

一般質問に際しましては、質問者・答弁者ともに簡潔・明瞭な発言をお願いいたします。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

5番、浅見裕彦議員。

〔5番 浅見裕彦議員登壇〕

○5番 浅見裕彦議員 5番、日本共産党の浅見裕彦です。議長の許可をいただきましたので、通告に沿って質問します。

質問に入る前に、きのう6日、水道改正法が成立しました。私は、長年水道事業に携わってきた人間として、今回の水道法改正に強い憤りを感じます。水道事業の民営化、広域化は、住民からますます目の届かない方向になってしまいます。命の水として安全の水の供給は、自治体の固有の使命です。今回の改正は、今話がありました運営権を民間に売却できるコンセッション方式の導入を促進し、民間企業の参入を促すものであります。利益を優先する巨大企業が参入してきたら、料金値上げなど住民負担を招く危険もあります。自治体としてみずからの水道を守る取り組み、多くの人々の協働の力により取り組みを図っていきたいと思います。

それでは、通告に沿って質問に入ります。1といたしまして、公文書の取り扱いについてであります。安倍政権のもとで森友問題での公文書の改ざん、隠蔽、捏造が次々に発覚し、公文書への信頼が根底から失われています。平成20年11月には国は新たな文書管理法のあり方を含め、国の機関における文書の作成から、国立公文書館への移管、廃棄までを視野に入れた文書管理の今後のあり方及び国立公文書館制度の拡充等について検討を行うため、内閣において公文書管理のあり方等に関する有識者会議が開催されました。この中で公文書の意義として、民主主義の根幹は、国民が正確な情報を自由にアクセスし、それに基づき正確な判断を行い、主権を行使することにあると聞きます。国の活動や歴史的事実の正確な記録である公文書は、この根幹を支える基本的インフラであり、過去歴史から教訓を学ぶとともに、未来に生きる国民に対する説明責任を果たすために、必要不可欠な国民の貴重な共有財産であるとしています。

そこで、横瀬町の公文書の取り扱いについて何うものであります。

(1)、公文書の定義はどのようになっているか、これを簡潔に説明してください。

(2) としまして、公文書の管理についてどのようになされているかを示してください。これは、ファイリングシステムがどのように管理されているか、また永久保存文書の保存はどのようにされているかを説明してください。

2 といたしまして、学校における人権教育の到達点と今後の進め方についてであります。先ほど町長のあいさつの中でありました。横瀬町は文部科学省、埼玉県の委託を受け、地域人権総合推進事業を推進して、その成果についても非常に褒められたとありました。そこで、研究の成果を踏まえ、到達点と今後の進め方についてを示してください。その中には3年間の委託費と、その主な使い方について説明してください。

さらに、みんなが助け合い、こころのふれあいを大切にする絆の強いまちづくりは、学校教育だけでなく、町全体の課題でもあると考えます。町としての方向性も示してください。

次に、3 としまして、国民健康保険税の減免についてであります。ことし6月議会で私は国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める議案の質疑の中で、多子減免制の創設についての町の見解を伺いました。答弁は、多子減免制度については検討していくとの回答でありました。富士見市を初め秩父郡市の自治体においても、皆野町、小鹿野町で実施または実施の方向と聞いています。

そこで、(1) といたしまして、国民健康保険税は生まれたばかりの赤ちゃんにも均等割が課せられています。この均等割に課せられている税額について、前年度決算と今年度予算から全ての子供を対象にした場合の世帯数、人数、金額、それから第2子からの子供を対象にした場合の、それから第3子を対象とした場合の世帯数と人数、減免額を示してください。

(2) として、子供への均等割は減免すべきと考えますが、町の考えを示していただきたいと思えます。

最後に、4番目でありますが、育英奨学資金の拡充についてであります。前回9月議会で一般質問に挙げましたが、時間を答弁聞くだけになってしまいました。今回改めて何うのものであります。育英奨学資金の中に、給付型奨学金制度を導入して、進学したくても家計等の状況で断念することのないように応援したいと考えますが、町長の考え方を示していただければと思いますので、よろしくお願いします。

壇上からは以上であります。よろしくお願いします。

○小泉初男議長 5番、浅見裕彦議員の質問1、公文書の取り扱いについてに対する答弁を求めます。

総務課長。

〔守屋敦夫総務課長登壇〕

○守屋敦夫総務課長 質問事項1、要旨明細(1)について答弁をさせていただきます。

まず、公文書の定義ですが、横瀬町公文例規程第2条において、「公文書とは、法規文書、議案書及び専決処分書、令達文書、告示文書、普通文書、電子文書等のほか、職員がその職務権限に基づいて作成し、または取得する文書、図画及び電磁的記録をいう」と規定をしております。

公文書について幾つか説明をさせていただきますと、法規文書には地方自治法の規定に基づき、議会の議決を経て制定し、町長が公布をする条例、地方自治法の規定に基づき、町長が制定し公布する規則があります。

次に、議案書及び専決処分書には、町長が議会の議決を経なければならない事件について審議を求める議案等があります。

次に、令達文書には、訓令・通達・指令があり、訓令は、町長が下級機関に対し、指示、命令する文書等のことをいいます。

通達は、上級機関が下級機関に対し、指示または命令する文書のことをいい、指令につきましては、個人、団体等からの申請に基づき許可等の処分をする文書のことをいいます。

次に、告示文書は、法令・条例等の規定に基づき処分または決定した事項等を住民に公示する文書のことをいいます。

普通文書は、照会・回答・諮問・答申・報告・依頼等について作成する文書のことをいいます。

幾つか例を挙げますと、職務遂行に当たり、行政機関、個人等に問い合わせるものを照会といい、照会または依頼に対し答えるものを回答といいます。所管の機関に対し、所定の事項について意見を求めるものを諮問といい、諮問を受けた機関が諮問に対して意見を述べるものを答申といいます。これらが公文書ということになります。

次に、公文書の管理についてでございますが、横瀬町文書規程に基づき管理を行っております。まず、公文書の流れについてでございますが、庁舎に到達した文書等は、総務課で受領し、各課のほうへ配付をいたします。各課は、配付された文書に收受印、保存保管年限印を押印し、收受印及び文書管理台帳に必要事項を記入をします。ただし、刊行物、ポスターその他の文書等は、收受印の押印等を省略をすることになります。

課で処理の終えた文書や起案した文書については、横瀬町専決規定に基づき回議、審査を経て決裁ということになります。また、必要に応じて合議を経ることになります。

次に、ファイリングシステムについてでございますが、文書の発生から廃棄に至るまでの一連の流れのことをいいます。当町では、平成12年度からファイリングシステムを導入しております。ボックスによるファイリングシステムで、前年度発生文書と当該年度発生文書を基本書棚の上下で保管をしております。文書の保管については担当課で行っております。

年度終了時に各課において、ファイル基準表及び文書引継書を作成し、総務課へ提出いたします。そのファイル基準表が横瀬町情報公開条例に基づく公文書検索目録というふうになります。

保管期間を終了した文書は、毎年度4月末までに、前々年度完結文書のうち保存すべき文書を地下書庫等へ移し、その後は総務課で一括管理をすることになります。

お尋ねのあった永久保存文書の保存についても同様の扱いとなります。保存年限基準については、文書規程に規定をしておりますけれども、町議会に関する文書で特に重要なもの、条例、規則その他の重要な規程類の制定及び改廃に関する文書等、訓令、通達、指令及び告示に関する文書等で重要なもの等が第1種文書となります。

次に、文書の保存年限を申し上げますと、第1種文書は11年以上、第2種文書は10年、第3種文書は5年、第4種文書は3年、第5種文書は1年、第6種文書は事務処理上必要な1年未満の期間となっております。保存年限が経過した文書については、廃棄をするということになります。

以上、答弁とさせていただきます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 ありがとうございます。文書の規程については、町の公文書規程の中身の中を説明していただきました。非常に住民の利用に役立つようにという文書で、国はああいう形でやっていくので、ぜひ大事にしていきたいというふうに思います。

その中で、このファイリングシステムについてであります。町の文書規程等を見ますと、書類上の中には、今電子と、それから紙ベースというふうな点があると思います。検索等を含めるならば、電子システムで誰でもが庁内の職員であるならばわかりやすいようになるのが一番いいというふうに思うのですが、そのアクセスできるというか、町のファイリングシステムは、職員であるならば、こういう文書がありますよというのが庁内のネットワークでまず見ることができるかどうかという、そういうシステムになっているかどうかで、なおかつシステムになったら、それを見ることができるかどうかという点が1点であります。

それから、保管場所の関係であります。文書の保管ということで、先ほど地下の書庫とありました。この町の文書規程によりますと、この庁舎内の所定の場所とありますが、庁舎以外の場所でも保管文書を管理することができる、こういう点も決められていて、ほかにこの管理しているところがどうかというふうな点が、これがまず2つ目です。

3つ目であります。この廃棄の方法であります。単年度の1年度だったらそれで終わる、あるいは期間が来たときに廃棄するとありますが、この廃棄方法はどのような廃棄方法をとっているのかということについての説明をお願いします。

あと、この永久保存文書の関係であります。きのうBSで日本軍の兵士さんが精神障がいにかかったときの病歴をやったと、それが隠されて残っていたというのが放送されていた点があります。日本のこの戦前の文書というのは、戦争終結と同時に燃やしてしまえというふうなのがよく指示された例というふうに聞いています。横瀬町ではこの戦前文書等を含めてちゃんと保存されてあるかどうか、そのこのところについての説明をしていただければというふうに思います。非常にいろんな過去の歴史等を見ながらの大切な文書をどう保管していくかという点でありますので、今の点についてよろしく願いいたします。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔守屋敦夫総務課長登壇〕

○守屋敦夫総務課長 それでは、再質問について答弁をさせていただきます。

まず、紙ベースと電子の関係のシステム化の関係ですが、基本的には庁内でのネットワークの構築はございません。紙ベースで各課のほうから提出していただいたものを総務課のほうで一括管理をしているということです。

それから、保管場所については、ご指摘のように文書規程ではございますけれども、今、町のほうで保管しているのは庁舎ということになります。

それから、廃棄の関係ですけれども、文書の廃棄につきましては、個人情報と行政情報の重要性和紙資源の再利用に配慮をし、業者のほうに委託をして溶解処理をしているということでございます。

それから、戦前の文書等の古い文書の管理ということでございますが、先ほどもちょっと触れましたけれども、平成12年からファイリングシステムのほうを行いまして、そのタイミングで平成13年の4月1日

現在で各課のほうで文書規程に基づく保存年限による取りまとめのほうを行っていただきまして、そのタイミングで各課のほうへ残っている文書等を、そこのタイミングから保存を始めたというのが現状でございます。その内容につきましては、各課のほうで文書規程に基づき必要な年限に基づいて整理をしたものを今総務課のほうでは保管しているということで認識をしております。

以上でございます。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 まず、ファイリングについてであります。電子化されていないという、紙ベースということで、検索システム等を含めてこれはぜひ町は早急にファイリングシステムの電子化というふうなので、アクセスもしやすく、こういう文書がこう残っている。これだということができるように進めていっていただきたいと思いますが、そこら辺についての考え方はどうかという点が1つであります。

それから、廃棄についてであります。今は個人情報、行政情報等を考えながら、それからさらに再利用というふうな点を考えて、業者に委託というふうな点がありました。私はここは、私がかつてその行政文書を処分するときはどうかと言ったら、職員が持って行って、窯に入れるまで、もうそこは絶対その後あけないというふうな仕組みになっているので、より安全性というか、漏れることのないようにというのは、この委託業者ではなくて、町として責任持ってそのごみ焼却場に行って入れるというのが一番安全ではないかなというふうに思うので、そこら辺についての見解を伺いたいのが1点です。

もう一点は、今の文書で、戦前の文書どうかというふうに聞いたところであります。町は今の課長の答弁だということ、保存年限に基づいて各課でやっているのということだったのですが、戦前の文書も含めてちゃんとあるかないかというか、そこら辺、横瀬町は焼却処分はしていませんというふうに言い切れるかどうかのその点について再度よろしくお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔守屋敦夫総務課長登壇〕

○守屋敦夫総務課長 電子化の関係についてですけれども、ファイル基準表を先ほど申し上げましたけれども、情報公開の対象の文書ともなっております。各課のほうから集めたものを各課の中では電子化は、当然電子化というか、電子データでの保存はされております。今のところそのデータを一くくりで共有をして見るというその必要性というのが私の中ではちょっと余り考えられませんので、今のところ考えておりません。

それから、廃棄については、一応先ほどちょっと言葉が足りなかったのかと思いますけれども、職員のほうで保存年限が過ぎたものを各課の職員が出てきて、そこで保存箱等に入れたものを広域のほうまで持って行って、横瀬町だとか、ほかの市町村等もその広域のところに来て、委託をしている業者さんのほうにそこから車のほうに積んで、溶解処理をしていただいているというような現状です。

それと、戦前文書については、一例を申し上げますと、例えば明治からあるものとか、大正からあるものとか、必要な重要なものについては町のほうでは適正に管理をしているという認識でございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 以上で質問1を終了いたします。

ただいま5番、浅見裕彦議員の一般質問中でございますけれども、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時24分

○小泉初男議長 再開いたします。

次に、質問2、学校における人権教育の到達点と今後の進め方についてに対する答弁を求めます。  
教育長。

〔久保忠太郎教育長登壇〕

○久保忠太郎教育長 2の(1)について答弁いたします。

研究に当たり、子供たちを対象とし、平成28年度に埼玉県教育委員会作成の人権学習に係る質問紙調査を実施いたしました。結果では、自尊感情、自己肯定感などが低く、自分を表現することに苦手意識を抱えていることなど人とかかわる力や人とつながる力に課題があることがわかりました。

こうした背景を受けて、課題解決に向け人権教育の視点から研究を進めてまいりました。11月16日に開催いたしました研究発表会では、3年間の節目として、質問紙調査の結果や児童生徒の成長や変容、町民の意識の肯定的な変化等に触れながら、研究の成果と課題について報告いたしました。もちろん人とつながる力等は一朝一夕にして身につけられるものではありませんし、3年間で到達するものでもありません。今後も町民の皆様とともに、あいさつ運動・人権標語募集や各種講演会、行事等を通じ人とつながる力等の醸成を図りたいと思います。人権教育の視点に立った横瀬町ならではの活動の実践をさらに積み重ねてまいりたいと思います。

委託費関係でございますが、県支出委託金は平成28年度70万7,801円、平成29年度は57万9,925円、平成30年度は申請額でございますが、64万6,064円です。主な支出につきましては、講師謝金、職員旅費、研究紀要等の印刷製本費、啓発品や教材費等の消耗品でございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 ありがとうございます。3年間の成果ということで、11月16日に町民会館において報告がされておりました。それで、この予算大体見まして、ほぼ200万円の予算があった中で、講師謝礼あるいは印刷製本とかというふうに使われてきたというふうに思います。そういう中で、横瀬町の今回の成果というふうについて課題というのですか、そこら辺をどう捉えるかでありました。教育長のほうからこの町民意識とかというふうな点がありまして、人とつながる力、あれは3年間ではとてもできないけれども、これからあいさつとか、人権標語や尊重しながら進めていくということでありました。

3年間予算がなくなった中で、講師としては非常に蓮池さんを入れるとか、あるいは花田景子さんだとか、それからLGBTの関係とかと、いろんな点を取り組んできて、横瀬町の本当に人権に対する取り組



みというのが広がってきたなというふうに思います。

それから、標語等についても、この募集等によって、今年度募集がトータルとして1,179ですか、こういう中ですばらしい標語等も得られてきているというふうに思います。

私は、この町全体の中でどう進めていくかということで、「人権教育推進地域事業」と印刷されたここにありますが。これの中でこの人権教育の総合推進会議、今回教育委員会を中心として進めてきたわけだけでも、町全体として進めますというふうな中で、この構成員が書かれています。私がえっと思ったのは、議会がこれにかかわってきていないのです。というのは、予算上で見たときに、ああ、委託費があった。人権教育の委託費がこれだけ上がっているなど、これはどういうことをやるのですかというふうな質問の中身の中で、この計画とか、町全体で研究テーマを進めます。人権教育の全体構想で町の将来像と「緑と風が奏でるところ和むまち」があって、横瀬町の教育理念を入れて、人を育み、互いを尊重し、文化を伝える教育の推進ということで、横瀬町と、それから人権教育の目標というのを掲げてきたと思います。こういう中で、この人権教育推進会議でもって進めてきたと。

では、この間議会はどうかというと、参加はしてきています。だけれども、ここの中に参画していないという点が私は今回これを見ながら気がついた点で、今後まちづくりの中でのこのみんなが助け合い、こころのふれあいを大切にする絆の強いまちづくりをどうつくっていくのかという点が非常に大切な中身であるだろうと思います。3年間の成果については、非常に先生方の努力、町の努力、多くの人々の手によってできてきた点だというふうに思います。今後のこの成果と課題の中でも、先ほどやった自尊心や自己肯定感を日ごろの授業で養うというふうな点をつくってきました。今後これから進めていく中での課題というような点では、豊かな心とか、町内の関係機関と一層の連携を図ることにより、人とつながりを醸成し、地域人材の育成に努めると、こういうふうにまとめてきたところでもあります。なかなか町全体にはこういうふうに広まってきている。では、議会の中でだったら、議会に対する説明は特になかったりしたもので、それぞれだったので、ともにやっていこうではないかと、そういう立場を鮮明にしながら、今後の取り組み課題、こういう点について学校は今後予算はないけれども、新たな予算というか、今の限られた町の予算の中で進めていくというふうな点に思いますが、1つには、今進めてきたこれを町として教育委員会にもうちょっと今の中に予算を国から来た点をふやして、こういう点にもうちょっと進めていっていただきたいというふうに考えているかどうかという点が1つであります。

それから、もう一点は、町全体としてこれは町のこの人権教育というか、人権をどう育てていくかというか、一人一人を大切に、それぞれの互いを尊重しながら、住みよいまちづくりにどう生かしていくかという点だと思いますので、そこら辺についての考え、あるいは構想、今後こういうふうにして進めていったらよいのかどうかという点についての回答をよろしくお願いいたします。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔久保忠太郎教育長登壇〕

○久保忠太郎教育長 ご質問いただきました推進会議でございますが、基本的に実働と申しましうか、実際に動ける方という形の専門委員会等々の形の代表者の方にお入りをいただいたところでございます。そういう中で、例えば学校応援団だとか、またPTAだとか、民生・児童委員だとか、そういう団体に入っ

ていただきました。議員さんのほうに対しましては大変申しわけないことですが、高所大所の立場からご指導いただくという前提で考えておりましたので、その専門部会に入らないで、総務文教厚生常任委員会等でご指導いただくという形で進めさせていただいたつもりですが、その分が徹底できなかったように受け取られるとまた私どもも申しわけないのですが、そういう形で進めさせていただきました。そういうことをご了解いただければと思います。

また、この間でやっぱり学校につきましては、新たなその例えば授業のあり方だとか、人権教育の視点、人権教育等いろんな形があるのだと思いますが、例えば体育なんかでやってみれば、やっぱりそこで連帯感を持たせる指導だとか、あるいは数学一つとってみましても、証明問題なんかやると、やっぱりここには理論をつくる形になりますので、公正、公平な部分いたりしますので、そういう認識も教員に持ってもらったということもありがたいかなと思っています。

そういう形で、さまざまな視点で、人権教育というのは、前野教授もお話ございましたが、多様性とやっぱり結びつくということを意識をさせていただきましたので、そういうことを含めた形で進めさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○小泉初男議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 私のほうからは、これをまちづくりに対して今後どうという部分に関してお答えをしたいと思います。

この町はまだ消滅可能性都市なわけですけれども、持続可能性を高めるために大切なことというのは幾つかあって、その中の大変重要な部分が多様性をつくっていく、認めていくということだというふうに自分は理解をしています。人権教育というのは、まさにこの部分の根幹をなすところでして、人権教育を推進していくこと、人権意識を高めること、そして町内に多様性をつくっていく、あるいは多様な幸せをつくっていくというのですか、ということは我々行政の目指す姿として大変重要なことだろうというふうに思います。今回、前野先生の講演もいただいて、私もいろんなことに気づいたわけなのですけれども、人権教育を推進していくということと、町の中で多様な幸せをつくるということ、そしてよい町をつくるということ、これリンクをすることであるというふうに改めて今回で認識をしています。

なので、これから今、町の次の計画をつくっていくわけですけれども、その中に多様性というところはキーワードとして大変重要な位置に入れていくことを今考えています。ということで、教育委員会分野の人権教育ということも大事ですが、そこまちづくりというものをこれからさらにリンクをして、まちづくりに生かしていくということを進めていきたいというふうに考えています。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問はございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 今、教育長のほうから高所大所の立場からご指導いただきたいという点で、総務文教厚生常任委員会の委員長として、そういう点では果たしてこなかった点については、申しわけないなというふうに思いながらいるところであります。

今、多様性ということでありました。特に個人の尊重というのが憲法第13条ですか、このところでは必要などころだというふうに言われているところだというふうに思います。学校の先生のほうも今回の人権教育等を受けながら、学校だよりの中で小学校長あるいは中学校長先生も、この広報の中でもいろいろさらに生かしていきたいという点を出しているところでもあります。

先ほど伺った中でちょっと足りなかったのは、いわゆる予算を伴うものというか、そういうことについて町がいわゆる教育委員会では、こういう点をもうちょっと援助してもらえば、もうちょっと今の形の中から違う形に発展できることはあるのではないかというその要望と、町がこういうことをでは配慮して、そこに予算をつけますよということがあるのかどうかという点です。あとはまちづくり、住みよいまちということでは、多様性の中で、よいまちをつくる、幸せになるまちと、それから学校の子供たちも安心して学校にやって、それぞれを大事にすると、そういうことをつくっていければというふうに思いますので、予算の関係を再度確認してというふうに思いますので、要望と、要望というか、教育委員会と、それから町がどう考えるか、両方からでお願いできればと思います。よろしくをお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

〔大野 洋教育次長登壇〕

○大野 洋教育次長 予算の関係でございますが、先ほど委託費ということで出させていただいた金額は、この金額が県からの委託費として交付していただけるという金額でございます。このほかにも人権関係で予算をとっている部分もございます。全く同じように継続できるかという点、その辺はまた検討が必要かと思っておりますが、おおむね従前より人権に対してとっております予算というものは今後も継続してとっていききたいというふうな要望していきたいというふうな思っております。

以上でございます。

○小泉初男議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 必要に応じて適切な予算措置を講じてまいりたいと存じます。

○小泉初男議長 以上で質問2を終了いたします。

次に、質問3、国民健康保険税の減免についてに対する答弁を求めます。

税務会計課長。

〔小泉照雄税務会計課長兼会計管理者登壇〕

○小泉照雄税務会計課長兼会計管理者 質問事項3、要旨明細(1)の国民健康保険税の子供の均等割課税額について答弁いたします。

前年度決算時点での子供の均等割課税額ですが、18歳までの全ての子供を対象にした場合、90世帯、155人、263万5,000円、第2子からの子供を対象にした場合、47世帯、67人、113万9,000円、第3子からの子供を対象にした場合、8世帯、17人、28万9,000円であります。

次に、本年度11月時点での子供の均等割課税額ですが、18歳までの全ての子供を対象にした場合、92世帯、159人、322万7,700円、第2子からの子供を対象にした場合、52世帯、67人、136万100円、第3子からの子供を対象にした場合、9世帯、15人、30万4,500円であります。

以上でございます。

○小泉初男議長 いきいき町民課長。

〔大場玲子いきいき町民課長登壇〕

○大場玲子いきいき町民課長 質問事項3、要旨明細(2)について答弁させていただきます。

浅見議員もご承知のとおり、国民健康保険は被用者保険と制度設計が違い、被保険者数に応じ均等割が加算される仕組みでございます。均等割の考え方といたしましては、被保険者数の多い世帯は、被保険者数の少ない世帯より医療の受益が多くなるため、それに見合う保険税のご負担をお願いするものでございます。私どもといたしましては、多子世帯を含めた子育て世帯に対する負担軽減につきましては、子育て支援の観点及び少子化社会に対応するため重要であると認識しております。

しかしながら、現行の国民健康保険制度では、子供に係る均等割を減免した財源は、ほかの国保被保険者が負担する形になります。

また、税の減免につきましては、地方税法において天災その他特別の事情がある場合や生活が著しく困難となった場合、個々の状況に応じて判断するものとされており、税は公平であることが求められています。つきましては、ほかの国保被保険者の負担増や国民健康保険税の負担の公平性を保つ点から、現時点では町独自の減免制度については慎重に考えていく必要があると存じます。

なお、子供に係る均等割額の軽減措置の導入につきましては、全国知事会や国保制度改善強化全国大会等を通じて国に要望しておりますことから、その動向も注視してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○小泉初男議長 再質問はございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 回答ありがとうございました。今で国民健康保険税均等割を減らした場合ということで、第3子をとということであると、今年度で言うならば9世帯、15人、30万4,500円、全体で言っても322万7,700円、昨年度でも、だんだんその年によって変わるというふうに思います。

私は、9月議会の中でも、この問題について埼玉で富士見市で多子世帯にわたって減免が広がってきているよと、その後はどうですかと言ったときに、では様子見ながら検討していきたいというふうな、ほかの市町村の状況の調査から始めて検討していきたいというふうな回答があったというふうに思います。

その後、秩父郡市でも皆野町あるいは小鹿野町でも第3子への減免という形で出てきているところがあります。例えば皆野町でいきますと、この第3子からの子供について、平成31年度から減免しますということで、加入者1人当たりって、18歳までの全ての子供ではなくて、第3子からやった場合、19人の減免額で32万6,800円という、こういう形でいっているところがあります。

これで、横瀬町の国保の加入状況と見ますと、これは町が2018自治体キャラバンで出した数字からなので、若干数字は幾つかは違うかなというふうに思いますが、人口8,210で、世帯が3,060、国保世帯が1,307世帯で、被保険者数2,197人でなんていうふうになっています。国保の世帯割合は42.7%の世帯の中で、こういう形で占めるし、では被保険者はというと、1人世帯が多かったりする点での26.8%と、こういう形になっていると思います。こういう中で1人当たりをどうかというのが均等割の関係であります。町の均等割の関係につきましては、これが1人当たり2万300円、これが1万1,500円と8,800円の合算で1人当

たり2万300円というふうになっていると思います。

これで、今、富士見市はことさらに拡大したというか、国民健康保険の多子減免制度の創設についてということで、平成30年度開始の多子減免制度の年齢を広げ、激変緩和措置を充実しますということで、対象者は22歳の大学生以下の被保険者が3人以上の世帯の納税義務者ということでいます。これは、148世帯、189人で540万円、前回提案は18歳以下の被保険者が3人いる世帯の納税義務者110世帯、144人で410万円ということで、所得制限入っていますが、こういう点に拡大してきていると。

もっとすごいところがあったのです。加賀市の国民健康保険税の国民子どもの均等税額の減免のお知らせということで、加賀市国民健康保険では、子育て世代の負担軽減を図るため、平成30年度から国民健康保険に加入する子供に係る均等割額を減免します。6月議会世帯、これにより世帯数へ賦課される国民健康保険税が減免となります。なぜ子供の均等割減免なのかということで、国民健康保険税の均等割は、社会保険等にはない加入者一人一人に係るもので、収入のない子供についても人数分の賦課がされます。加賀市では、子供の均等割を減免することにより、子育てに係る経済的負担を軽減することとしましたということで、ここまで広がっている自治体もあるわけです。

こういう中で、横瀬町はどうかということになっています。秩父郡市で広がってきている中、子育てにやさしいまちづくりということでは、国保世帯の中での子供の多い家庭が負担を、それは先ほど課長が言った7・5・2という軽減措置はありますが、さらにこの中での減免というのは、これはなぜ減免かというのは、法律で決まっていなければならない均等割となっているので、そこは町独自にできないから、町独自にできないというか、減免制度を設けなくてはだという点なのだと思うのだ。そこについてぜひ導入していただきたいというふうに思いますので、再度回答をよろしくお願いいたします。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

いきいき町民課長。

〔大場玲子いきいき町民課長登壇〕

○大場玲子いきいき町民課長 再度のご質問についてお答えさせていただきます。

子育て支援の観点から、収入のない子供にまで保険税を課税するのはいかがなものかという意見が時代の変化とともに出てきているということは確かでございます。こういった考え方の中、平成30年度から県内で3市1町が導入していることではないかというふうには判断しております。しかしながら、国保制度におきましては、加入者全てが被保険者となり、医療に係る費用をお互いが負担し、支え合う仕組みでございます。そのための財源として、国保税が賦課されるという考え方でございますので、子育て世帯のみの減免措置は今後とも慎重に考えていきたいというふうに思っております。先ほども申しましたが、子供に係る均等割を減免した財源は、ほかの国保被保険者が負担する形と申しますのは、通常国保税の減免は、特別交付金の対象となりますけれども、こういった多子減免等は対象外になっているということから、ほかの国保税の被保険者の方たちが負担する形または一般会計からの繰り入れがあれば、町民全体で支えていかななくてはならないということにもなるかと存じますので、慎重に考えていきたいと存じます。

以上で答弁とさせていただきます。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 この国民健康保険を主管している課長のほうはそう答えざるを得ないのではないかなというふうに思います。私は、今、町全体でこの子育て世帯をどう応援していくかという、そこだけにこの今一般会計からそこに入れることによることは、なかなか担当している課としては難しいということでありました。ここは町全体として言っている、町長のほうからこの子育て世代に優しいまちづくり、他市でも始まってきている多子減免制度についてぜひ導入していただきたいというふうに思いますが、町長、どのように考えるか、よろしくをお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 子育て支援が町の大切な課題であるというのは、もうこれ論をまたないところです。そのためにできることを優先順位をつけてやっていくという中で、結論から言うと、今の課長の答弁のとおりになってしまうのですけれども、今のところこの税のところに踏み込んで、ごめんなさい。国民健康保険税のところは、どこかをつけるとどこかから取らないといけないというところにして、そこが大変悩ましいところだなというふうに思っています。

総論としては、子育て支援はもう最大限注力をしていきます。ただ、その方法論は少し柔軟に考えたいなということと、とりわけこの健康保険税のところのさらに踏み込んだ減免については、少し慎重に考えなければなということを考えています。

以上です。

○小泉初男議長 以上で質問3を終了いたします。

次に、質問4、育英奨学資金の拡充についてに対する答弁を求めます。

教育次長。

〔大野 洋教育次長登壇〕

○大野 洋教育次長 初めに、私のほうからご答弁をさせていただきます。

育英奨学金は、有用な人物を育成することを目的とした経済的支援だと考えております。そのため、給付型とする場合には、その目的や条件が特に重要となり、またその場合の財源についても慎重に検討する必要がありますと考えております。奨学金事業につきましては、返還金を再度資源として利用することにより、資源を循環させ、限られた財源の中で安定的な奨学金事業の運営を図るという考え方でございます。そういった形で進めさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○小泉初男議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 町長の考え方を示してくださいというお言葉がございましたので、私のほうから回答させていただきたいと思います。

これも先ほどの話と入り口は似ているのですけれども、まずあるべき論でいきますと、教育の機会は均等に与えられるべきであります。したがって、その進学したくても、家の事情等で進学できない人をどう

していくのかというのは、これは明確に政治の役目の話だと私は思っています。その格差をなくしていくとか、希望している人が進学できるようにしていくというのは、これ政治の大事な役目だというふうに思います。

その考え方の中で、まずはどういった方法でその格差を埋めるのか、セーフティーネットをしめるのかというのは、いろんな方法論があって、例えばその税額で調整するとか、あるいは補助金だったり、奨学金なのか、あるいは間接支援なのか、直接支援なのか、いろんなやり方があるのだろうなというふうに思います。

もう一つ大事なものは、誰がそれをやるのかです。政治を動かすということで行きますと、国があって、それから都道府県があって、それから基礎自治体、誰がどんな方法でやっていくのかという、私はその組み合わせが大事かなというふうに思っています。そういう中で行きますと、今、我が町の奨学金制度は、大変よく回っていると思います。毎年出している状況、それから少しずつ返していただいている状況なんかを見ているわけですが、相手の顔が目に浮かぶような感じです。大変奨学金出して、そのままどこかに行ってしまうというのはほとんどなくて、大変いい循環で回っているなというふうに実感しています。

そういう中で、これも給付型に踏み込めるかということ、やはりこの小さい町の財政規模や分母や、それから町独自でできることの優先順位づけと考えると。今は選択肢の中には入っていないというのが私の現状でございます。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 答弁ありがとうございます。教育の機会均等は政治の役目ということで、十分誰でも学びたい人はということが必要だと思います。この背景には高過ぎる学費があるというのは事実だと思います。今これの日本育英会、昔の育英会、今、学生支援機構というのですか、その給付型というのは全学生の2%で、ほとんどこの給付型というのは該当しないというような状況であります。それをどうカバーしていくかと。横瀬町は先ほど町長言ったように、横瀬町の奨学金資金条例等に基づいてやってきています。

私は、この財源の問題等含めて、先ほど教育次長のほうからもありました、将来にどう投資するかという点もあつたりすると思います。そういう中で、ふるさと納税はこのグローバルな子供たちを育てようではないかということで、海外派遣事業等を行いながら、そこを皆さんにお願いしていると。横瀬町のここにかけても外に出ていってしまうかもしれない。でも、その可能性ある人を育てようではないかということの、そういう意気込みで今回の給付型は入れてみたらどうかと。本当にできるのは限られていると思います。そういうことでもってぜひ横瀬町も今は選択肢の範囲内には入っていないよ、まだ優先順位からいくと、もうちょっと向こうではないかと。今は中学生まで来た。高校生までどうかということ、高校生までの給付型というのは、川越市とか、結構出ているのですが、高校生のところについては、余り奨学金というような感じはないのだけれども、大学生になるともう授業料が全然桁が違うということなので、そこから辺を考慮しながら、ぜひ取り入れると、その財源どうするか。そのふるさと納税も使いながら、こうい

うことで町の子供のをやったらどうかというふうに考えますので、再度町長、よろしく願いいたします。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 ありがとうございます。先ほど今は考えていないですと申し上げたのは、財源がない中で難しいという全体の話でした。したがって、これ仕組みをつくるというのはありかなというふうに思います。財源とセットで、給付型奨学金というのになるかどうかはあれですが、何かその仕組みをつくって、将来有望な若者を育てるといのは考えてもいいのだろうなというふうに思っています。なので、そこはストレートに給付型の奨学金という形になるかどうかはあれですけども、何がしか若い人たちを支援する仕組みというのは町としても工夫をしてもいいかなというふうに考えています。

○小泉初男議長 再々質問はございますか。

ないようですので、5番、浅見裕彦議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時58分

再開 午後 1時00分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎答弁の補足

○小泉初男議長 ただいま一般質問中ではございますが、ここで先ほどの定例監査報告において、5番、浅見裕彦議員の質疑に対し答弁漏れがございましたので、ここで加藤代表監査委員より答弁をいたさせます。  
代表監査委員。

○加藤元弘代表監査委員 例月出納検査、定例監査等の報告において答弁漏れがございましたので、お答えいたします。

管理協定というお話がございましたが、有限会社果樹公園あしがくぼにつきましては、横瀬町地域振興拠点施設の管理に関する協定書を締結しております。また、社会福祉協議会につきましては、横瀬町総合福祉センターの管理運営に関する協定書を締結しております。その中身につきまして確認及び質問をいたしました。

また、社会福祉協議会につきましては、平成29年3月31日及び平成30年3月31日に変更協定書を締結しており、有限会社果樹公園あしがくぼにつきましても、平成30年4月1日に変更協定を締結しております。変更内容は、管理費用や月額使用料に伴うもので、その内容についても確認いたしました。

以上でございます。



○小泉初男議長 よろしいですか。

○5番 浅見裕彦議員 はい。

---

○小泉初男議長 次に、8番、大野伸恵議員の一般質問を許可いたします。

8番、大野伸恵議員。

〔8番 大野伸恵議員登壇〕

○8番 大野伸恵議員 議長のお許しを得ましたので、一般質問いたします。

その前に、先ほど町長のほうからの報告で、平成29年の市町村別に見た合計特殊出生率が埼玉県1位というお話を聞きました。議会としても大変うれしく感じております。今後も継続していただきますよう執行部に対しよろしく願いいたします。

それでは、質問1として、来年度予算策定についてお聞きいたします。議会の形骸化や必要性が議論されている現実があります。二元代表制である議会の存在を鑑みると、住民の代表である議員の一般質問や決算審査の提案を予算策定に反映すべきではと考えます。9月の決算審査において町長からその旨の答弁もあったと思います。ことしの一般質問や決算審査の意見から、各課において実施に向け予算化を検討している主な事案はあるかお聞きいたします。

また、同じく9月議会において町政2期目に向けて第2段階の課題として、小学校、保育所とあわせ、まちなか活性化、都市計画、住宅政策、防災強化など答弁いただきました。それらは実施計画にどのように盛り込まれ、平成31年度には具体的に何を予算に計上されるのかお聞きいたします。

私の一般質問からは、平成30年3月にお聞きした職員研修として、他町村の行政視察の実施、また何回か質問しましたが、貧困や子育て支援として、乳幼児任意ワクチンの希望者への助成を実現してほしいと思います。命にかかわるワクチン接種がお金によって左右されてはならないと強く感じています。罹患した場合の医療費の削減にもつながると感じています。実施している自治体もありますので、予算化についてお聞きいたします。

また、平成28年6月の兎沢左岸の質問については、プラットホーム事業で民間の知恵をかりたいとの答弁でしたが、手をつけるべきときと考えます。平成28年9月の横瀬駅の質問に対しては、総合的な整備に努めますの答弁がありましたが、横瀬駅観光案内所は15年経過し、拡充が必要なときと考えています。平成28年12月の町道4号・118号線の整備の質問に対しては、未定との答弁でしたが、5号線の小学校周辺整備が完了した今、安全な通学路として順次整備すべきと考えます。

以上、これらの予算化についてお聞きいたします。

次に、質問2として、横瀬町第6次行政改革大綱の進捗状況についてお聞きします。横瀬町第6次行政改革大綱が平成31年度に終了します。内容はすばらしいもので、住民福祉の向上のため大変期待しています。その中で、3の1、持続可能な財政運営の確立のため作成された公共施設等総合管理計画は、大変重要なものと認識しています。しかし、町民グラウンド人工芝は、平成26年歳出には計上されていますが、施設カルテの基本情報には入っていません。花咲山公園についても、平成27年から支出があり、他の公園

施設は入っていますが、同じく載っていません。更新費用のかかる管理すべき資産と考えますが、どうでしょうか。

また、平成28年度以降の財産は加筆し、筆を加え、資料として活用すべきと考えますが、どうでしょうか、お聞きいたします。

同じく、3の3、効果的、効率的な業務運営の推進ですが、町が行うべき業務を明確化しようとしてあります。これは、地方自治法第2条第2項にうたっており、地方公務員法でも35条に、「当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならないとあります。行政改革のため、特に大事と感じています。情報通信技術の推進によるコストの削減は進んでいるのか、民間委託の推進もうたわれていますが、委託できる業務の洗い出しはなされているのかお聞きいたします。

また、5の進行管理として、行政評価システム、決算成果報告書、決算のときに配付される行政成果報告書がありますが、この行政成果報告書は、町長が見て納得のいく書類となっているのでしょうか、お聞きいたします。

次に、質問3として、道の駅または旧芦ヶ久保小学校に子供向けスポットをつくったらどうでしょうかについてお聞きいたします。町長から道の駅のガバナンスで言うと、我々が主体的に運営を考えていくと答弁をいただきました。運営者としてお聞きいたします。町長の公約にも、子育て、教育分野でお子様が安心して遊べる遊具を備えた公園を整備しますとあります。町民向けだけでなく、観光資源としても利用できると考えますが、道の駅または旧芦ヶ久保小に子供用遊具を設置したらどうでしょうか。さまざまなところで、また各地の道の駅で幼児向けの遊び場があります。宇都宮のろまんちっく村での行政視察のときも、担当者から遊具は必要ですと言われました。今、若いお母さん方はネットで遊べるところを探して行動しています。首都圏から近い近田舎を標榜している町として、最適な政策と考えます。町として1日遊べる幼児向けスポットとして考えていただきたいのですが、どうでしょうか、お聞きいたします。

以上、よろしくお願いたします。

○小泉初男議長 8番、大野伸恵議員の質問1、来年度予算策定についてに対する答弁を求めます。

副町長。

〔井上雅国副町長登壇〕

○井上雅国副町長 私のほうからご質問の1の(1)についてまずお答えを申し上げます。

さまざま頂戴しておりますご質問あるいはご意見をいただいたものにつきましては、検討し、可能なものから実施するように努めております。現在動いている主なものとしては、例えば旧芦ヶ久保小学校の浄化槽がございます。現在、合併浄化槽の設置工事を進めているところでございます。なお、旧芦ヶ久保小学校の免震診断に基づいた一部の工事は年明けにも開始を予定しております。それから、その他必要な補修工事につきましては、現在内容を検討しております。

また、町民会館のバリアフリー等についてのご意見を頂戴したこともございました。現在、町民会館のホールの手すりの設置について来年度予算をお願いする方向で検討のほうをさせていただいております。

それから、必ずしも予算化に当たらないものも含まれますけれども、この他既に対応させていただいたものとして、インフルエンザ対応基準ということでご意見をいただきましたものにつきましては、横瀬町職員のための季節性インフルエンザ感染対策マニュアル、これを本年8月に策定いたしました。

また、法制執行研修の実施ということでいただいたものにつきましては、本年10月に実施のほうをさせていただいております。

また、祖父母手帳の配布導入ということでいただきました件につきましては、公益社団法人日本助産師会発行の「おまごBOOKミニ」の配布を本年4月から開始しておるといってございまして。

今後もいただいたご意見等については、さまざまな検討を進めて、可能なものを実施に移していきたいというふうを考えております。

続きまして、1の(2)につきまして、まず私のほうからお答えを申し上げます。まちなか活性化、それから都市計画、住宅政策、防災強化についてお答えを申し上げます。いずれも現在進めているものにつきましては、内容が詰まり次第実施計画化するほか、今後次の中期計画の中で整理し、実施計画化していくものというふうを考えております。

まず、まちなか活性化でございますが、今年度ふるさと財団の助成とアドバイスをいただき、外部の専門家であるまちなか再生プロデューサーとともに、まちなか活性化プロジェクトを進めております。主に横瀬駅周辺を対象として、町民の方へのインタビューやワークショップ、これを行い、現在報告書の作成に向けて作業を進めているところでございます。来年度以降は具体的なアクションプランとして、例えばJAの旧直売所跡地あるいは旧給食センターの利活用に係る実施計画、必要に応じてこれらの利活用に係る予算化を検討するということになるかと現時点では考えております。

また、同報告書では、このほかに横瀬駅周辺を中心としたまちづくりビジョンというものについてご提案をいただくことになっております。この部分につきましては、次の中期計画にどういうふうに反映できるのか、これをまず検討いたしまして、次期中期計画に関連する実施計画として立案し、必要に応じて予算化をお願いするという流れになるかなというふうを考えております。

続きまして、都市計画の件でございますけれども、都市計画マスタープランの作成に関し、来年度に業務委託等の必要な措置に係る予算化をお願いしたいというふうを考えております。このマスタープランは、町の上位計画である次期中期計画に即して定められ、中期計画の策定準備と並行して検討していくということになります。具体的な業務委託の内容、それから予算については今後具体化して予算化をお願いするということになるかと考えております。

次に、住宅政策でございますけれども、まず空き家や古民家、そういったものを再活用する、また流通を促進するという政策を進めていきたいなというふうを考えております。そのために現在できることとして、現状のリフォーム等の補助金、こういったものを再編する検討を進めているところでございます。今進めておりますが、できましたら来年度にも予算化をお願いするような方向で進めたいというふうに思っております。

また、次の中期計画の中では、横瀬町の住宅地の整備を検討したいというふう考えております。まずは、来年度にかけて役場内で各課横断による検討を進めていきます。そして、次の中期計画の策定の中に反映するべく詰めてまいりたいというふう考えております。この件に係る具体的な実施計画と事業の予算化は、その後ということになるかと考えております。

最後に、防災強化についてでございます。まず、防災行政無線のデジタル化全面刷新というものがございまして。今年度、平成30年度は電波の届く範囲等に関する委託調査を実施しているところでございます。

来年度から2年にわたり工事を実施する予定でございますので、必要な予算についてはお願いをしたいというふうに考えております。

また、災害時初動訓練のこれまでの経験と反省を踏まえてのレベルアップなどのほか、よこらばや他の自治体ネットワークでの経験を積み上げる中で、当町としても取り組むべき事項があれば検討していきたいというふうに考えております。

私のほうからは（１）、（２）につきまして以上でございます。

○小泉初男議長 総務課長。

〔守屋敦夫総務課長登壇〕

○守屋敦夫総務課長 それでは、私のほうから要旨明細（３）の職員研修について答弁のほうをさせていただきます。

他市町村視察については、町長から拡充するよう指示を受けております。他市町村を視察する職員研修につきましては、各課の課題、複数の課にかかわる課題等が想定をされます。来年度の視察の実施についてのお尋ねですが、今まさに予算編成中であり、予算を伴う行政視察を行う場合は、必要に応じて各担当課で計上するものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○小泉初男議長 子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

○浅見雅子子育て支援課長 乳幼児任意ワクチンの助成の実施について答弁をさせていただきます。

子供に対する法定外予防接種（流行性耳下腺炎（おたふく風邪）ワクチン、ロタウイルスワクチン）の助成につきましては、以前にもご質問をいただき、予防接種につきましては、秩父郡市医師会の要望もあり、秩父郡市ではほぼ統一して実施していることと、予防接種の副反応により健康被害が発生した場合の補償等の課題もあり、現時点では難しく、国や近隣の自治体の動向を注視していると答弁をいたしました。

その後、秩父管内の担当者会議でも検討しましたが、おたふく風邪ワクチン。ロタウイルスワクチンは、まだ法定化されておらず、国の動向を見たほうがよいとの結論でした。

乳幼児任意ワクチンの助成につきましては、今後も国や近隣の自治体の動向を注視し、引き続き検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○小泉初男議長 まち経営課長。

〔新井幸雄まち経営課長登壇〕

○新井幸雄まち経営課長 私のほうから質問事項１、要旨明細（４）の兎沢左岸の予算化につきまして答弁します。

兎沢左岸の予算化のご質問ですけれども、予算化に至るには、具体的な事業計画が前提になると思います。現在、庁内で建設課、振興課、まち経営課職員によりまして、兎沢左岸の整備も視野に入れました土地利用政策を検討する会議を行っておりますけれども、現時点で具体的な方向性はまだ定まっておりません。財政的に難しい面もあると思いますけれども、ただ国道299号と横瀬駅をつなぐエリアの重点整備がまちの核をつくる上でも効果的であるといった認識のもと、この兎沢用地の有効活用について検討を重ね

ているところでございます。

以上です。

○小泉初男議長 振興課長。

〔赤岩利行振興課長登壇〕

○赤岩利行振興課長 私のほうからは要旨明細（４）のうち、横瀬駅の整備といたしまして、横瀬駅前に設置しております横瀬町観光案内所につきましてご答弁申し上げます。

横瀬町観光案内所は、町が所有している施設でございます。横瀬町観光案内所の管理に係る協定書に基づきまして、指定管理者である有限会社果樹公園あしがくぼに管理をお願いしております。その期間が今年度末で一旦切れますので、来年度につきましては、この指定管理の更新を予定させていただいております。

現在、同協定に基づきまして、案内所の管理業務に係る費用は、その収入から賄うことになっております。指定管理者からの施設使用料や町からの管理委託料等のお金のやりとりはありませんので、来年度予算への予算計上はしておりません。

次に、観光案内所の業務時間でございますが、毎年11月16日から翌年の3月15日までの期間、この期間は業務時間が午前9時から午後4時までとなっております。また、3月16日から11月15日までの期間につきましては、午前9時から午後5時までの業務時間ということで管理をしていただいております。

サービスを提供する施設としまして、営業時間がやや短く感じられると思われませんが、観光案内所の主たる業務は、横瀬駅におり立つ観光客への観光案内サービスですので、そのサービスを提供する業務時間とサービスを求めている時間帯とはほぼ一致していると考えております。

また、お土産の販売や食堂の営業もしておりますが、お客さんが集中する時間帯には、対応職員が2名体制となるなど、サービスが低下しないよう配慮しながらの対応に努めていただいているところでございます。

以上、答弁といたします。

○小泉初男議長 建設課長。

〔町田文利建設課長登壇〕

○町田文利建設課長 それでは、町道4号線及び町道118号線の整備についてお答えをいたします。

まず、町道4号線でございますが、この路線は宇根地区へと向かう重要な生活道路でございます。前回、平成28年12月でも答弁をさせていただきましたが、まずは歩行者を意識させるように、路肩部分にグリーンベルトの設置を進めております。平成29年度には上宇根センター付近から八阪神社付近までの475メートルを実施し、平成30年度は八阪神社付近から9・10区センターの手前付近まで516.5メートルを実施するべく現在発注したところでございます。また、来年度につきましても、引き続き国道までの区間を予定をしてございます。

次に、町道118号線でございますが、平成28年度に国道への出口部分に当たる狭い区間につきまして整備の計画を進めておりましたけれども、残念ながら実現までには至りませんでした。この路線は、大野議員のご指摘のとおり、横瀬中学校の北側にも狭い区間がありまして、この区間については、大雨のときの洪水対策も課題として抱えている場所でございますので、拡幅とあわせて雨水対策も含めた検討をしてま

いりたいと思います。

以上です。

○小泉初男議長 再質問はございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 答弁ありがとうございました。大分していただいていることがあったので、大変うれしく感じております。その中で予算化の質問なのですけれども、よく議会でも聞きますし、一般町民の方も聞くのですけれども、何かをしてくださいとお願いしたときに、補助金を見つけてみたいという回答があります。私の一般質問とかでも補助金を見つけないという回答はあると思うのですが、答弁していただくときには、しかるべき補助金を見つけて、なかったらいいです。では、どうするのかということをお聞きしたい。そのときに補助金を見つけて、なかったときに、役場のほうとしてはするのか、しないのか、どうするのかということをお聞きしたいと思います。

それは、同じように、予算がないともよく言われます。予算がないからもう絶対しないのか、それとも予算がないけれども、それはしなくてはならないから、どうにか考えるのかという、その答えの仕方なのですけれども、例えば私は町の人から、ちょうど町の所有地の草がひどいので、ちょっと刈ってくださいと言ったら、予算がないの一言で片づけられてしまったということをお聞きしました。予算がなかったら、もう何もしないのか、それとも来年度予算はその予算も見越して予算をつけるのか、そういうところを役場のほうとして、執行部のほうとしてどうに考えているのかを1点お聞きしたいと思います。

それから、都市計画等々いろいろと課題の計画をやっていただくということで、平成31年度いろんな町の計画のそのトータルプランができて、町もいろいろいい方向に進んでいるかなというふうに思いましたので、それについては町全体の住民の皆さんが生活しやすい町をつくっていただくよう、これはお願いいたします。

それから、職員研修なのですけれども、町長のほうから指示を受けているということで、大変ありがたく思います。やはり職員なのですけれども、他を知ることでおのれを知ることが私もすごく実感としてあります。他の町を知ることで自分の町の位置というのがわかりますので、これについては本当に実施していただきたいのですが、まずここ職員のほうから積極的にここの町へ行きたいのだということをお聞きしたいのです。それを積極的な行動をするような職員をまた育てていただきたいと思っておりますので、この点をちょっと聞きたいと思っております。

それから、兔沢につきましては、まだ定まっていない。検討を交わしているということなのですが、この兔沢については、もう大分長い間検討を続けております。しかし、全然動いていません。その大変困難なことだとは思いますが、それをではいつまで検討を重ねているのかというのは目安としてあるのか、ちょっと教えてください。

それから、横瀬駅の観光案内所のことなのですが、この予算のことについてはなくて、観光案内所等もちょうと古くなってきていますので、案内所の更新とかを考えていますかということをお聞きしたつもりですので、その辺のところをお願いいたします。

それから、都市計画の関係なのですけれども、旧学校給食センターというのは、1978年に建築してしまっていて、旧学校調理場ですよね。もう40年たっています。この施設をよくあるものは利用するというふうに

おっしゃっていますが、その40年たったものを再整備というのですか、再投資をして、それが投資に見合うだけの効果があるのかというのはどういうふうにお考えになっているのか、そこを一旦教えてください。

以上です。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

副町長。

〔井上雅国副町長登壇〕

○井上雅国副町長 私のほうからは兎沢の利活用について、それから旧給食センターの利活用についてお答えを申し上げます。

兎沢の活用については、何度か検討しているということでございますけれども、先ほど私がまちなか活性化のところ、外部の専門家の人たちと一緒に動いていると申し上げました。その中のまちづくりビジョンの提案の一部にこの兎沢の件も含んでご提案をいただくことになっております。実はこれはまだ具体的に決めるかかるようなご提案ではございませんで、まちなかのプランを今やっている中で、この地域が含まれておりますものですから、例えばこの地域についてはこのような生かし方があるのではないか、そういったものを比較的是っきりとご提案という形でいただくということになっております。それをも見つつ、これから次の計画の中にどういうふうに入れていくのかということを検討したいなということでございます。

それから、旧給食センターの跡地につきましては、まさにそのまちなか活性化プロジェクトの比較的具体なご提案、この中の一つに入っております。あの建物を活用して、どういった人たちがどんなことをやってみると、あの場所が、あの建物が生きるのか、こういったことについて、その運営の仕方も含めてご議論をいただいております。ご提案を受けるということでございます。もちろん採算がとれるような計画を立てつつということになりますので、まだこれは報告をお待ちするという段階ではございますけれども、それを見て具体的に進めたいと。これについてはかなり詳細に今後直近詰めていく話だというふうに考えております。

以上でございます。

○小泉初男議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 私のほうからもお答えします。

まず質問1、予算がないということに関して、これはもう明確でして、やるべきことはやる、予算化してやるということだと思います。それをやらなければならないことなのか、あったらいいなことなのかというところの線引きはあろうかと思いますが、やるべきことはやるということだろうと、これはシンプルにそう思っています。これは1つ。

それから、2つ目、研修に関しては、議員のご指摘のとおりだと思っています。職員から積極的にここを見に行きたいとか、ここを勉強したいというのが出てきたらいいなと思いますし、そういうふうな雰囲気役場づくりを進めていきたいというふうに思っています。

それと、兎沢観光案内所、それから給食センターのところは、まちなか再生に絡みますので、これは私のほうから少しつけ足しをしたいと思います。まちなか再生の話をとしから議論を始めています。かな

りいろんな方に入っていただいて、いろいろなアイデアが出てきました。ということで鋭意進めていきたいと思っています。

ただ、1つは難しいのが、これゼロ・1の話なのです。そもそもあるまちなかのにぎわいをもっと出そうという話ではなくて、今にぎわいがゼロのところから1をつくっていくという話でして、これはなかなか難しい話です。とりわけ横瀬駅の周辺は、この町で何十年か過ごされている方はわかると思うのですが、お店ができては消え、できては消えの歴史であります。残念ながら横瀬駅の乗降客数は、いいレベルにはなってきたにはいるのですが、まだまだビジネスベースで展開してもらうには需要が足りないのです。ということでまずは小さな需要をつくっていくとか、にぎわいをつくっていくところから始めないといけません。そういう流れで、今の横瀬町の観光案内所もあれがベストとも到底思っていないのですが、少なくともその西武さんと関係を密にして、一緒に西武さんも巻き込む形でいろいろな展開を考えていきたいなというふうに思っています。それは、今回のまちなかの議論から発展させていきたいというふうに思っています。

それから、兎沢に関しましては、さらに端的に言うと、かなりの初期投資がかかる話になります。盛り土をするという部分は、土をいただいて何とかなるとしても、道路を、進入路をつくる。それから、いい進入路をつくるという部分が結構ハードルが高いです。しかし、これこのままでいいかということ、思っていないで、これは鋭意進めていきます。そのための第一歩が今のまちなか活性化事業での議論になっています。ここでいろんなアイデアを出していただいたものを徐々に形にしていきたいと思います。

もう一つ考えなければいけないのが、我が町の財布事情であります。今、我が町が抱えている課題の中で一番お金の面で大変なのは小学校の校舎の建てかえであります。残念ながら我が町の財政状況を考えると、その小学校建てかえという大事業と並行して、大きな規模の大投資が必要な事業というのは、これはなかなか難しいと私は思っています。なので、そこは段階があって、多大な投資が必要となるものは、小学校からでして、という順番づけは必要かなというふうには思っています。

一方、まちなか再生は、先ほど申し上げましたように、ゼロ・1の大変な作業なのですが、少しずつ下地をつくって行って、議論を重ねて、あるいは英知を結集して、民間の知恵も入れながら、一番いい形をつくっていききたいというふうに思っています。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問はございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 ありがとうございます。町長のおっしゃることは本当にそのとおりだと私も思っています。しかし、ゼロから1というのは、アクションしないと1にならないのです。芦ヶ久保の道の駅もつくる前は本当に皆さんが赤字になったらどうしようかということで、大変悩みました。しかし、つくったら今の盛況ですよね。横瀬駅前の観光案内所も全然ないものをゼロからつくりました。今後はこの横瀬町観光案内所の設置及び管理に関する条例の第2条、訪れる観光客の利便を図るために実施されて置いてあります。訪れる観光客の帰りの利便も図っていただきたいと思っておりますので、以上よろしく願います。要望です。要望というか、私の提案です。

以上です。



○小泉初男議長 答弁要らないのですか。

○8番 大野伸恵議員 いいです。

○小泉初男議長 以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、横瀬町第6次行政改革大綱の進捗状況はに対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔新井幸雄まち経営課長登壇〕

○新井幸雄まち経営課長 質問事項2、要旨明細(1)につきまして答弁します。

公共施設等総合管理計画の計画期間ですが、平成29年度から平成68年度までの40年間となっております。おおむね10年ごとに見直すこととして、今後の上位計画の変更あるいは社会情勢の変化に応じまして、適宜見直しを行っていきます。来年、平成31年度には各施設の個別計画を策定予定ですので、そこに各施設の最新情報、今後の管理計画などを盛り込んでいくこととなります。なお、財産等の管理につきましては、公会計(固定資産台帳)でも行っていきたいと考えております。

続きまして、質問事項2、要旨明細(2)について答弁いたします。第6次行政改革大綱は、平成27年度から平成31年度までの5年間の計画期間で策定されております。ご質問の民間委託、コスト削減についてですが、平成29年度決算の委託料におきまして、金額が大ききところでは、総合福祉センター指定管理委託料、給食業務委託料、測量調査委託料、スクールバス委託料などが挙げられます。ほかにも指定管理制度を利用して、地域振興拠点施設(道の駅)や観光案内所の管理を引き続き行っております。

今後も民間委託が可能な業務の洗い出しを行いまして、コスト削減につながるかをしっかり見きわめつつ、民間委託を推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○小泉初男議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 (3)の行政評価システム、行政評価報告書は町長が見て納得いく書類となっているかは私宛ての質問だと思いますので、回答させていただきます。

まず、行政評価システムに関しましては、これがある前と後とでは全然情報量は違っているかなということで、存在意義は私とても大きいかなというふうに思います。存在意義というのは、ディスクローズという意味での意義は大変大きかったなというふうに思います。行政評価システム自体がどのくらい世の中で一般的かというのをちょっと調べてみたのですが、平成28年10月の総務省の調査で、地方公共団体における行政評価の調査結果というデータがありまして、見ますと、行政評価の導入状況というのは、実はそんなに高くなくて、政令指定市を除く市町村全体で6割、60%、それから町村に限ると導入している町村は38.9%しかないそうです。秩父郡市で見ても、秩父市は導入していますが、皆野と長瀬はしていなくて、小鹿野が準備中というふうな状況だそうです。という状況で、横瀬に関しては一定の進歩はあったかなとは思いますが、しかしながら最低限の必要性は満たしているということでしょうから、納得していないとまではきつくは言えないのですけれども、言葉にすると相応のレベルで納得はしているものの、満足はしていません。これは、進化をさせたいと考えています。

以上です。

○小泉初男議長 再質問はございますか。

ないようですので、質問2を終了いたします。

次に、質問3、道の駅または旧芦ヶ久保小学校に子供向けスポットをに対する答弁を求めます。

振興課長。

〔赤岩利行振興課長登壇〕

○赤岩利行振興課長 それでは、私からは質問事項3のうち、道の駅につきまして答弁させていただきます。

道の駅果樹公園あしがくぼは、町の条例で定める横瀬町地域振興拠点施設であり、地域の特性を生かした産業の振興、豊かな自然環境の保全及び都市住民との交流による地域の活性化を目的として設置しております。この施設を指定管理者にお願いし、日々地域振興を目指した施設の活用及び維持管理に努めていただいております。

ご質問いただきました子供用遊具の設置等につきましてですが、遊具を設置する場合、遊具の周囲には安全を確保するための十分な余地が必要となりますが、現在の道の駅では、その確保もままならない敷地の環境でございます。

ただし、新たな設備を用意しなくても、道の駅では子供向けスポットとしまして、既に多くの子供さんたちに好評をいただいているものがございます。それは、地域の特性を生かした豊かな自然、道の駅の下を流れる河原でございます。これまでも多くの方々に喜んで使っていただいておりますが、昨年度「川の国埼玉はつらつプロジェクト」として埼玉県が実施主体となって河川整備をしていただきました。これにより、さらに利用しやすい安全な河原にさせていただいたところでございます。

利用の時期は、夏場が中心ということになってしまいますが、ことしの夏も大勢の家族連れの方々にこの場所で遊んでいただき、喜んでいただいております。今後も整備されたところではございますが、周囲の自然と融合して、違和感のないこの地域だからこそその魅力資源を多くの方に利用していただければと考えております。

以上、答弁いたします。

○小泉初男議長 まち経営課長。

〔新井幸雄まち経営課長登壇〕

○新井幸雄まち経営課長 私のほうから旧芦ヶ久保小学校につきまして、子供用遊具の設置をしませんかのご質問につきまして答弁します。

現在のところ、校庭に鉄棒、ブランコ、雲梯などの遊具があり、校舎の2階にはなかよしルームもございますので、充足はしているかなという認識もあるのですが、ただ今後の利用状況等によりまして、検討していければと考えております。

以上です。

○小泉初男議長 再質問はございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 ありがとうございます。河原については、私も利用させていただきました。大変楽しく過ごさせていただきました。その河原はもちろんそれは素晴らしいことなのですが、今の芦ヶ久保小学校の校庭のブランコとか、鉄棒についても、やはりちょっと時代的に錯誤とまでは言いません

が、ほかの遊具をもう少し見ていただいたほうがいいかなというふうに思いました。私もいろいろと行っていますけれども、今、道の駅というのは、かなり滞在時間を長くするように、いろんな整備されています。その中で子供の遊具というのは、とても滞在時間を長くして、ここで遊んで、ここで帰るぐらいのものが芦ヶ久保小学校ではできるのではないかなというふうに考えましたので、河原はもちろんそのままオーケーなのですが、そのほかに遊具をつくっていただいて、横瀬町の子供たちは例えばうちの小さな子供をどこに連れていくかといえば、全部秩父市なのです。ミューズパークであり、キッズパークであり、交通公園というところなのです。人口が秩父市は6万2,000人で、横瀬町の7.5倍ぐらいの人口の市ですが、そこには各ところに人員が配置されて、安全についてはきちっと整備されているように処置されています。そこのところを横瀬町では安全を確保するためにできないということではなくて、子育て支援とか、地域の活性化だとか、道の駅の活性化だったらば、そこには一歩踏み込んでいいのではないかなと思うので、そこら辺どうなのでしょう、教えてください。お願いします。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 まず、今の議員のお話の中で、道の駅の周辺整備して、より長く滞在していけるようなスポットにしていくというのはそのとおりだろうと思います。これは、鋭意考えていきたいというふうに思います。これは1つと。

それから、お子様が安心して遊べる遊具を備えた公園を整備したいとずっと思っています。この今日に至るまでに横瀬のその子育てお母さんからそういう声は結構聞いてきていまして、遊具はもっとつくりたいなと、そういう公園つくりたいなという思いは常にあります。そうしたときに、町民向けというのと観光向けというのは私はちょっとやっぱり優先順位は別かなというふうに思っています。町の子育て世帯の皆さんに使っていただけるような、親しんでいただけるようなスポットや遊具をつくっていくというのが優先順位が私は高いかなというふうに思っています。なので、そういう思いでこれからも何ができるかというのは検討していきたいなというふうに思います。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問はございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 ただいまの答弁で、横瀬町の住民の中心といいますと、それは場所はここではないということですか。もっとまちの中ということのことですね。わかりました。

それでは、横瀬道の駅というのは、東の玄関口としての責任というのは横瀬町にあるということです。お客様を迎えるときに、1時間車に乗ってきます。車に乗ってきますと、皆さん疲れますよね。そのところで子供さんも連れただお客様もいますので、そこで遊べる場所をつくるというのは、私はそこへ行きますから、横瀬町の人そこへ行きますから、すばらしいものをつくってもらえれば、平日とか日曜日行きますから、横瀬町の人。そこで、かなり安心で3時間ぐらいは過ごせるような施設をつくっていただくことのほうが「一石二鳥」かなというふうに私は思うのですけれども、そこのところ1点と、あともしそういうことを考えるのであれば、河川の整備されましたけれども、ちょっと子供たちには危ないのです、高

さが高かったりするので、そこら辺の誰をターゲットとしてこういうものをつくるのかということをしつかりと認識してつくるときにはつくっていただきたいと思うのですけれども、そこら辺のところを再度確認させてください。

○小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 まず1つは、道の駅が玄関口というのは、そのとおりです。どの層をターゲットにして、どういったものをつくれば一番満足をしていただけるかというのは考えて進めていきたいと思います。

それから、あと町民サービスとしてという部分は、これは今この答弁でどこどこと決め打ちをするわけではないのですが、それをイメージしているのは、そうはいつでも徒歩圏で行ける層が一定程度あるという場所がやっぱりいいかなという気はするのです。もちろん芦ヶ久保地区の活性化はやりたいですし、玄関口としての充実も図っていきたいのですが、横瀬町の町民向けのサービスとして、子育て世代に一番利用してもらいやすいところがどこかというのは、それはそれでしっかり考えていきたいなというふうに思っています。

以上です。

○小泉初男議長 以上で8番、大野伸恵議員の一般質問を終了いたします。

---

○小泉初男議長 次に、4番、宮原みさ子議員の一般質問を許可いたします。

4番、宮原みさ子議員。

〔4番 宮原みさ子議員登壇〕

○4番 宮原みさ子議員 4番、公明党の宮原みさ子です。議長のお許しを得ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

1点目として、町立の保育所等の紙おむつの取り扱いについてお伺いします。現在、保育所ではゼロ歳児からのお子さんを受け入れています。保護者が働きながら子育てをしていくためには、大変に助かっているとの声を聞いています。保護者の方から相談を受けた中に紙おむつの使用済みの処理についての相談をいただきました。現在、使用済み紙おむつは持ち帰りになっていますが、子供を預けている保護者の方々は、仕事をしている方がほとんどだと思います。仕事を終わらせてお迎えに行き、子供を抱いて着がえを持って、哺乳瓶を持って、そして子供が使用した紙おむつを持ち帰ります。その帰りに夕食の買い物をするなど紙おむつと一緒に持ち帰ります。そんな毎日を想像したときに、保護者の気持ちをどのように考えてあげられるのか。町としての紙おむつの取扱いは今後どのように行っていくのかをお伺いいたします。そして、なぜ使用済みの紙おむつを持ち帰らなければならないのか、理由についてもお伺いします。

2点目の質問は、風疹予防対策について伺います。風疹がことしに入って首都圏を中心に8月ごろから急増しており、注意を促す声広がっています。国立感染症研究所の調べによると、2018年の風疹患者数は既に2014年から2017年の年間平均の約10.8倍に当たる1,884人となっています。今後ますます感染が拡

大する可能性が懸念されています。

風疹とは、発熱や発疹、リンパ節の腫れなどが主な症状です。はしかと呼ばれる麻疹とは字が似ていますが、異なるもので、症状は麻疹より軽いとされています。子供より大人のほうが重症化する傾向があります。そして、感染者の半分以上は30歳から50代の男性です。というのも制度上、この世代の男性の多くが風疹の予防接種を受けていないからです。風疹ウイルスへの免疫を持っていないのです。こうした理由により、風疹はワクチンで予防可能な感染症であるにもかかわらず、いまだ感染症が後を絶たないのです。風疹で最も恐れられているのが先天性風疹症候群です。これは、妊婦が風疹にかかった場合、その影響で出生児が障がいを持って生まれてくることです。妊娠初期の女性がかかると、胎児の目、耳、心臓などに先天性の障がいが起こるおそれがあると言われていています。感染予防にはワクチン接種が有効であることから、今後の予防対策に関し町としての取り組みはどのようにしていくのかをお伺いいたします。

また、予防接種を受けたことのない町民に対しての接種費用の一部を助成する考えはあるかお伺いします。

また、早期接種への周知についてもお伺いします。

3点目として、小中学校に通わせている保護者から登下校のランドセル等の重さに対して、荷物が重過ぎるという相談をいただきました。全国的にも子供たちを取り巻く教育事情についての中でも、小中学校の通学かばんの重さについてが問題視されています。登下校時の通学かばんやランドセルの荷物が重たいという意見に対して町としてどのような対策を行っているのか、また小中学校での実態調査を行う考えはあるのかをお伺いします。

また、置き勉に対しての現状についてお伺いします。置き勉とは、登下校時の荷物を軽くするために、児童生徒が教科書などを教室に置いて帰ることであり、ゆとり教育の見直しで、小中学校の教科書が重くなり、2006年度より現在は全体に約3割増に重さがふえています。ランドセルや通学かばんの重さが子供の発達や健康に影響を及ぼす可能性があるとして、保護者からの声が上がっております。この置き勉について町の取り組みもお伺いいたします。

以上、壇上からの質問を終わらせていただきます。

○小泉初男議長 4番、宮原みさ子議員の質問1、保育所等の紙おむつの持ち帰りについてに対する答弁を求めます。

子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

○浅見雅子子育て支援課長 質問事項1について答弁させていただきます。

保育所では、使用済み紙おむつにつきましては、現在持ち帰りをお願いしています。ごみ収集日が決まっているため、多くのお子さんが生活する保育所に何日も使用済み紙おむつを保管することは、感染症等の衛生面で懸念があることや子供の排せつについては、保育士が連絡ノートにも簡単にメモしますが、ご家庭でも使用済み紙おむつの数等から子供の健康チェックができるのではないかと、また紙おむつ排出用ごみ袋を満3歳まで月5枚、年間60枚配布していること等から、持ち帰りをお願いしています。多くのこども園、保育所等でも持ち帰っていただいているのが現状のようです。

また、児童館の利用や乳幼児健診、乳幼児が参加する講座等でも使用済み紙おむつの持ち帰りをお願い

しています。

このような状況等から、使用済み紙おむつの持ち帰りについてご理解をいただければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 ご答弁ありがとうございました。私もこの保護者の方からの相談を受けたときに、やっぱり困っている方もいらっしゃるということは聞きましたけれども、いろいろ秩父市の公立の保育所がどのような形になっているのかをちょっと調査しましたら、やっぱり全部持ち帰りということになっております。ただ、本当に持ち帰りがその保護者の1人の方は、本当にそれを持ち帰ることによって、やっぱりうちの中で帰ってからおむつを別に捨てるという、その人の一つの生活のスタイルだったのでしょうか、それが車の中に放置されていたり、においが出てきたりとかという問題があって、そのようなご相談を受けたのですけれども、今後やっぱり無料でおむつの回収のごみ袋も配布されておりますが、これからの子育てに対してお母さん方が手抜きをするということではなくて、少しでも子育てに軽減されるということであって、そのような形を今後とっていけるかどうか、そして保育所の先生にもお聞きしましたら、毎日ごみの処理は福祉センターのほうへ持っていかれるということなので、衛生面に関してもやっぱりちょっとした配慮でまたそれをできるのではないかと思いますので、今後そのような形をとっていかれるかどうか、再度お聞きいたします。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

○浅見雅子子育て支援課長 答弁させていただきます。

周りの状況等を踏まえ、必要があればいろいろな観点から検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○小泉初男議長 再々質問はございますか。

○4番 宮原みさ子議員 大丈夫です。

○小泉初男議長 ないようですので、質問1を終了いたします。

次に、質問2、風疹予防対策についてに対する答弁を求めます。

子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

○浅見雅子子育て支援課長 質問事項2について答弁させていただきます。

大人の風疹の予防接種費用の助成につきましては、平成26年に流行した際、横瀬町でも助成事業を実施しました。現在、埼玉県内18の自治体で助成事業を実施しているようです。秩父保健所管内では、今のところ風疹の感染者はいないとのことですが、接種費用の一部助成につきましては、今後近隣の自治体の動向等を踏まえ、検討してまいります。

また、早期接種の周知啓発につきましては、風疹感染者の増加について、町のホームページで注意喚起し、抗体検査、ワクチン接種についてお知らせしています。また、妊娠届け出時においても、県の抗体検

査のチラシを配布し、周知に努めております。今後も機会を捉え、周知していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○小泉初男議長 再質問はございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 ご答弁ありがとうございました。この風疹に関しては、町のほうでも本当にやっ  
ていただいているということでお聞きしました。今回その私が質問考えた後に、国のほうとしても厚生労  
働省がことしの第2次補正予算の中で、この風疹対策について収束のために現在の患者の多数を占める  
30から50代の男性への対策も必要と判断し、風疹流行の兆しを受ける予防接種の助成対象拡大などの対策  
をこの予算案に盛り込んでいただきました。それなので、一部助成ではなく、全額助成というので、早期  
対策、本当にこの1回のワクチンを受けることによって風疹は再発しないということなので、子供さんが  
かかって、本当にその中でやっぱり大変な思いをする方も横瀬・秩父圏内ではいけませんけれども、埼玉県  
内ではそのような状態を担った方がおります。それなので、一部助成ではなく、この国の予算が出るとい  
うことで全額を見直していただけるかどうか、もう一度お伺いいたします。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

○浅見雅子子育て支援課長 答弁させていただきます。

感染、大人の風疹の予防接種費用の助成につきましては、国の動向、また感染の状況等をよく確認しな  
がら引き続き検討してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○小泉初男議長 再々質問はございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 ぜひぜひよろしくお伺いいたします。

あとは周知の関係なのですけれども、やっぱり来た母子手帳を預かるときだけではなく、もう少しちゃ  
んとした周知をやっていただければと思いますので、どのような形なのかは今後考えると思いますけれど  
も、もう少し幅広く、ちょうど私たちの子供たちが30からになっておりまして、やっぱりうちの息子も風  
疹を受けたことがないわけで、あるかないかもわからない人もいます。それなので、その方、その年代を  
対象にもう少し周知を細やかにやっていただけるような施策をお願いしたいと思いますけれども、その点  
もう一度お伺いいたします。

○小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

○浅見雅子子育て支援課長 機会を捉え、周知に努めてまいりたいと思います。広報だとかホームページだ  
とか、引き続き周知を努めていくのですけれども、また該当する年代の方が何人、多数なので、個別通知  
というのはちょっと難しいと思いますけれども、いろいろな機会を捉え周知に努めていきたいと思  
います。

以上、答弁とさせていただきます。

○小泉初男議長 以上で質問2を終了いたします。

次に、質問3、登下校のランドセル等の重さについてに対する答弁を求めます。

教育長。

〔久保忠太郎教育長登壇〕

○久保忠太郎教育長 近年、教科書やドリル類は、かつてのB5判からA4判へと大判化し、さらにノート類も多様化している現状がございます。教科書も脱ゆとり後は内容が充実し、ページ数も結果的にふえているところでございます。教科書で見ても、例えば国語では教科書、ノート、漢字ドリル、そして漢字ノートなどを必要としております。また、家庭学習を推進していることもあり、家庭学習ノートやプリント等の副教材も学校へ持参する児童生徒も少なくはありません。これらの要因によりまして、ランドセル等が以前に比べて重くなっているであろうと思います。

調査については、国や県からの依頼は特にございません。横瀬町は現時点では実態調査は行っておりませへんが、先日、小学校1年生のある児童のランドセルの重さをはからせてもらいました。3.8キロございました。これ以外にも恒常的ではありませんが、水筒や絵の具や書写セット、また音楽・体育用具等が必要な場合は、登下校中の携行品は学年によってさらに重くなると思います。

中学生では、教科書等だけでなく、部活動の道具等も持参することもあるので、配慮が必要と考えております。今後も小中学校ともに、持ち物負担軽減に向け、発達段階に応じ、児童生徒の過重負担とならぬよう考慮し、柔軟な対応をしてみたいと思います。

(2)についてお答えいたします。置き勉につきましては、児童生徒の発達段階や学習上の必要性、負担等実態にあわせ学校が判断をしております。小学校では、通学時の携行品に係る国からの通知をもとに、一部の教科書や教材を学校に置いて登下校する工夫など学年ごとに配慮をしております。中学校では、年度当初に生徒に学校に置いていってよいものとして、一部の教科書や教材等を文面で示しております。今後も保護者等からの声も勘案して、児童生徒の携行品について、必要に応じた適切な配慮を学校とともに講じてまいりたいと思います。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問はございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 ありがとうございます。この重いランドセルを背負っていたり、重いかばんについていろいろと調べまして、この重いランドセル、今はすごくランドセルも軽くなりました。それで、本当に軽くなりましたけれども、物すごく高額なランドセルがふえてきて、本当に祖父母の方のプレゼントということで本当になっておりますけれども、今回この重いランドセル、かばんについていろいろ調べまして、そのかばんに関してももっと軽いというよりも、子供に安全・安心のかばんがないかということで、ちょっと小学校の校長先生のほうから、両神小と三田川小で、今はランドセルでなく、学校指定のランリュックという機能性に富んだランドセルというか、通学用かばんを小学生が使用しているということで、ちょっとお聞きに行ってみました。本当にランドセルも物すごくかわいらしいし、祖父母の方がすごく楽しみにしているプレゼントの一つでもありますけれども、子供たちが今後どのように機能性、安全性を見つけるかと思うと、このランリュックというのですけれども、いいのではないかということを見



ましたので、ちょっと再質問させていただきます。

ランリュックといいまして、本当にリュック型なのですけれども、ナップサック、あとすごいもう簡単、丈夫な素材でできていて、この学校では一応8,000円のものを使っていて、6年間保証つき、どんなに傷ついても保証があって、取りかえをしたり、修理も無料でできるというすごく機能性に富んだもので、両神小ではもう30年間保護者の方からこれを使用して苦情等は大きなものは全くないということなのです。私も初めてこれを知りまして、見せてもらったのですけれども、本当にランドセルに余り変わらないものなので、ぜひ教育委員会のほうにもこのお話をさせていただきましたので、その後どのような今後取り組みをしていくのか、ちょっと重さの関係ではなくなりましたけれども、お伺いいたします。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔久保忠太郎教育長登壇〕

○久保忠太郎教育長 ランドセルのことですが、ランドセルというのはいろんな思いがあるのだと思います。先ほど議員さんのご指摘のように、当然父母の考え方、祖父母の考え方、またいろんな思いが交錯するものだと思います。今お話を聞いた両神と三田川小学校が長年使っているということですが、その長年使っている割には秩父郡市は広がらないと。これは、やっぱりそれぞれの思いやら、それぞれのあり方があるのだと思います。

そういう中で、ちょっと思い出しますのは、私たちが中学校のとき、女性の方は手提げでした。ですので、これがいつの間にか安全性を基準にした場合、今、横瀬中学校がやっているような形にして、男はたすきがけ、女性はこういう形になるのでしょうかけれども、そういう形で動いていました。これは、ずっと長い間、多分女性はずっとこういう形で持っていたのが、あるきっかけがあって、こういうことをした後、すぐ一斉に秩父郡市はこういう形になっていると思います。ですので、やっぱり優先順位の考え方がそれぞれ地域があったり、学校の形があるので、当然そこには安全性も含むでしょうし、値段の問題もあるでしょうし、さまざまな思いがあったのだと思います。そういうことを含めて流れがあると思いますので、そういうものを含めた形で考えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○小泉初男議長 再々質問はございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 ありがとうございます。今は本当にそのような形で、どなたもというか、自然のままにいつていると思いますけれども、今後また少子化にどんどんなっています。本当にこれ保護者の意見等もしっかりお聞きできればと思いますので、これから保護者の方のそういう意見等も聞いていただければと思います。よろしく申し上げます。要望になります。

○小泉初男議長 以上で4番、宮原みさ子議員の一般質問を終了いたします。

---

○小泉初男議長 次に、2番、黒澤克久議員の一般質問を許可いたします。

2番、黒澤克久議員。

〔2番 黒澤克久議員登壇〕

○2番 黒澤克久議員 2番、黒澤克久です。議長より発言の許可をいただきましたので、これより一般質問をさせていただきます。

早いものでことしも残すところ3週間ちょっとになりました。12月になり、3日の秩父夜祭も多くの観光客でにぎわいました。昨年のユネスコ指定により、国内のみならず、多くの外国人の観光客の姿が見え、秩父の伝統行事をアピールすることができたのではないかと思います。

それでは、質問事項に入りたいと思います。1、伝統芸能・文化伝承施策について、要旨明細(1)、伝統芸能・文化伝承についてお聞きいたします。横瀬町においても人形芝居、里宮神楽、芦ヶ久保の獅子舞と文化財に指定されているものがあります。中学校3年間において全てを見る機会を設けているというのですが、子供たちに意図が伝わっているのか、現状の認識をお聞きいたします。

また、後継者育成においても、現状をお伺いいたします。

要旨明細(2)、郷土愛の育成について、我が横瀬町で誇れる風景といえば、最近では寺坂棚田の風景を思う方がいるかもしれません。しかしながら、私の考えは少し違います。寺坂棚田の背景に武甲山があるからより映えるものだと思っております。横瀬町にとって武甲山はシンボルだと思います。私が義務教育を受けているころは、5月1日、武甲山の山開きは学校が休校になっていました。武甲山に登ることにより、身近に感じ、登山の楽しさを学びました。現在では休みではないようですが、郷土愛の育成には必要だと思います。執行部のお考えはどのようでしょうか。

また、秩父市においては、ことしから秩父夜祭を「伝統文化に親しむ日」としましたが、郷土愛の育成に必要と考えたからではないでしょうか。

質問事項2、農業事業、要旨明細(1)、目指す方向性についてお聞きします。農業を取り巻く環境は、全国的に厳しい状況だと思います。事横瀬町においても同じ状況ではないかと思います。耕作放棄地の増加は、今後ますますふえるものと考えますが、例えば姿地区など今後いろいろ課題が見えてくるところがあると思います。また、放棄地をなくすように新たな取り組みを考えると、5年、10年先を見越した見直し、方向性などがあればお伺いいたします。

要旨明細の(2)、課題の認識についてお聞きします。いろんな課題があるとは思いますが、予算的なものなのか、人材的なことなのか、現段階での課題の認識についてお伺いいたします。

以上、壇上での質問とさせていただきます。

○小泉初男議長 2番、黒澤克久議員の質問1、伝統芸能・文化伝承施策に対する答弁を求めます。  
教育次長。

〔大野 洋教育次長登壇〕

○大野 洋教育次長 私のほうからは質問事項1、要旨明細(1)について答弁させていただきます。

中学校におきましては、郷土に伝わる伝統芸能に触れ、文化財の意義や保存、継承することの大切さを伝え、また地域を見直すよい機会となるよう、平成28年度より芸術鑑賞の一環として3団体による上演を行っております。平成28年度は横瀬の人形芝居、平成29年度は里宮の神楽を実施し、平成30年度は芦ヶ久保の獅子舞を予定しております。全学年を対象としておりますので、3年間で全ての伝統芸能を鑑賞する

ことができます。この取り組みは今後も継続したいと考えているところでございます。

意図は伝わっているかとのご質問でございますが、生徒の感想文等を見ますと、初めて見たという生徒も多く、そのすごさや難しさ、奥深さを知り、新しい発見とともに伝統文化のすばらしさを実感してもらっていると思っております。さらに、文化財の保存、継承していくことの大切さや郷土の誇りを感じている生徒の記載もございました。したがって、意図は十分に伝わっているものと思っております。また、上演していただいた団体の方々も地元の子供たちに直接紹介することができることは大変に意義があると、また励みにもなっているのではないかと考えております。

また、学校で行うことのよい点としましては、やはり生徒たちが真剣に鑑賞してくれる。また、間近で見ると、道具等に直接触れて体験できること、また伝承者の話を直接聞けることなどがあると考えております。

後継者養成の現状でございますが、平成29年度実績では、横瀬の人形芝居は、会員名簿数28名、芦ヶ久保の獅子舞は、後継者名簿数30名、里宮の神楽は会員名簿数22名となっております。事業助成としましては、横瀬の人形芝居は県より民俗芸能の振興事業補助金として年間15万円、町より後継者養成事業補助金といたしまして年間8万円の補助金を交付しております。芦ヶ久保の獅子舞と里宮の神楽には町より後継者養成事業補助金として年間8万円の補助金を交付しております。それぞれ名簿上の人数ではありますが、実際に活動に参加する人は限られているのではないかと考えております。保持団体の運営はそれぞれに行っているわけですが、現状としては新たな人材を発掘、獲得することが非常に大変な状況にあるものと認識しているところでございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 教育長。

〔久保忠太郎教育長登壇〕

○久保忠太郎教育長 (2) について答弁いたします。

それぞれの地域には、脈々と続く郷土の風土というものがあるのだと思います。風土とは、その地域の生活環境や自然環境、そして多くの人々の価値観などによって、長い時間をかけて醸成されるものだと思います。

武甲山への熱い思いは、横瀬町民に限らず、秩父人に共通した思い入れがあると思っております。日本は古き時代から、春に山から神を迎え、五穀豊穡を祈願し、感謝し、秋に神を山に返すという営みを繰り返してきております。御嶽神社の里宮の春の祈年祭・秋の例大祭の原点もここにあるのだと思っております。そして、武甲山の山頂に祀られている御嶽神社を拜むための登山である山開きにもつながるのだと思います。

祭りや行事は、郷土を愛する心を育むことにつながっていくものと思います。郷土愛の育成には、伝統文化等に触れたりして、その魅力やよさを自然発生的に実感することが大切かと思っております。

キッズウイークの一環である「伝統文化に親しむ日」等の動きは、地域の盛り上がりに対応していく流れかと思っております。

以上でございます。

○小泉初男議長 ただいま2番、黒澤克久議員の質問中ではございますが、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時28分

再開 午後 2時43分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま2番、黒澤克久議員の一般質問中です。

再質問はございますか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 休憩後なので、ちょっといろいろ頭の中を今整理しましたが、まず伝統芸能の最初の教育次長の答弁でございますが、手応えを感じているという答弁でいいのかと思うのですが、より今後裾野を広げていく上で、今の中学生はこの体験をしたということなのですよ。でも、それ以前の卒業されている方々、私なんかもそうですけれども、この3つを全てしっかり見たというのは本当に30代になってから、そのぐらいあるというのはわかっていても、いつ、どこで、どのタイミングでというのがなかなか周知されていないのかなというのが、特に里宮の春の祭典とか、人が寂しいなというふうに思うことが多々あるのですけれども、今後横瀬のこの伝統を継承していく上では、少しそこに対しての配慮をさせていただきたいというのが1点。

それと、同じようにこの伝統芸能に関しても、まだ宇根の春祭りなんかだと、その地域が一体となっているのが何となく目に見えるというか、それはお祭りの仕組みが違ってくるのかもしれないのですが、そういうところからも今後に向けてやっぱりより裾野を広げたい、そういうふうに強く思っています。

教育長のほうの答弁で、ちょっと私と多分ずれがあると思うので、もう一度確認をさせていただきたいのですが、私が学生時分は学校が休校でした。現在は休校ではないですよ。その休校でなくなった理由というのが、恐らく学習時間の確保というのが大前提であったと思うのですけれども、同じように秩父市は3日以前から休みだった。ただ、それが改めて伝統文化に親しむという名目で、旧秩父市以外も休みにしたということだと思うのですが、その辺で横瀬にとっても秩父人にとっては、全てが武甲山をやっぱり大切に思っているというお答えは先ほどいただいていますので、改めて武甲山をシンボルと思うのであれば、もう少し親しむ日を何とか工夫できたらなと思うのですが、その辺に対してよろしく願いいたします。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

〔大野 洋教育次長登壇〕

○大野 洋教育次長 ご答弁させていただきます。

こういう民俗文化財を取り巻く環境としましては、人口減少、それから少子高齢化というふうなことが進みまして、地域のコミュニティーも変容してきているという中で、やはり後継者のことと、それからまたその行事自体が本当にまた維持継続できていけるのかというふうなことは非常に重要な課題だというふうには認識しております。これらの芸能等のその民俗文化財は、その地域の暮らしや、その日々の営みの

中で培われて、また伝承されていくというのが基本だというふうに考えております。そのためには、単にその保持団体だけに直接助成をするということだけではなくて、それらの文化財を取り巻く社会的な環境変化等に対する取り組みというのも非常に重要なのだというふうに考えております。

町の文化財保護条例の3条とかに文化財の所有者、その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用にも努めなければならないというふうになっております。したがって、今後はそれぞれの文化財の種類、また性質によりまして活用することで継承は図られていく文化財については適切な活用を図って文化財の大切さを多くの人に伝え、理解を促進していくことが不可欠だというふうに考えておりますので、いろいろなそういうことを活用のお場でありまして、そういうことの周知、こういうことが行われていまして、PR等は積極的に活用を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○小泉初男議長 教育長。

〔久保忠太郎教育長登壇〕

○久保忠太郎教育長 再質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

先ほど申し上げましたように、秩父人にとっては武甲山というのは私は特別な山だと考えております。多分秩父人、どこでも武甲山が見えるところはみんなそう思っているのではないかなと思っております。その象徴がやっぱり先ほど申し上げましたように、秩父夜祭が最終的にはそういう象徴するお祭り、まさに武甲山の神様を迎えて、そして五穀豊穡を祈願して、そしてお返しするという一つの営みだと思っております。さらに、いわゆる武甲権現でしたか、蔵王権現ですか、武甲山には祀られているその神様と妙見様が会うという、そういう話もあるぐらい、やはり親しみを持っているのではないかなと思っております。

ただ、この伝統文化云々という言葉は、秩父市独自の言葉だと思っておりますが、先ほど申し上げましたキッズウイークの一環として国が進めている政策の一つだと思っております。これは、学校を休んだときに周りの地域も年次休暇等を大人がとって、そしてそこでそういう形を子供たちと一緒にできる。学校が先行する問題ではない形だと思っております。

ご案内のように、秩父市の場合は、もう既に昔から臨時休業なのですよ、秩父夜祭は。ですので、改めてどうのこうのということではなくて、大人がもう動いている。そこへ子供たちが乗ると。そういう形であくまでキッズウイークですので、そういう形でいきますと、武甲山の場合、例えば武甲山で学校を休みにした場合、それについて一緒に地域のもう年休をとってみんな行くかという状況があるかどうか、それがやっぱり分かれ目になるのかなと思っております。ですので、少なくとも秩父のお祭りは、やっぱり大人が子供たちを休ませることによっていろんな動きができるし、ましてや7月20日は今まで休みではなかったわけですが、休みにしたわけですが、これはこれでまた夏休みの短縮とか、いろんな問題があって、授業時数はどこかで確保しているわけですが、そういう形をとった形ですので、その辺の違いがあって、ちょっと今その地域の流れに乗って動かないとちょっと無理なのかなという、そういう意味でのお答えをさせたいつもりでございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 再々質問はございますか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 ありがとうございます。

まず、教育次長さんのほうにもう少し。活用を図ると言われていましたけれども、具体的にどういう形で活用を図っていくのか、あるいはPR、周知するに当たって、何か具体策を持っているのか、そこをお聞かせください。

それと、この横瀬町は伝統的なものがやっぱり秩父市に比べたら小粒であるというイメージがあるとは思いますが、ただ磨けば光るといふふうに個人的には思っているのです。その磨いて、磨いて大切に、それがもう少し日の目が当たるようにしたいな。そこに当たっては、例えばですけれども、今は多分教育委員会のホームページで若干紹介されているとか、そういうことだと思っておりますけれども、今どき正直ホームページって、俺ら世代でもほとんど見ないです。1日1回誰かのホームページ見るかとか、行政の本当に調べ事をしない限り、ホームページってまず見ない。情報を得るのには、まずSNSを使うのが大前提でいることがあるので、その辺でSNSの活用を少し考えて、実験的に1年やってみたらどうだったかということを検証してもいいのではないのかなと思ったりもしています。ちょっとそのSNSを使うかどうかの答弁をいただければと思います。

4点目が、過去の議会で根古屋城址の関係を少し聞いたことがありまして、その当時に歴史あるものだから簡単に修繕できるPR用の看板などは設置しますという答弁をいただいていたのですが、それが実際行われているかどうかの確認をちょっとさせていただければと思います。

要旨明細(2)の教育長のほうの答弁なのですが、キッズウィークで大人がやっぱりかかわらないといけないという、そういう理由は今改めてよく理解できました。そうはいつでも、そうはいつでもという部分で、武甲山の山開きというのが私なんかは5月1日は勝手にそういうふうな思い込みがもうやっぱり小学生時分から休みだったというのがあると、常にそういう頭があるのですが、その辺を踏まえて休みにする気があるのかなのか。それが休みが振りかえでも可能だし、臨時休校というのはまたハードルが高いと思うので、それは別物で、ただ5月1日に対しての、山開きに対しての方向性がどうなのか。

また、町長に最後、その関係でお伺いしますが、山開きに対しての思い入れというのは、町長はどうでしょうか。

以上です。よろしく申し上げます。

○小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

〔大野 洋教育次長登壇〕

○大野 洋教育次長 お答えさせていただきます。

まず、周知、活用等の関係でございますが、段階としましては、やはりまずは知ってもらおうということでPR、周知、その方法につきましては、いろんな方法があるかと思いますが、あらゆる機会を通じてPR活動、周知活動をしていきたいと思っております。

それから、第2段階、このまず知っていただいた。次に、見ていただくという段階になるのかと思います。その見ていただくためには、できるだけ公開する回数をふやすということが必要かなと思います。また、そこにおいて例えばこの中学校でやっておりますような体験的な教室等を設けていただいて、そうい

った体験教室的なものを開いていただくというふうなことが大事ななと思っております。

また、そういうSNS等からの発信ということでございますが、やはり先ほど申し上げたように、基本的にはやはりその地域の中で、その地域の人たちの暮らしの中でやっぱりこれが伝承されていくということがやっぱり文化財にとって大切なことだと思いますので、そのもちろん役場、教育委員会等からも発信はしたいと思いますが、団体自身の私たちはこういうことをやっています。こういうふうに行っているのですというふうな、あるいはいついつこういうことがありました。こういうふうなことでみんなが集まりました。それがたとえ上映会ではなかったとしても、こんなようなコミュニティがあるのですよというふうなことを直接発信していただくようなことも重要なのではないかなというふうに考えております。そういったところでの支援、協力等できれば考えていきたいと思っております。

それから、根古屋城址の関係でございますが、議員さんご指摘のように、平成28年6月の議会におきまして、解説板等の設置についてご質問いただきました。そのときに、今、報告書がいわゆる中世期のものの報告書の発掘調査書が出ているのですが、発掘する中で縄文時代のものの土器片等も数多く発掘されております。そのときの答弁で、縄文期の資料を整理して報告書を作成したいと。この報告書にあわせて、その報告書のための資料の整理が終了した時点で解説板等の設置をしたいというふうなお答えを申し上げます。まだその辺の報告書がまとまっておりませんので、まだ解説板の設置に至っていないという状況でございます。

○小泉初男議長 教育長。

〔久保忠太郎教育長登壇〕

○久保忠太郎教育長 議員さんの武甲山の思いというのはもう重々承知しているわけですが、やはり基本的に教育委員会のあり方というのは、学校がいろんな授業の授業時数とか、みんな勘案して行事をつくります。そして、それに対してこの日を休みにしたいということについては、学校について教育委員会が許可を出すというシステムになっております。もしこれで決議事項を入れるとすると、管理規則から変えていかなくてははいけませんので、まずそこの順番からいきますと、なかなかきついかなと思っております。

先ほど申し上げましたように、地域から盛り上がるというのは、それなりのやっぱりここはすごいと思うのですけれども、いわゆるその武甲山に全部で行こうとは言いませんけれども、学校、子供たちだけではなくて、全体が行くような雰囲気というのがまずはできればなと思っております。その登ること以外にもやっぱり子供たちに教える部分というのは、武甲山に対してはいろいろあるのだと思っております。身近な例でいいますと、各地のお祭りはやっぱりそういうこともあるし、そういうものをまず大事に、それも大事なかなと思っておりますので、まずはそこから入って行って、そしてふるさと武甲山を思えばなという気持ちでいるところでございます。

以上です。

○小泉初男議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 では、私のほうから補足含めてお答えをしたいと思います。

まず、発信のところでSNSを使うかどうかという部分なのですが、最近になりまして、町のほうではSNSの発信はかなりふやしています。例えばその伝統文化分野ということでいきましても、今、

地域おこし協力隊が獅子舞だったり、あるいは人形芝居のほうに入れていただいて、一緒に活動していて、そこからの発信はかなりふえてきて、外部の人が目にする機会は格段にふえたかなというふうに思っています。しかし、そのSNS分野はさらにプラスで教育委員会分野でつくるのかどうかというと、まだなかなか難しいと思います。それは議員おっしゃったその小粒というところでした、横瀬のコンテンツは、一つ一つは、やっぱり残念ながらまだ小粒だと思います。それを発信方法を変えて、誰かその爆発的に人が来てくれるとかいうことには恐らくならなくて、それよりも全体のストーリーをつくってあげるとか、全体のコーディネートを考えていくというほうが私は優先順位が高いかなというふうに思っていますので、SNSの発信大事なのですけれども、取り立ててこの分野に関して何か新しいSNSのチャンネル持つということではなくていいかなというふうに考えています。これが1つ。

それと、山開きに関してなのですが、個人的に山開きにはそれは思い入れはあります。しかし、個人的な思い入れがあるということでした、これを教育プログラムの中にどう落とすかということに関しては、今の教育委員会、教育長と教育次長は、私よりも伝統文化に造詣が深い方々です。そちらの教育委員会の判断、考え方を尊重してまいりたいというふうに思っています。

以上です。

○小泉初男議長 以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、農業事業に対する答弁を求めます。

振興課長。

〔赤岩利行振興課長登壇〕

○赤岩利行振興課長 質問事項2、農業事業につきまして答弁をさせていただきます。

まず、要旨明細(1)、目指す方向性でございます。農業を取り巻く現状につきましては、全国的に農業就業者の減少と後継者不足が大きな問題となっております。これにつきましては、当町におきましても同様でございます。農業にかかわっている方の多くが高齢化していること、そして後継者の不足が深刻な問題であり、このことが遊休農地を発生させる要因となっていることと考えております。

また、今年30日には、TPP協定が発効することに伴いまして、今後農業分野への影響等がどうなるか見きわめながら、目指す方向性につきまして考える必要があると思っております。

農業経営を持続させるためには、農産物価格の動向に耐えられる農業の合理化、生産力の増強が必要となりますが、秩父地域では中山間地域として位置づけられておりますように、農地のほとんどが狭く、傾斜のある比較的小さな農地でございます。その農地を集積・集約化ということが平野部、平地のところでは有効な合理化ということと言われておりますが、中山間地域にある秩父地域では、そうすることによっても、農業の効率化、合理化が難しいと考えられております。そのため、この地域でも生産力を増進させ、農業経営の合理化が目指せるような創意工夫が求められていると考えられます。

考えられる中で、1つとしましては、6次産業化が考えられます。農産物を生産して、そのまま販売することだけにとどまらず、加工等で付加価値を与えることで、他の生産地の作物よりも魅力を高めたブランド商品にする、そのような農業経営が1つ考えられます。個人経営で営んでいる農家さんには、厳しいところがあるかと思いますが、幾つかの農家が力を合わせて行うなどの創意工夫により目指していただければと考えております。



また、グローバルGAP認証という制度があります。この認証を得ることで、国際的に安全管理の評価を得ている農産物であることが認められますので、農業生産の環境的、経済的及び社会的な持続性に向けた取り組みと考えられております。安心して食べられる安全で品質のよい農産物を求める消費者も少なくない中、販売価格で差別化が図れるものと考えます。

このほか、有機栽培や無農薬栽培なども消費者が求めているところでございますので、意欲を持つ農業就業者の創意工夫に期待するところであります。この地域において持続可能な農業経営を目指す方々に対し、積極的に支援できる体制づくりを目指したいと考えております。

このほか、ご質問にありました土地利用の考え方につきましてですが、現在第6次総合振興計画の策定作業を進めているさなかでございまして、町としましても土地利用の考えと農業の将来像とのマッチングに努めてまいりたいと考えます。

続きまして、要旨明細(2)、課題の認識につきまして、今申し上げました目指すべき農業に向かっていくためにですが、まず現状では農業就業者の中でも高齢の方が多く占めているということがありますので、将来その方々引退された場合のことを考える必要がございます。そのため、将来の農業衰退と、それに伴って遊休農地の増加が懸念されております。現時点におきましては、昨年調べた数値でございまして、町内の遊休農地面積は約16ヘクタールでございます。これは、全農地の7.6%を占めております。遊休農地をこれ以上広げないようにすることが課題となっております。

この課題に対しまして、町の農業委員会及び農地利用最適化推進委員会では、本年農地等の利用の最適化の推進に関する指針を策定しました。遊休農地の解消と農地の最適化利用推進を目指しているところでございます。その活動の中で、本年7月の農業委員会総会において、農地を取得できる面積要件を新規就農者に限り、従前の30アール以上から1アール以上に変更をさせていただきました。これにより、小規模の農地でも新規就農者であれば取得が可能になりますので、新たな農業関係者が生まれることになり、遊休農地がそれに伴って減少、小規模の農業就業希望者の転入者もふえることが期待できる、そのような環境が1つ整ったところでございます。

次に、農業就業者が意欲を持って農業経営をしていただける環境づくりの課題でございまして、6次産業化やグローバルGAP認証の取得といった目指すべきところを町内の農家さんにも認識をしていただきまして、ハードルは高いのですが、その実現に努めていただけるように町としましてもそのための支援に力を入れてまいりたいと考えます。

今年度も1件申請を上げていただきまして、埼玉県の産地パワーアップ事業費補助金を町を經由して交付することになっておりますが、この補助金の申請等の手続は町が支援できるところでございまして、意欲ある農業従事者に対しましては、このような支援をこれからも積極的に支援できるように努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○小泉初男議長 再質問はございますか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 非常に細かい答弁をありがとうございます。

幾つか、6次産業、この6次産業を本当に活発にやっている地域というのは、また農業分野に関して非

常に元気が出てきている地域が出てきています。実際その商品自体を競い合うコンテストなども全国で行われていますし、そこに向けて何かまた生きがいではないけれども、やる気、やる気を高めるための一つの方法かなというのが6次産業だと思います。

また、30アールから1アールにその変更した。これも本当に非常に横瀬町は早い対応で動いていただけたので、本当に移住政策の一つにつながる可能性があると思いますので、大切なこの変更だと思います。今後多分この1アールの変更に伴って、多分町でもこのエリアはしっかり守らなければいけない。農地エリアだとか、そういう区分をしっかりと設けていかななくてはいけないと思うのですけれども、その辺は今後の町のランドデザインを描きながらしっかりやっていただければと思います。その辺について少しお話を聞かせていただければ。

もう一点、そうですね。ここ数年多分本当に高齢化、後継者不足という話が出ると思うのですけれども、一つの期待感としては、AIがいかにしてそこに食い込んでくるのかというのが今後の流れになってくるのかなという部分がありますので、その辺も横瀬町、せっかく先進自治体と足をそろえて行動することがあるのであれば、そういう実験的要素で無人運転機なんていうのがもし本当に持ってこれれば、そんなお話しもいいのではないかなと思っております。

最後に、本当に農業委員会の皆さんには本当に日々活動していただいて、パトロール等してもらっていますので、今後とも町内の畑を守っていただきたいなと思っております。

済みません。さきの2点のところをご回答いただければと思います。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 今のところをお答えします。

まず、ランドデザインという部分ですけれども、それを来年1年かけてつくる計画で、しっかりつくっていきたいというふうに思っています。必要なのはやはり張りということと、あとはやっぱり将来を見越してという部分で、そうするとやっぱりこの遊休農地のところは大変気になります。今でこそ7.6%、16ヘクタールなのですが、普通に考えたら確実にこの先10年、20年でふえることになってしまいます。だから、それをふやさないためにどうするのか。なので、惰性で今の延長線上で横瀬の農業が守られるということではなくて、やはりある種の仕掛けだったり、思い切ったことだったりというのは必要になってこようかなというふうに思います。

そういう中で、とりわけ面積が大きくて、よりその遊休地化が今から結構大変だなと思うのが、やっぱり田んぼなのです。田んぼは特に横瀬の耕作者が高齢化をしていて、2世代にわたって守られている田んぼとか、実はほとんどないという状況です。なので、ここの部分をどうするかというところは非常に大きな課題です。そうすると今、横瀬の中で業としての農業というのは、担い手の数としてはそんなに大きくなくて、皆さんご自身の仕事を持ちながらとか、あるいは定年退職した後にやられたりとかというのが数としては多くて、ここの部分をいかに次世代につないでいくか。

1つが、30アールを1アールにして、農業の参入障壁を下げることで、いろんな方に来ていただきやすい形をするというのがまず1つだろうと。

あとは、横瀬も移住対策を進めていく中で、やっぱり農ある暮らしというのは、非常に都会の人から見たら魅力があるということだと思います。棚田保存会や棚田学校に来てくれている人たちは、あの風景とか、あるいは農業がある暮らしがいいと思って来てくれる方がたくさんいます。そういう人をたくさんふやしていくというのは大事なと、これは1つ。

それから、あとは先ほど2つ目のところでA Iという話がありましたけれども、農業の形も大分変わってきていまして、ここに来て農業法人というのが大分出てきました。これは、例えば水耕栽培の今の進んだ技術を使って、レタスだったり、キャベツだったり、あるいはパクチーだったり、ハーブだったりというのを室内環境でつくってしまうというところがあって、これは今、国内では大分投資ブームみたいなところが出てきています。それがいいかどうかは別にして、農業法人化してというところは、選択肢としてはあるのかもしれませんが。

いずれにしろ、町としてはその辺組み合わせだったり、めり張りというところが大切で、トータルで見て町の土地利用が魅力的で効率的な形になっていること、少なくとも農業分野に関して、遊休農地が極小化できるようにというところは、いろんな方策は含めて前広に考えていきたいなというふうに思っています。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問はございますか。

ないようですので、2番、黒澤克久議員の一般質問を終了いたします。

---

○小泉初男議長 次に、3番、阿左美健司議員の一般質問を許可いたします。

3番、阿左美健司議員。

〔3番 阿左美健司議員登壇〕

○3番 阿左美健司議員 3番、阿左美健司です。議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今回は、横瀬町のふるさと納税の取り組みについてお聞きします。平成20年にふるさと納税の制度が始まり、10年がたちました。その間に全国の平成20年度の件数が約5万3,000件、金額が約81億円から、平成29年度は1,730万件、金額約3,653億円と全国的にふえております。特に平成26年、平成27年度から急増しています。

私は、初めこのふるさと納税という制度は余りよい制度だとは思っておりませんでした。なぜならば、自分が生まれ育ったそれこそふるさとと呼ばれるところに寄附、納税するのなら意味がわかるのですが、例えが適当かどうかわかりませんが、おまげが目当てでどこでもいいとなると、制度の名前にあるふるさとの意味が違うのではないかと思っていたからです。しかし、このところいろいろな方と話をするうちに、公務員という仕事は民間と違って余りほかと競争がない。しかし、このふるさと納税は件数、金額が数字としてあらわれてくる。つまり自治体同士が競争しているのだから、どんどんやったほうが良いという意見を聞くようになりました。

そこで、1つ目ですが、最近5年間の横瀬町の受け入れ金額、受け入れ件数の推移を教えてください。

2つ目、受け入れた金額の使い道について教えてください。

そして、3つ目ですが、今までの推移などを受けて、今後の問題点や改善すべき点はどのようなことが考えられるかお聞かせください。

以上、よろしく申し上げます。

○小泉初男議長 3番、阿左美健司議員の質問1、ふるさと納税の取り組みについてに対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔新井幸雄まち経営課長登壇〕

○新井幸雄まち経営課長 質問事項1、要旨明細(1)について答弁いたします。

ふるさと納税の過去5年間の受け入れ実績につきましては、次のとおりです。平成26年度11件、15万円、平成27年度18件、31万円、平成28年度342件、524万円、平成29年度581件、738万6,000円となっております。今年度は12月4日現在ですけれども、395件、548万円となっております。

続きまして、要旨明細(2)について答弁します。使い道についてですが、制度開始時から平成27年度までにつきましては、一般財源とさせていただき、事業への充当は行っておりません。平成28年度からは、納税額のうち350万円を国際交流基金の積み立てに、100万円を妊婦健康増進事業に、50万円を新婚世帯家賃補助事業に充当しております。平成29年度につきましては、納税額のうち600万円を国際交流基金積み立てに、新婚世帯家賃補助事業と妊婦健康増進事業にそれぞれ50万円を充当しております。

続きまして、要旨明細(3)について答弁します。まず、返礼品についての課題でございますが、現在総務省では返礼割合が寄附額の3割を超えたもの、または地場産品以外の返礼を行っている市町村に対して、ふるさと納税の趣旨に反するとして、これらを守らない市町村への寄附をこの制度から外すことも検討するといった通達がありました。横瀬町はもともと3割を超えた返礼品は扱っておりませんが、地場産品につきましては、今回の国の指示の影響で扱えなくなったものも出てきております。したがって、今後についてですけれども、返礼品につきましては、種類、内容の充実などを図っていくことが重要なことであると考えております。

今後も過去にふるさと納税をしていただいた方への呼びかけ、各種イベントでのPRを行うとともに、納税していただいた方が、自分の寄附は横瀬町のために有効に使われているのだなと実感していただけるよう、ふるさと納税の用途の明確化あるいは選択事業の充実などに取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問はございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 そうしましたら、ふるさと納税の受け入れですが、経緯、推移、ありがとうございました。これだけ今の答弁からだとふえているように思います。

ここで、私他市町村の状況をちょっと調べてみたのですけれども、秩父市が平成25年度から平成29年度で21件、212万円から1,925件、1億4,693万円、1件当たり7万6,000円です。皆野町が3件の13万円から577件の603万円、単価が約1万円です。長瀬町が12件の37万円から412件、1,902万円、単価が4万6,000円、

小鹿野町が9件で274万円から49件の439万円、単価が8万9,000円、横瀬町が先ほどの今現在は581件の738万円、単価が1万2,700円ぐらいですか、ということになっています。

これはこれとしてあるのですが、この受け入れたものの大多数は、恐らく町のホームページか、ふるさとチョイスとか、そういったふるさと納税関係のサイトからの受け入れだと思いますので、もしデータがあればなのですが、町のホームページから来た人なのか、それともふるさと納税と、そういったふるさと納税サイトから入った人の割合なのか、もしわかればその辺教えてください。

それと、そのホームページのほうの画面というか、紙面のほうで、ふるさとチョイスのところには、横瀬町の紹介文というところが入られるところがあるのですが、そこに他市町村は入っているのですけれども、そこは入っていなかったの、入れてください。

それと、あと楽天ふるさと納税のほうでは、人材育成とだけしか出ていないので、細かいその国際交流ですとか、そういったことの説明文がないので、その辺ホームページのほうは改善を一応よろしくお願ひします。

なので、まず1つ目は、そのホームページの活用の割合で町のほうから入ったのか、ふるさと納税サイトから入った割合がもしわかれば教えてください。

それと、2つ目です。過去にも、前回の決算審査なんかでも質問はしたのですけれども、町が今やっている同窓会事業ですとか、25歳の成人式の事業などへの働きかけで、ふるさと納税がふえたとか、ふるさと納税に寄与したという、そういう実績みたいなものがあれば教えてください。

それと、3つ目です。9月のやっぱり決算審査のときに金額よりも応援してくれる人数を重視しているという答弁もありましたが、ふるさと納税で返礼品を通販のように送るだけになってしまうと、それで1回こっきりで関係が終わってしまいますので、今の課長の答弁にも複数回、何回かというお話もありましたので、この581人横瀬町にふるさと納税してくれた、寄附してくれた方の内訳として、この中で複数回してくれた方がどれくらいいるのかどうか、金額なり、割合なりがわかれば、人数なりがわかれば教えてください。

それと、受け入れの推移は、先ほどの課長の答弁で15万円から738万円とふえている数字をいただきましたが、それとは逆に横瀬町から出ていってしまった金額です。他自治体への寄附金の金額なのですが、9月議会で税務会計課長から平成29年度は945万円、93人ということがありました。総務庁のふるさと納税ポータルサイトを見ると、各自治体の細かいデータが出ていまして、それ以前の横瀬町は平成27年は340万円、39件が出ていまして、平成28年が601万円の80人で、平成29年が945万円、93人ということで、受け入れもふえているのですけれども、このように出ていっている金額、人数もふえていってしまいます。というか、実はこの3年間しかちょっとデータがないのですが、受け入れた金額よりも、実は出ていった金額のほうが多くなっている状況です。こういった状況を町としてどのようなことが要因か、把握しているものがあれば教えてください。例えばどのような人がしているのかとか、その辺の検証とか、役場内とか、もしくは課内で検証したかどうか、わかれば教えてください。

このように1回他市町村へ寄附が出てしまいますと、こういった人たちは継続して寄附を外にしようおそれがありますので、大変問題だと思います。また、このことに関しては、9月の決算審査のときにも、代表監査委員が決算認定で決算審査意見書の説明の中で、町の個人住民税が111万円減ったというこ

との中で、1つは所得が少なくなっているかもしれない、もしくは税金を納める人が少なくなっているかもしれない。もしくは横瀬町の人がふるさと納税として受け入れる金額と横瀬町の人がよそのふるさとというか、税金をよそに払うことによって、横瀬町に納めないよといういろんな組み合わせがあるかと思えます。これについてはまた再度細かく見ていく必要があるというふうにおっしゃっていますので、その辺の検証をしたのかどうかお聞かせください。ちなみに秩父郡で出ていってしまったほうが多いのは横瀬町だけです。

以上、4点お願いいたします。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔新井幸雄まち経営課長登壇〕

○新井幸雄まち経営課長 再質問のほうに答弁させていただきます。

町のホームページからそのふるさとチョイスにだということなのですが、この件につきましては、ちょっと追えていないので、わからないので、申しわけありませんけれども、お願いします。

それと、同窓会事業と、あるいは25歳の成人式ということで、どれだけの方がふるさと納税に協力していただいたかということなのですが、同窓会事業につきましては、PRは行っておるのですが、過去3年間横瀬町以外の方から納税していただいた実績はございません。

あと、25歳の成人式のほうにつきましては、ちょっと把握はしておりませんが、ただ同じようにそのふるさと納税をお願いしますというPRは行っております。

あと、再度複数回寄附をいただいている方の割合ですが、平成29年度につきましては、過去に平成20年から平成28年度において寄附していただいたことのある方の人数の割合は37人いらっしゃいました。これは、金額にしまして96万6,000円でございます。率にしまして全体の6.4%の方に複数回、2回以上寄附をいただいているという数字でございます。

それと、阿左美議員がおっしゃいました出ていくというお話ですが、これにつきましては交付税のほうで収入減になった分の75%は補填していただいているという形にはなっております。

それと、役場内で出ていく分が多いことの検証は、ちょっと今のところまだ行っておりません。

以上でございます。

○小泉初男議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 では、私のほうから幾つか補足をします。

まず、金額に関しては、これ自治体によってグロスの金額は出るのですが、実はネットの金額は結構大事だと思っていて、そこは余り出てこないのですが、結構たくさん集めているところほど外部委託をして、委託料を結構払っているケースが多いと一般的には思います。横瀬町の場合にはふるさとチョイスは使っているわけですが、基本的には自前でやっていて、そこのマンパワーは少し不足みというところかなというふうに思っていますが、そんな運営をしています。これ今後を考えると、実はこの11月にあった通達というのは、かなりインパクトがありまして、ふるさと納税全体の姿が大きく変わると思います。端的に言うと、地場産品以外が相当削られるということと、あと高額商品がかなり消え

ていく形にはなろうかなというふうに思います。と思うと横瀬町の流出分に関しては、グロスの金額は945万円なのですが、93人です。1人当たり単価が高いところに行かれているということかなと思いますので、その数字は結構大きな変化が出るかなと。

それと、今は交付税措置のところがありますので、ここに関して、ふるさと納税に関しては、ネットの入りと出ではずっとプラスにはなっているということかなというふうには認識しています。ということで、地場産品を使うということで、先ほど課長のほうから影響があったという答弁をしたのですが、トータル金額の中ではそれほど大きい部分ではありませんので、当町の場合には今主力はイチゴ、ブドウだったり、道の駅セットだったりということだと思いますので、そこは余り変わらずにはいけるかなというふうには思います。いずれにせよ、これで十分ということではないと思いますので、さらにしっかり集められるように頑張っていきたいなというふうには思っています。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問はございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 課長、町長、ありがとうございます。済みません。残念だったのが同窓会事業とかでゼロだったというのはちょっと残念でした。今後PRのほうをよろしく願いいたします。

今も返礼品のことを町長からもお話しいただきましたけれども、横瀬町皆さん住んでいらっしゃるの、ご存じかと思うので、特別な特に本当に競争力のあるものがないことなので、皆さんの知恵を絞って考えていかなければ、工夫をしないといけないというふうに私も思うのですが、そこで以前日経新聞のほうにふるさと納税についてかなり紙面を割いているシリーズがちょっとあったのですが、そのときにちょっと前だった。1年か、そのぐらい前の時期だったのですが、自治体もやっぱり広域連携すべきだというような記事の内容があったのです。そうしたら先日、10月10日ごろ、全国で初めて埼玉県と秩父市、皆野町、小鹿野町の複数の自治体が体験型返礼品を始めたとありましたので、ちょっと私これ新聞見たときに、あれっ、横瀬が入っていないのかなというふうにちょっと思いましたので、その辺の話がなかったのか、断ったのか、その辺の理由が何かわかればちょっと教えてください。

それと、課長から今お答えいただきました複数回の割合ですが、こういった方々はもう継続的といいますか、横瀬町に長くしてくれているので、横瀬町としても大切にしなければいけないようなファンの方だと考えます。これをふやしていきたいなと思うのですが、具体的にどんな考えがあるかお聞かせください。何らか返礼品を送るだけではなく、送りっ放しではなく、何かほかフォローをしているのかどうか。

また、済みません。私仕事の関係で保険をちょっとやっているものですから、ちょっとリピート性のあるものといえますか、を考えてみたらどうなのかなというふうに思っていて、例えばこんなのかなと思うのが、例えば空き家がある。横瀬に空き家を置いている家族ならば、その空き家の管理とか、返礼品でそういったサービスを返すのはおもしろいのではないかなというふうに思いましたし、これ空き家を実際見回りする自治体もかなりありました。

それとか、あとおもしろいのは、近くの長瀬町が墓地の清掃サービスというのを返礼品、1万円でやっているのです。だから、こんなのもおもしろいな。それとお盆とお彼岸かというふうに、そういう効果も

狙えますので、その辺りリピート率を上げたりですとか、リピート性を持たせる返礼品の工夫、そういったことを考えているのかどうか、あれば教えてください。

それと、私初めにふるさと納税のことを自治体同士の競争と申し上げましたが、実は総務庁のふるさと納税のポータルサイトのところに、ふるさと納税の3つの理念というか、意義ということで出ていまして、まず3つあるのですけれども、第1に、納税者が寄附先を選択する制度であり、その使われ方を考えるきっかけとなる制度である。税に対する意識が高まり、納税の大切さを自分ごととして捉える貴重な機会というふうにまず第1に言っています。第2に、生まれ故郷はもちろん、お世話になった地域に、これから応援したい地域へも力になれる制度、第3に、ここで自治体が国民に取り組みをアピールすることで、ふるさと納税を呼びかけ、自治体間の競争が進むことというふうに出ているのです。だから、国がふるさと納税は競争だと言っているように私は感じたのですけれども、今の課長の答弁でもありましたが、出ていった金額の住民税の控除額の75%は交付税措置されるというふうにありましたけれども、逆に措置されるからいいやというふうになってしまいますと、競争なんかしないで、変な極端な話が競争なんかしないで、その減らされてしまう25%分だけ頑張ればいいのではないかという、そういう変な選択肢もあるのですけれども、そういったことは考えているかどうか。競争についてどういうふうに考えているか。

それと、最後になります。私今も出ていった金額のことを何回かお話し申し上げましたが、町長からも答弁いただきましたが、昨年の金額が繰り返しますが、945万円、93人です。横瀬町の平成29年度の納税義務者数が4,143人ですので、率にすると2.24%です。ちなみに平成29年度秩父市は割合、1.89%、寄附した人数の割合です。1.89%。皆野町が1.14%、長瀬町が横瀬町と同じぐらいで2.22%、小鹿野町が0.84%でした。この2.24%は秩父市や小鹿野町なんか比べると高くなっています。2.24%、具体的、皆さんに「釈迦に説法」かと思いますが、100人に二、三人です。なので役場の職員に当てはめると二、三人いるのか、いてほしくない、いないことを願いますが、二、三人いてもおかしくないというふうに考えてしまいます。

今後他の自治体も返礼品を横瀬町も充実させるように、他の自治体も充実させるということを考えると、この93人というのは必ずふえてくると思います。なので、応援してくれる人数が大事というのもわかりますが、これはこれで何とか押さえ込んでいかなければいけないなというふうにも思いますし、93人で945万円という、1人約10万円、またこの10万円という金額ですけれども、この10万円という金額をふるさと納税できるということは、かなり所得がないとできないはずで、年収にすると多分、家族構成にもよるかと思いますが、700万円から800万円ぐらいの所得がないと、10万円という金額、ふるさと納税で寄附ができないはずなので、横瀬町のそういった所得の世帯の人たちがほかへ寄附として出ていってしまっているというふうになりますので、ということを考えると、横瀬町が今やっている施策全体として、こういった世帯に対して横瀬町がうまく対応できていないのではないかなというふうに考えてしまいます。

ふるさと納税の理念の一つに、税の大切さを自分ごととして捉える貴重な機会というふうにありますので、そういった納税に対する意識の高い世帯がそういった返礼品と、返礼品というおまけと横瀬町からの住民サービスをてんびんにかけて、極端に言うと横瀬町に納税したくないという意思表示だとちょっととってしまうのですけれども、その辺に対する対応策というか、危機感というか、考えをお聞かせください。

○小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。



〔新井幸雄まち経営課長登壇〕

○新井幸雄まち経営課長 答弁させていただきます。

最初のその広域連携の体験型の件ですけれども、横瀬町のほうには自分ではなかったと認識しております。その具体的にこういうのがあったという話は情報は共有しておりますけれども。

続きまして、複数回寄附していただいている方に対する対応ですか、やはりこれにつきましては、最初の私の答弁でもちょっと触れさせていただいたのですけれども、本当に寄附することが横瀬町にとって意味のあること、そのためにやっぱり議員のおっしゃるように、寄附していただいただけで終わるのでなく、できたらこういった事業に充当させていただいたというような返礼の手紙のようなものもちょっとお礼の手紙とは別に、こういった事業でこういった成果を得ているというような報告みたいのもあっていいかなと思います。そのようなことが検討していけたらと考えております。

それと、返礼品の工夫についてですけれども、まだ具体的にではどういったことをやるのかとか、そういうのは決まっておられませんけれども、ただこれは間違いなく、今後検討していく課題ではあります。

ただ、返礼品につきましては、所沢市のような例もありますので、そういうところもあるとなかなかやりにくいような部分もあるのですけれども、今後検討していきたいと考えております。

あと、競争ということですが、やっぱり横瀬町にとってそのふるさと納税を財源とさせていただくということは、横瀬町の財政規模にとりましては、すごく意味のある大きなことですので、競争という話になってしまうと、ちょっとどうかなと考えますけれども、ただこの制度は積極的に活用していければと考えております。

私のほうからは以上です。

○小泉初男議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 では、私のほうから補足します。

まず、返礼品の充実は、これはやっていきたいと思っております。最近ですと、その見守りで対価だったり、お墓の掃除だったり、空き家だったりというのはあるので、そういうのをひっくるめて工夫できるところはやっていきたいなというふうに思っています。

それから、自治体同士の競争をどう考えるかということに関しては、競争をその目的として、競争に勝つことを目的というよりも、やはり純粋に金額をふやしていく工夫していくということを考えていきたいと思っております。自治体は、これ最初のケースは連携なわけですけれども、連携と競争、両方大事、競争が大事と言ったらあれですけれども、個別に頑張っていくという部分と連携していくという部分と、これは両方大事ですので、ふるさと納税に関しては工夫をしていく、たくさんいただける工夫をして金額をふやす努力を精いっぱいしていくということかなというふうに理解しています。

それと、出るほうなのですけれども、出るほうはなかなかアンコントロールブルかなというふうに思っています。とりわけ平成29年度の93人の方の945万円というのは、単品10万円以上というのは、これどうということなのだろうと想像すると、私はこう理解しているのですけれども、この横瀬町の納税云々かんぬんではなくて、欲しいものがあったからやられている方だと思っております。とりわけその金額単価の高い人ほど趣向性というのですか、趣味性であったり、趣向性というのは高くなるということだと思っておりますので、

そういうことだなというふうに思っていて、それ自体に関してすごく気にしているということではありません。ふるさと納税をされる自由はありますので、当然町の魅力を高めないとはいけませんし、町に納めてくださいということは言えるわけですが、ふるさと納税してくれるなというのはなかなか言えないところです。だから、私はやっぱり比重としては、当然町に納税をしっかりしていただくようにするわけなのですが、ふるさと納税に関してはふやすことがやっぱり大事なというふうに思っています。

それと、93人のウエートの2.何%は、これ1年データですよ。時系列ですよ。だから、これはちょっと時系列を見て言わないと、なかなか傾向は出ないと思います。タイミングによっても違うし、年によつての差は相当あるというふうに思っています。楽観視するわけではないのですけれども、11月の通達が厳しくなる。厳しい通達が出た後というのは、今まで横瀬町のように割と地道にやってきたところにやや追い風かなというふうに思います。ただ、なかなか返礼品のところはまだ力強いところまではいっていないと思いますので、そこを頑張る。それからいろいろな工夫をしていくということはしっかり取り組んでいきたいというふうに思っています。

以上です。

○小泉初男議長 以上で3番、阿左美健司議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時48分

再開 午後 4時02分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○小泉初男議長 次に、7番、内藤純夫議員の一般質問を許可いたします。

7番、内藤純夫議員。

〔7番 内藤純夫議員登壇〕

○7番 内藤純夫議員 7番、内藤でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告書に沿って質問させていただきます。

まず最初に、皆様のご理解とご協力によりまして、手話言語条例が横瀬町でも成立いたしました。横瀬小学校、中学校では早くから手話語の授業を取り入れていただき、またこのたびの公共的施設等職員手話講習会には、議会事務局書記のT君を初め12名の職員の方に参加していただきました。町長、職員の方のご理解と行動力に感謝申し上げます。障がいのある、なしにかかわらず、誰もが社会の一員としてお互いを尊重し、支え合って暮らせる共生社会をこれからも推し進めていただきたいと思います。

それでは、質問に入ります。横瀬町と富田町長の考えと今後の進め方について伺います。

まず、(1)番の町営住宅についてですが、私たちの知らない間に町営住宅の住民に退去命令が出たと

のことです。いつ出したのか、どんな内容なのか、今住んでいらっしゃるのは何世帯なのか、退去を承認したのは何世帯なのかお聞かせ願いたいと思います。

(2) 番の横瀬小学校校舎の新築についてですが、教室の数だけつくればいいというものでもなし、豪華な校舎をつくれば生徒は喜ぶかもしれませんが、お金がかかります。先進地の視察もなさっている富田町長はどんな校舎を建てたいのか、校舎整備検討委員会の意見を聞いてという答弁はなしで、心の内をお聞かせ願いたいと思います。

(3) 番の花咲山についてですが、さきの議会ではお金をかけないで整備したいと言っておられました。ただ、排水路は土砂が入り、雑草も伸び放題、入り口にはちゃんとした橋もまだかかっておらず、公園内に入ったところにはパイプ、ホース、ヒューム管等が放置されています。公園としてつくったからには、斜面の草刈りだけでなく、最低でも整理整頓をしていただきたいと思うが、どのような整備計画を立てているのかお伺いいたします。

また、七、八年たつと切り株が腐り、表層の土砂が滑り落ちる可能性があると思いますが、役場はどう考えているのでしょうか。

もう一つ、つい最近聞いたことなのですが、花咲山で職員がけがをしたので、おはらいをしたといううわさを聞きましたが、この話は本当にあったことなのか、単なるうわさ話なのかを教えてください。

(4) 番のハイキング道整備についてですが、まずは先日の太陽生命クアオルト健康ウォーキングアワード2018受賞、おめでとうございます。この賞は健康ウォーキングの導入を目指す自治体を支援する賞ですが、全国で3つの自治体の中に横瀬町が選ばれました。町内にある数多くのハイキング道と富田町長の日本一歩きたくなるまち構想が評価されたと聞いております。ただ、町の公約、町長の公約でもあるハイキング道の整備予算がここ4年間毎年50万円強しかないと思うのですが、公約と掲げた以上、ハイキング道整備は必須項目だと思いますが、どのように町長は考えているのでしょうか。

また、受賞したことで、太陽生命よりコースの整備、専門ガイド育成費用などの支援が受けられると聞きましたが、今後の計画をお伺いいたします。

(5) 番の遊休町有地についてですが、この後質問します関根修議員と内容が同じようですので、この件につきましては、関根修議員にお任せいたします。

以上で壇上からの質問を終わりにします。

○小泉初男議長 7番、内藤純夫議員の質問1、横瀬町と富田町長の考えと今後の進め方についてに対する答弁を求めます。

建設課長。

〔町田文利建設課長登壇〕

○町田文利建設課長 それでは、要旨明細(1)の町営住宅についてお答えをしたいと思います。

町営住宅の中司団地につきましては、コンクリートブロックづくり2階建ての共同住宅として、昭和47年から昭和50年にかけて、全10棟44戸を建築し、運用してまいりました。しかしながら、年数を経過するとともに、シロアリ、雨漏り、結露、腐食等建物の傷みが激しくなりまして、平成19年度以降は新たな入居募集を行わず、町営住宅の運営について検討してまいりました。

その中身につきましては、現在の中司住宅を改修して継続するか、あるいは取り壊して新たに建てかえ

るか、または取り壊して町営住宅を廃止し、民間の賃貸住宅を活用するかなどなど、町営住宅のあり方や社会情勢、町の財政状況等を含めて検討してきました。その結果、平成32年度末をもって昭和50年建築の建物が耐用年数45年を過ぎまして、用途廃止が可能となるということ、それから平成33年度末に用地の賃貸借契約の期間が満了するということから、平成33年度をもって用途廃止と建物の取り壊しを行い、地主に返還する方針を平成30年2月に決定をいたしました。

今年度の当初については、入居者が14世帯ありましたので、退去するに当たって、できるだけ負担が軽くなるようにと、敷金の全額返還とあわせて移転料の支給と退去までの猶予期間を設けることとし、さらに健康面、生活面をフォローするため、健康づくり課や福祉事務所とも連携しながら進めることを確認しました。また、民間アパートのあっせんについて相談に乗っていただける不動産会社との連携体制も整えました。

平成30年5月に用地の地権者を訪問し、町営住宅の用途廃止と賃貸借期限をもって土地を返還することをお願いし、了承を得ました。6月には入居者を訪問し、町営住宅の用途廃止のご説明と、それに伴う明け渡しをお願いを行い、その後7月に明け渡しについての通知を発送いたしました。さらに、9月議会で移転料の補正予算が成立し、予算執行が可能となると同時に、明け渡し手続に関する書類を発送いたしました。現在までに6世帯の退去が完了をしており、残りの皆様においても役場の窓口にご相談にお見えになるなど、ほとんどの皆さんが転居先を検討していただいております。

以上です。

○小泉初男議長 教育次長。

〔大野 洋教育次長登壇〕

○大野 洋教育次長 私のほうからは要旨明細（2）についてご答弁させていただきます。

校舎建築に当たりましては、できるだけ多くの方のご意見や情報を集め、校舎建築に反映させていきたいと考えて進めてきたわけですが、これまでの委員会や町民ワークショップ等におきまして、さまざまなご意見、ご要望、ご提案等をお伺いし、検討してまいりました。これまでの会議等につきましては、ほぼ当初の予定どおりのスケジュールで実施できているのではないかというふうに思っております。

現在の状況は、これらのさまざまなご意見や情報の収集を終えた段階だと思っております。この点で現在は少々さまざまな事柄が散乱してしまっているような感じもあろうかと思いますが、これからこれらの課題を整理し、具体的な方向性、内容等をまとめる段階になると考えております。

校舎整備検討委員会におきましては、今後基本計画書策定に向けた答申書の内容をまとめるための協議をしていくということになるかと思っております。教育委員会では、この答申を受け、本年度中に横瀬小学校校舎整備の基本構想、基本計画書をまとめる予定でございます。ここである程度求められる学校の姿というのが見えてくるのではないかというふうに思っております。

以上でございます。

○小泉初男議長 振興課長。

〔赤岩利行振興課長登壇〕

○赤岩利行振興課長 それでは、私からは要旨明細の（3）と（4）につきましてお答えを申し上げます。

まず、要旨明細（3）の花咲山公園についてでございますが、これまで観光産業振興協会花咲山部会を

中心とした多くの方々から多大のご協力をいただきながら、「人が集う、花咲く美しい山」を目指して公園整備を進めております。ご質問いただきましたが、職員がここでけがをしたということは、今年度につきましてはございません。その前の話を今、前任者に聞いたところ、手をちょっと切っただけけれども、おはらいまではお願いしたことはないということでございます。

現時点におきましては、目指している姿に仕上がるまでに相応の期間を要すると考えております。しかしながら、観光・産業振興協会花咲山部会を中心としました多くの方々の献身的かつ前向きな姿に支えられ、徐々にではありますが、目標としております美しい花や葉が楽しめる山の姿に近づいていることは実感できているところでございます。引き続き多くの方々にご協力をいただきながら、公園整備に取り組んでまいりたいと考えます。

直近の課題としましては、今年度花咲山公園のこれまでの公園敷地の南側に隣接します面積が6,496平方メートルある土地を地権者のご厚意により無償でお借りすることができましたので、その部分を公園の形に変えていくことが必要となっております。今月からの作業となりますが、今年度中にできるところから取り組み、地権者等のご厚意に応じていきたいと考えております。

なお、花咲山公園整備につきましては、多くの方が安心して訪れていただけるように、これから構築予定の藤棚を含めた構造物等につきまして、安全なものをつくりたいため、必要の範囲内で設計の委託料や工事請負費等の財政的な支出についてお願いをさせていただきたいと考えます。

同様に、この夏は記録的な猛暑に襲われたこともありまして、ボランティアの方々にかかる負担を考え、草刈り作業等については業務委託をしたところもございます。

いずれにしても、これから多くの方々を集っていただける美しい山に整備していく所存でございますので、町の施設として整備段階においても、でき上がった後においても、長い目で見て真に町民のための公園として喜んでいただけるよう、安心・安全を最優先に考え、そのために必要な財政負担は町が負うべきものと考えます。

続きまして、要旨明細（4）、ハイキング道の整備につきましてですが、町ではご質問にもありました「日本一步きたくなる町」を目指し、歩きたいと感じられる環境づくりに取り組んでおります。目指していることは、多くの方々に横瀬町を訪れていただくことで、交流人口をふやし、町の活性化につなげること、そして町民や来訪者の方々の健康増進にも役立てていけることを考えています。

現在行っている、またはこれまでに行った歩きたくなる環境づくりを目指した事業としましては、まず登山・ハイキング魅力アップ事業といたしまして、登山・ハイキングガイドマップをつくりました。この地図に登山道の危険箇所等を表示してありまして、この事業の中では登山・ハイキングアプリというものも活用できる環境を整えております。携帯の電波が届かない場所でも、地図の閲覧やGPS等により、自分が現在どこにいるかということが表示されることで、登山道を迷わずに歩けるようにしています。

また、グーグルマップのストリートビューで町内の主だったハイキングコースをたどることができます。家にいながら山登りの感覚を味わうことができ、実際に山に行く前に下見としての利用方法ということもあると考えます。

また、ご質問にもございました、このたび民間企業が行っているクアオルト健康ウォーキングという助成事業に応募し、採用していただきました。今回採用されたのは、全国で3つの自治体のみでございます。

これにより、来年度の事業で町内のウォーキングコースを2コース整備することと、人材育成としてウォーキングガイドの養成を行う予定でございます。コースの選定につきましては、町の要望を伝え、協議をしながら決定するというように考えております。歩くことで健康増進に結びつけられるよう、町民の協力もいただきながら取り組んでまいりたいと考えます。

このような事業を行う一方、日々の業務の中でハイキングコースの整備にも当たっておりますが、コースの数や道のり等町の担当職員だけでは対応が困難なことも少なくありません。そこで、よりどころとさせていただいているのが武甲岳人会を初めとする山を愛するの方々です。献身的なお骨折りによりまして、武甲山登山道の修復作業等を担っていただいております、そのおかげにより、登山に訪れる方々が気持ちよく山歩きをしてくれていると実感しております。

以上、答弁といたします。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

7番、内藤純夫議員。

○7番 内藤純夫議員 再質問の前に。

○小泉初男議長 はい。

○7番 内藤純夫議員 (2)の質問は、町長はどんな校舎をつくりたいかという質問でございまして、課長に説明してくれとは一言も言っておりません。

あと(4)の質問も、町長はなぜ今まで50万円ちょっとしかかけなかったのかという質問でございまして、それを再質問ではなく、最初の質問でお願いいたします。

○小泉初男議長 わかりました。

では、町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうから富田町長の考え方というのがありますので、全般的に答弁させていただきます。

まず、最初の町営住宅のところなのですけれども、これまず議員誤解なきように、命令は出していません。退去の命令は出していませんので、そこはご理解いただきたいと思っております。住民の皆さんの声を聞きながら、できるだけ不利益のないように細心の注意を払って進めてまいりたいというふうに思っております。これが1つ。

それから、横瀬小学校の校舎新築についてなのですけれども、入り口のところで私の考え方は幾つか示させていただきます。1つは、建物としてユーザーファーストであること、子供たちが使いやすいこと、それから小中一貫校は今の段階では考えないということ、それから第一校舎に関しては、使い方はともかく、残すということ、それから木質もしくは木造でつくるとということ、それともう一つ言うと、できるだけコンパクトで、今の時代に合ったものという、この辺のところは最初の前提として申し上げてあります。しかしながら、本件、私一番大事だと思っているのは、プロセスが大事です。それは多くの人の英知を結集するというプロセスです。とりわけ今回検討委員会のほうを立ち上げていただいて、今幅広に議論をしていただいております。座長が千葉大学の柳澤先生という方で、この方は日本のかなりの数の事例を知って経験をされている経験豊富な知見を持たれている方です。こういった方だったり、あるいはP T A

の方だったり、建築士の方だったり、学校にかかわる方だったり、それから町の議員の方にも入っていただいているわけですが、そういった方々の英知を結集してつくるというプロセスが非常に重要なというふうに思っています。ここは多くの人の意見を聞くということは、ある意味手間のかかることでもありますし、ともすれば議論も拡散することもあるかと思うのですが、私はプロセスとして、このプロセスをとるということに非常にこだわりを持っています。

さはさりながら、検討委員会のほうもここから議論を収れんさせていくプロセスに入ってきたということも聞いておりますので、今年度中に基本方針のほうは固めていき、力強く進めていくということをやっつけていきたいというふうに思っています。これが小学校についてです。

次、花咲山についてとハイキング道についてであります。花咲山に関しましては、大変いいタイミングで地方創生加速化交付金をいただいて、初期投資がかかりませんでした。ありがたいことに、ここに至るまでに大変大勢の方にご協力をいただいております。今、例えば観光・産業振興協会の花咲山部会の皆さんなどを見ていますと、もう大変自分の庭のようにかわいがっていただいて、整備にご協力をいただいております。これは、大変うれしいことだなというふうに思います。

しかしながら、整備としてはまだまだだと思っています。まだまだ完成したという形にはなっておりませんので、これからできることをしっかりやっていく。町として極力お金をかけないようにとは申し上げましたけれども、全くかけないでとも思っていません。かかるべきところはかけてということで、町民の皆様から愛される山に育てていきたいというふうに思っています。

ハイキング道のところは、私も「歩きたくなる町」というのを掲げております。これは、次も同じように掲げたいと思っているわけなのですが、花咲山が幸いにも加速化交付金いただけまして、整備が始まったということで、優先順位としては点の整備から始めたというふうに自分は理解をしています。点をつないで線にする。それから、面をつくっていくということですので、花咲山が少し形ができてきますと、これは棚田のエリアとつながった非常にいい線になってくると思います。そういうステップを踏むのかなというふうに自分は思っています。なので、特にソフト事業はいろいろあったわけですが、ハードに関してハイキング道整備ということに関してはご指摘のとおりで、余り予算をかけてはここまでできませんでした。

しかし、今回これもクアオルトの受賞させていただいて、外部の資源を使えるという形になってきましたので、ここをまたこにして鋭意歩きたくなる道及び歩きたくなるまちづくりを進めてまいりたいというふうに考えています。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

7番、内藤純夫議員。

○7番 内藤純夫議員 それでは、(1)番の町営住宅ですが、今のところ順調で重立ったトラブルはないという解釈でよろしいのでしょうか。

(2)番は飛ばしまして、あと(3)番、花咲山のあの排水路のことをちょっと私言っていまして、花咲山も本体ではなくて、排水路が汚いのと入り口の橋も木がかかっている危ない。あと、入って右側にもホースがぶっ積んであると、非常に景観がよくないので、そこら辺も直していただきたいと思います。

(4) 番は、何か町長を褒めてしまったような、受賞で。質問になってしまいますが、とりあえずありませんので、(1) 番と(3) 番についてお願いいたします。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。  
建設課長。

〔町田文利建設課長登壇〕

○町田文利建設課長 それでは、最初の町営住宅の関係についてご答弁を差し上げたいと思います。

今のところ皆さんにお話を申し上げて、明け渡しについてのご相談もいただいているところでございます。皆さんそれぞれに転居先のほうをご検討していただいておりますということでございますので、現在のところは順調に進んでいるのではないかとこのように考えます。

以上です。

○小泉初男議長 振興課長。

〔赤岩利行振興課長登壇〕

○赤岩利行振興課長 再質問にお答え申し上げます。

花咲山の排水路が崩れているところ、それから入り口の橋のところはまだしっかりしたものでない。また、ホース等が置いてあるということでございますけれども、これにつきましては、これからあの公園の南側の広げるところのあの土地から立ち木の伐採とかあります。そういう作業をしながら、しかるべきときにやっぱりこれは将来的にあの山を町民多くの方に愛していただきたい。そういう姿にしていかなければならないという使命がありますので、その時期を見定めながら対応したいと考えております。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問はございますか。

7 番、内藤純夫議員。

○7 番 内藤純夫議員 ただ、(3) 番のほうですが、今どの現場に、工事現場なんか行っても、一仕事一掃除という、もう帰るときにはきっちり全部掃除してきなさいということで、景観的にも公園と名を打っているのに、景観的にもホースが散らばっているのはよくないので、どこかにちゃんと整理していただきたいと思います。

あとはこんなところで結構でございます。

○小泉初男議長 大丈夫なのですか。

○7 番 内藤純夫議員 はい。

○小泉初男議長 もっとあれば。

○7 番 内藤純夫議員 ありがとうございます。もう結構です。

○小泉初男議長 では、これで終わりでもいいのかね。

○7 番 内藤純夫議員 はい。

○小泉初男議長 答弁は。

○7 番 内藤純夫議員 やるかやらないかは……

○小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。  
振興課長。



〔赤岩利行振興課長登壇〕

○赤岩利行振興課長 それでは、お答え申し上げます。

やるべきことをやらなければいけないと考えるので、その時期を見定めてやらせていただきたいと思います。

〔何事か言う人あり〕

○赤岩利行振興課長 伐採の木がどの程度出るか、その辺の見定めをしないと、処理手数料は計算出てこないと思います。その辺を積算させていただいて、予算をつけさせていただきまして、それで対処したいと考える。

以上です。

○小泉初男議長 7番、内藤純夫議員。

○7番 内藤純夫議員 済みません。課長、そうではない。公園の中に入ったところにホースとかがもう散らばってぶっ積んであるから、それをちゃんと片づけて整理しろと言っているのですよ。景観が。その後のことは言うておりませんので、それをやるかやらないかということです。

○小泉初男議長 では、もう一度。

振興課長。

〔赤岩利行振興課長登壇〕

○赤岩利行振興課長 できるだけ早期に対応したいと考える。

〔「お願いします」と言う人あり〕

○小泉初男議長 では、よろしいですか。

○7番 内藤純夫議員 はい。ありがとうございました。

○小泉初男議長 以上で7番、内藤純夫議員の一般質問を終了いたします。



◎延会の宣告

○小泉初男議長 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれにて延会といたします。

大変お疲れさまでした。

延会 午後 4時32分

## 平成30年第4回横瀬町議会定例会 第4日

平成30年12月10日（月曜日）

議事日程（第2号）

### 1、開議

1、議事日程の報告

### 1、一般質問

10番 関根 修 議員

1番 向井 芳文 議員

1、請願第2号 横瀬町における受動喫煙防止対策に関する請願の委員長報告、質疑、討論、採決

1、請願第3号 東海第二原子力発電所の運転延長を行わないことを求める請願の委員長報告、質疑、討論、採決

1、議案第58号 横瀬町保健福祉審議会条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第59号 横瀬町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第60号 横瀬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第61号 横瀬町学童保育室条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第62号 横瀬町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第63号 平成30年度横瀬町一般会計補正予算（第3号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第64号 平成30年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第65号 平成30年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第66号 平成30年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第67号 平成30年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第2号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第68号 横瀬町地域振興拠点施設指定管理者の指定について、議案第69号 横瀬町観光案内所指定管理者の指定について、議案第70号 横瀬町総合福祉センター指定管理者の指定について、議案第71号 横瀬町コミュニティ防災センター指定管理者の指定についての上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第72号 横瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任についての上程、説明、質疑、採決

- 1、請願第 4号 生態系への影響が指摘されているネオニコチノイド系農薬の規制を求める意見書の提出を求める請願の上程、説明、質疑、委員会付託
- 1、請願第 5号 憲法改正に反対する意見書の提出を求める請願の上程、説明、質疑、委員会付託
- 1、請願第 6号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願の上程、説明、質疑、委員会付託
- 1、閉会中の継続審査の申し出
- 1、閉 会

午前10時開議

出席議員（12名）

1番	向井芳文	議員	2番	黒澤克久	議員
3番	阿左美健司	議員	4番	宮原みさ子	議員
5番	浅見裕彦	議員	6番	新井鼓次郎	議員
7番	内藤純夫	議員	8番	大野伸惠	議員
9番	若林想一郎	議員	10番	関根修	議員
11番	小泉初男	議員	12番	若林清平	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

富田能成	町長	井上雅国	副町長
久保忠太郎	教育長	守屋敦夫	総務課長
新井幸雄	まち経営課長	小泉照雄	税務会計課長兼 課長兼 管理者
大場玲子	いきいき町民課長	浅見雅子	子育て支援課長
小泉明彦	健康づくり課長	赤岩利行	振興課長
町田文利	建設課長	大野洋	教育次長

本会議に出席した事務局職員

小泉智	事務局長	平匡史	書記
-----	------	-----	----

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○小泉初男議長 皆さん、おはようございます。

全員の出席でございます。ただいまより会議を開きます。

なお、本日は加藤代表監査委員から欠席の通告がございましたので、ご報告いたします。



◎議事日程の報告

○小泉初男議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。

直ちに本日の会議を開きます。



◎一般質問

○小泉初男議長 日程第1、町政に対する一般質問を行います。

7日に引き続き、通告順に発言を許可いたします。

10番、関根修議員。

[10番 関根 修議員登壇]

○10番 関根 修議員 皆さん、おはようございます。10番、関根でございます。議長よりご指名がございましたので、通告に従い一般質問させていただきます。

質問事項1に、健康づくり、特に健康予防についてであります。高齢者の増加に伴い、医療・介護は大変な問題を抱えています。まずは病気にならないこと、介護を受ける状態にならないこと、つまり健康寿命を長くすることが大事であることは明白であります。そこで、現時点での横瀬町の取り組みの現状はどのようなになっていますか。

要旨明細(1)、健康づくり及び介護予防の取り組みの現状について質問いたします。

また、(2)、予防医療の取り組みについても同じでございます。

また、(3)については、高齢者のみならず、転倒による日常生活の変化がその後の人生に多大な影響を与える大きな原因となります。そこで、現時点で転倒予防についてどのようなご認識をしているかお聞きいたします。

続きまして、質問事項2、雇用対策について質問いたします。地域の雇用創出は、人口減少の歯どめ、地域経済の活性化のために大変重要であります。しかしながら、大変難しい課題でもあります。当町では雇用の創出についてどのような施策を考えていますか。

また、雇用の創出の観点から、要旨明細(2)の都市部の連携による介護施設等の誘致についてはどのように考えておられますか。

続きまして、最後になりますが、質問事項3であります。町の中心地の形成について質問いたします。

横瀬町には、市街地の町並み形成がなく、中心地域と言える場所がないのが特徴でした。駅前も駐車場のみで、6区、11区の高低差があり、一体感がありません。地形的には大変難しいのではないかと考えます。

そこで、要旨明細（1）、町の中心地の形成についてどのような計画があるのかお聞きいたします。

また、11区地内の兎沢の町有地の活用をどのように考えているかをお聞きします。

この3につきましては、大野伸恵議員等の質問で、かなり計画の途中だということで、今、委員会をつくって専門家に聞いているということでもあります。そこで、大まかな経過はこれからということなので、2回目に質問しようと思いましたが、ここでちょっと提案というか、情報提供というか、そんな形で質問したいと思います。兎沢の町有地は国道からの進入路を確保できれば大変利用価値があり、当町にとっては好立地な場所となります。

そこで、隣接している地権者との関係はどのようになっていますか。進入路から計画を設定する前に、やはり事前に相手に一応打診するというのが原則だと思いますので、そういう事前交渉ということが現在あるのでしょうか。

また、私も4年前は現町長といい戦いをしたと思っておりますが、そのときにやはり兎沢については、すぐく利用しないともったいないということで、地権者のMさんとか、そういう方にも合意を得ながらやったらどうだと思っておりました。誰がトップであろうと、これはやっぱり町の貴重な財産でありますので、そのとき実は4年前の情報ですが、ダムのしゅんせつ土の土砂の搬出を受け入れると、そして町長もさきおとといの答弁で盛り土をすればいいと言いましたけれども、その盛り土にしゅんせつ土を使ったらどうだということがありました。それを前提にあそこの利用を、土地改良、土地整備を行ってやるというのがいいかなと思っております。そういう情報を現在も継続しているのか、あるいは認識しているのかどうか、そしてその点をお聞かせ願いたいと思います。

それと、これつけ足しなのですけれども、内藤議員から遊休地のあれは任せたということなのですが、趣旨がちょっと違いますが、町の所有の遊休地の1年間の管理費等はどのくらいかかっているかを聞きたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上、3項目につきましてご回答願えたらと思います。

以上でございます。

○小泉初男議長 10番、関根修議員の質問1、健康づくり（予防医療・介護）についてに対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

〔小泉明彦健康づくり課長登壇〕

○小泉明彦健康づくり課長 私のほうから質問事項の1番、要旨明細の（1）、健康づくり及び介護予防の取り組みの現状について答弁をいたします。

横瀬町では、人口の減少とともに、高齢化が進み、介護需要が今後ますます増加することと予想されます。健康づくりの推進は重要なことと考えており、健康で生き生きと住みなれた地域で安心して生活を送ることは、多くの方の願いだと思っております。そして、健康寿命の延伸は、重要な課題と捉えまして、健康づくり課ではさまざまな取り組みを行っております。

そのような取り組みとして、昨年度から埼玉県コバトン健康マイレージ事業に参加をしております。ま

た、健康意識を高めていただくため、町独自の事業として、わくわくポイント事業も実施をしております。わくわくポイント事業は、町が行います各種の検診や健康づくりに関する事業に参加をしていただくと、ポイントがたまり、10ポイントたまりますと町内で使えます商品券がもらえる事業であります。事業開始から現在389名の方が10ポイントのため、商品券を受け取っておられます。そのほかでは、ウォーキング教室やヘルシー講座を実施し、適度な運動の推進や食生活の改善など生活習慣病予防への取り組みも行っております。

次に、介護予防の取り組みの現状ですが、高齢者福祉計画において、健康で生き生きと暮らすための目標を掲げております。健康づくりや介護予防の意識の向上、介護予防教室への参加の促進が重要とされております。健康についてや認知症について知識の普及啓発事業を一般介護予防事業として実施をしております。

次に、要旨明細の(2)、予防医療についてであります。体に異常を感じ、病院などの医療機関で受けるのが医療と考えておりましたが、病気にかからないようにすることや病状を悪化させないことなども指すようでありました。健康な人が食事や運動など生活習慣を通して健康管理に努め、体力の低下や病気を未然に防ぐこと、また定期検診を受け、病気を早期発見し、早期治療につなげることは、健康の維持・増進に必要なことと思っております。

さらに、病気になった場合でも、適切な治療やリハビリを受け、病状の悪化や重症化を防ぎ、病気の再発予防に努めることも健康寿命の延伸には重要なことと思っております。

健康づくり課では、住みなれた地域で健康で自立した生活を送れるよう、健康教育としてウォーキング教室、ヘルシー講座、健康づくりの講演会等を開催しております。また、保健師や管理栄養士により健康相談・保健指導を行うとともに、健康診断や各種のがん検診、こういったことを行いまして、予防のための事業を進めております。

最後に、要旨明細の(3)、転倒予防についての認識についてであります。転倒は下肢筋力の低下により、足が上からず、段差等につまずくような例が多いようであります。体の状態の変化等にもより力が弱くなったり、バランスが悪くなったりすることから起きるものもあるかと思えます。転倒を予防するには、転倒をしない環境を整えることも必要ですが、筋力トレーニングやバランス運動などをすることが効果的であると言われております。そうしたことから、当町ではその一環として体操教室を行っております。

介護予防教室に取り入れている体操教室は、のびのびコースとゆうゆうコースがあります。そのほかでは、かわせみいきいき体操というものがあります。椅子さえあれば、どんな場所でも行うことができ、取り組みやすい体操かと思っております。筋力増強の運動であるため、体操に取り組むことにより、下肢筋力の向上が図れ、転倒予防につながる体操と考えております。現在、この体操の広がりを期待をしているところであります。

また、今年度は75歳以上の介護保険未申請者の方に、独自のいきいき健康チェックシートを郵送し、健康状態についてご回答をいただきました。結果、高リスクの方から順次職員が訪問し、必要のある方には転倒予防についても個別に相談に応じております。

要旨明細の(1)で申し上げましたように、今後も生活習慣病予防、介護予防、健康に関する正しい知識や転倒予防、認知症等について知識の普及啓発、介護予防の重要性を啓発してまいりたいと考えており

ます。

以上であります。

○小泉初男議長 再質問はございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 それでは、健康づくりについて取り組んでいることはよくわかりました。介護予防もそうですけれども、この住民個々の、個人個人に対する意識づけというのがすごく大事だと思います。実は自分も1年3カ月ぐらい前、突然倒れました。もう全然意識していなくて、自分は健康だろうと。生活習慣病はありましたけれども、そんなのは大丈夫だろうとたかをくくっておりました。やはり60代、女性ですと、50代の後半からやっぱりいろんな体の変調は来すということであると思うのです。

そこで、全ての高齢者にとって特に転倒ということが先日の石飛先生の話でもありますけれども、議長のセミナーがありまして、そのときもおっしゃっていましたが、転倒することによって人生のそれ以降の、うまく治ればいいですけれども、いろんなふぐあいが出てくるということでもあります。

そこで、転倒を予防するという個人が認識することが大事であるとまず考えます。転倒することが骨折や頭のけが、寝たきりになる危険性があります。1年間に高齢者の5分の1が転んでいるそうです。一般負傷者で救急搬送された多くは、転倒が原因で高齢者の事故発生動作を見ると、転落、転倒、約8割を占めているそうです。事故の場所は、高齢者の場合は転落ということはないと思いますが、転倒の場合は家が多い。自宅が多いということが発生しています。転ぶ原因の要因は、皆さんもご承知のとおり、外的要因と内的要因というのがありまして、大体皆さん想像がつくと思うのですけれども、外的要因は住環境の、周囲の物的環境によるもので、段差があるとか、先ほども言いましたけれども、生活習慣で整頓されていないとか、そういうことであると思います。具体的にはつまずきやすい段差、滑りやすい床、暗い階段、手すりなどの不備と、それと整理整頓などがあると思うのです。内的要因は、下肢の低下ということでもありますけれども、総じて運動機能の低下などで、高齢者本人によるものです。それと加齢による運動機能、感覚機能の低下と運動不足で、身体的、精神的疾患、この辺もやっぱり鬱状態になるとか、いろんな人生の悩みとか、そういうのが集約してくるところですので、そういうことがあると。

それと、生活習慣病、自分で照らし合わせると薬剤、薬を服用しますよね。その薬剤の影響、よく処方箋の説明欄に書いてありますよね。これをやるとめまいがしますだとか、急にと。高齢者にはそういう傾向の薬もかなり含まれているということで、薬剤の不調、それともう一つ大事なのが、転倒経験等があるか。転んだら困る。転倒して、そういう原因があると。このような中で転倒予防を認識していれば、転倒の確率を減らすことができるものは多々あると考えられます。筋力の低下とか、身体を支える骨量の低下というのは女性だと50代後半、男性だと60代の後半からこれは生理的に骨密度とか骨量が落ちてくると。そうすると支持体である体が支えにくくなるということなのですけれども、骨量の測定は可能なのです。そういうことを考えて、「転ばぬ先の杖」として、転倒予防の概念を認識させる啓発をまず行うべきかなと考えております。将来の高齢者の予備群の医療費、介護費の削減にもつながるので、ぜひ取り組んでいただきたいのですけれども、事例で実は秩父市の広報に、ここにセーフコミュニティより、たまたま資料を探したら、先月号ですか、11月号に高齢者の転倒原因の90%は足元というので、こういう秩父市報に出ております。



実は、先ほども小泉課長からるるいろんな体操がありますよ。県のコバトンのとか、このお茶トレというのですか、こういうのあるのです。最初の定住自立圏も含んだこれパンフレットなのです。僕が実はもう定住自立ができた直後にこういう健康づくりのことで、転倒予防って、秩父市の大体事務局になっていて策定しますよね。そのときに転倒予防というのをちゃんとうたったほうがいいですよという提言をしていました。具体的にお茶トレとか、秩父お茶飲み体操って名前はいいのですけれども、何でだろうという、目的ですよ。いわゆる意識づけがちょっとないかなと思っていました。これ最初のパンフレット。

これ市報を見ると、市報のここに何か次のパンフレットだか、秩父市用のパンフレットなのです。それには実は転倒予防に役立つとちゃんと入っているのです。ですから、横瀬もやっぱり広報を使うとか、そういうので比較的経費かからないで、内容だけやればできるので、ぜひ検討して進めてもらいたいと思うのです。質問事項とすればそういうことなのですからけれども、もう一度担当に認識を聞きたいと思いますので、認識というか、検討するかどうかと、答えは1つでしょうけれども、どうでしょうか。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

〔小泉明彦健康づくり課長登壇〕

○小泉明彦健康づくり課長 再質問にお答えいたします。

転倒予防についての啓発につきましては、体操教室等もございしますが、今後も幅広い取り組みを進めたと考えておりますので、必要な調査検討を進めたいと考えております。

○小泉初男議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうからもお答えいたします。

関根議員ご指摘のとおりで、健康づくり大変大事です。その中で予防は大変大事。これは、次の町の大きな柱になるというふうに自分は考えて力を入れていきたいと思っています。昨日、アクティブシニアの講演会というのをやりました。元B&Bの島田洋七さんに話をさせていただいて、1時間半の枠で大変ためになるお話をさせていただいて、盛り上がったのですけれども、要は健康のために何が大事かという話を彼は話して、まず歩くことだと、5,000歩から1万歩歩きましょう。それから、笑うことですよということ。それから、悩まないことですよ。非常におもしろおかしく言ったのですけれども、割と真意をついているなというふうに自分は理解しました。自分がやっていきたい町の姿もそういう姿ですし、健康づくりというところもそういうところをやっていきたいというふうに思っています。

そういう中で、きょうは転倒予防について知見を伺いました。大変参考になります。町のほうも広報等の紙面スペースもありますし、転倒予防ということで、ぜひきょうの話を伺って、紙面を割いて住民の皆さんへの周知を図っていきたいというふうに考えます。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問はございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 前向きな取り組みをしてくれるということで、安心しました。

実は、年代的にちょっと検証はできなかったのですけれども、10年たつかな、前に北御牧村というのが

あります。今は東御市、東部湯の丸というありますよね、サービスエリアが。上信越道にあるのですけれども、その北御牧村というところに行政視察に行きました。当時の加藤町長も一緒に行って、そこに当時は身体教育医学研究所、東京大学の大学院出た方がその所長さんで、日本財団が15億円ぐらいの補助金出したコンペがあったのです。その当時は巨額な資金が出たのです。そこで温泉が出まして、実は転倒予防、武藤先生という東大の先生の教え子がそこに赴任して、総合的な特養と診療所と、それとトレーニング温水プール等を利用したその転倒予防のシステムの研究をしたところがあるのです。横瀬町も行きまして、そのときは医療費の削減ということで行ったのですけれども、実は帰ってみたら横瀬のほうが医療費は少なかったです。長野県はもともと医療施設というのが多くて、1人当たりの高齢者の医療費が高かったのです。入院施設があると高くなる。横瀬とか秩父と違って余りないので、これは都市部に行くほど高いのです。ああ、何だと思ったのですけれども、その地域の事情があるということでもあります。そのときから転倒予防について大事だなと思いました。

実は、転倒予防学会というのがあります。転倒予防研究会から転倒予防学会というのがありまして、転倒予防指導士という資格があります。当団体が発行して、そしてその団体が発行しているこの「転倒予防のいろは」という小冊子があるのです。実は僕が前段で述べたことはこれに全部書いてあります。ですから、そういう転倒予防というのを前面に出すことがすごく大事なのかなと認識して、「ああ、転ぶとあれなんだな」と言います。そこから参入していくというのは、金がかからない方法かなと思います。だから、機会があるごとにそういうことを言うということなのです。

1つ参考にしていただきたいと思うのですけれども、その北御牧村、東部湯の丸、東御市の取り組みの中に、健脚度測定というのがあるのです。これも僕資料を持っていますので、60歳以上の町民全員を対象に、歩く、またぐ、上っておりると、そういう形の健脚度測定の実施というのをしているのです。具体的内容のチェック機能があって、BMI、体重と身長その値あるいは10メートル全力歩行、右足で大腿に踏み込む歩幅で、右足の歩幅、最大幅で、40センチの踏み台昇降で、継ぎ足歩行というのがあるそうです。これ5段階評価なのです。だから1から5まであって、通信簿と同じですけれども、それで六角形だとか、そういうのをグラフで個人のその状態を見るということなのですけれども、そんなことも実施しています。ですから、そういういろんな事例があると思いますので、これやりやすいのではないかなと思って、具体的に広めていますと言うよりも、具体的に何をやるかというほうが意識づけもできると思いますので、これは1997年ぐらいから転倒予防のことはやっているのです。東大の教育学部の部長さんが体育系の武藤先生というのは、厚生年金病院か何かで始めたのですけれども、当初は個人的に診たので、5万幾らだったかな、とか7万8,000円とか、そういうお金を取ってやっていたのですけれども、啓発しながらいろいろやって、大分行政体でも受け入れてもらっているということなので、もう20年近くそういう実績があるので、ぜひそういうことを研究していただけたらなと思います。これは要望で結構でございます。

以上です。

○小泉初男議長 よろしいですか。

以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、雇用対策についてに対する答弁を求めます。

振興課長。

〔赤岩利行振興課長登壇〕

○赤岩利行振興課長 質問事項2、雇用対策につきまして、私からは要旨明細（1）についてお答え申し上げます。

横瀬町地方創生総合戦略では、人口減少を抑制し、将来の人口減少に備えるための戦略でございます。それを実現させるために4つの基本戦略を練った上で各種の取り組みを行っております。その中で、雇用環境につきましては、特に若者の定住及び地域経済に大きく影響するところでございますので、その改善に力を入れなければならないところです。そのため、若者が就職したいと希望する職場を秩父地域にふやすこと、例えば秩父地域への企業誘致や新規の創業を実現するために取り組んでいるところですが、横瀬町だけでは十分な成果を上げるとなると容易なことではありませんので、秩父地域で結束し、力を合わせて足りない部分を補い合い、よい方向に向けることができるよう取り組みを行っております。

それら取り組みのうち、企業誘致につきましては、定住自立圏協定に基づき、秩父地域への誘致を目指して、1市4町で連携を図っているところでございます。

また、新規の創業につきましても、1市4町と商工会議所等が連携し、ちちぶ地域創業サポート窓口を設置しております。当町においては、振興課窓口を創業サポート窓口とし、創業に関しての相談等に対応しながら、町独自の新規創業支援補助金の交付等についても積極的に対応できる体制を整えております。

このほか、既存事業所の事業規模拡大が雇用の創出につながることから、事業所に対し企業の力を高めていただくための支援としまして、町独自では経営革新計画承認奨励補助金や退職金共済掛金助成金等の交付を行っているほか、定住自立圏や商工会議所との連携により、産学官コーディネート事業等で経営についてのサポートを行っております。

次に雇用の創出とは離れますが、雇用環境の整備といたしまして、補充人員の採用などにも円滑に対応できるよう、採用したい側と就職したい側とのマッチングにつきましても、秩父地域では相互に協力・連携を図って取り組んでおります。

その一つが秩父地域雇用対策協議会です。秩父地域の産学官が協力連携し、「秩父に住んで働こう！」をスローガンに秩父地域の雇用の安定と産業界の労働力確保等に総合的な取り組みを行い、秩父地域出身者の地元就職促進に力を入れております。

また、昨年12月には、秩父地域1市4町と秩父公共職業安定所とで、秩父地域における雇用の確保に関する協定を締結いたしました。この協定は、秩父地域における雇用の場と定住人口の確保を目指すもので、U I Jターンの促進に加え、新規学校卒業者の就職支援や障がい者雇用の促進等を協力体制で取り組むものでございます。現在、各市町で行っている移住・定住促進助成事業について、ハローワーク窓口で紹介してもらったところから始めております。

これらの取り組みが効果を生み出すよう努めているところですが、ここで秩父地域の雇用状況を申し上げます。秩父公共職業安定所が作成しております「労働市場ニュース」に有効求人倍率が示されています。有効求人倍率とは、雇用動向をあらわす指標のことで、有効求職者数に対する有効求人数の割合を倍率表示したものでございます。倍率が1を上回る場合は、就職希望者よりも働き口、就職先のほうが多いことを意味します。秩父管内での有効求人倍率ですが、本年8月分が1.03倍、9月分が1.19倍、10月分が1.22倍を示しておりました。

このデータから、秩父地域では8月から10月までの間、人手不足の傾向にあることを示していますが、将来にわたり、この地域が持続し続けるための必要人口を維持できるよう、引き続き雇用環境整備に努めてまいります。

以上、答弁といたします。

○小泉初男議長 副町長。

〔井上雅国副町長登壇〕

○井上雅国副町長 私のほうからは（２）の都市部との連携によるということをご答弁申し上げます。

今後さまざまな分野で自治体連携というのは必要性、それから意味が高くなるというふうに考えております。ご質問の件でございますけれども、例えば今、東京都杉並区が静岡の南伊豆町とやっている特別養護老人ホームのようなケースあるいは秩父市が進めている秩父市生涯活躍のまちづくり、いわゆる秩父版のＣＣＲＣのようなケースをおっしゃっておられるのかなというふうに思います。

前者のケースについて申し上げますと、事業化に成功した場合には、一定の雇用を生むということも予想されますし、横瀬町は都心から近いというポテンシャルも感じられるところでございます。一方で、重要なのは、その事業でございますので、その事業が民間の力を使えるあるいはこの分野でいきますと介護士等の人材の確保を含めた持続可能なものであるかということかなというふうに考えます。現状、介護等の分野では人手不足の状況にあるかと思われまます。また、都心部から比較的近い特養施設等の立地というのは、既存のものもあり、それなりに競争のある分野かなというふうに感じております。また、事業ということになりますと、相応の初期投資が必要になるということになります。そうしますと民間事業者にとっては事業化のために超えるべき課題が幾つか存在するというところでございます。そういう意味では幾つか課題をこなしていく必要のあるという事案かと思っております。そういう意味では、先行している事例も幾つかあるかもしれませんが、その有無を含めたその他の状況について、まずこれまでに議論されている課題等をよく勉強していきたいなというふうに考えます。

後者のケースの場合でございますけれども、もう少し広いまちづくり、さらにはコミュニティーづくりの切り口の一つというふうに考えております。現時点ではまだ詳細に検討している状況ではございませんけれども、町の魅力を高める、あるいはコミュニティーを活性化すると、それから民間の力を活用する力を高めると、その結果として関係人口の増加であったり、仕事の創出、移住等の動きが生じ、その延長線上にこういった動きというのは位置づけられるのかなというふうに考えております。そのため、すぐにできることではございません。

現在、このような事例は一方で全国に広がりつつあるというふうには見ております。今後次期中期計画等を考える際に、いろいろなまちづくりの参考事例というのは見てまいりたいなというふうに考えているところでございますけれども、その文脈の中で関連づけて、こういった動きについては勉強から始めてみたいというふうに考えております。

私のほうからは以上でございます。

○小泉初男議長 再質問はございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 再質問ですが、要旨明細の（１）のほう、通り一遍お答えいただいて、現状として

はそういうやり方しかないかなと思います。ただ、具体的に横瀬町でどうすべきかと、その圏域でやらなければいけないということはもちろんそうです。ですから、このCCRC、秩父版のCCRCにしても、横瀬町もせっかく西武沿線のそういうサミットですか、できているわけですから、そういうことで沿線の重要なパートナーがいっぱいいるわけですよ。豊島区もそうです。

この問題というのは、杉並区と南伊豆町の問題というのは、その都市部の高齢化対策に関する検討会というのがあって、その中でワークショップというか、その委員会の中で実例で挙げていたものであります。その中にはURの再利用の柏とか、柏のURの空き室のやつだとか、5種類ぐらいあります、北九州とか。自分は平成二十四、五年だったと思うのですけれども、そのときに当時の小泉代議士に、横瀬町みたいなところは特養みたいなのはどうですかと言ったら、議員さんやりたいのですかと、そうではなくて、要は簡単に言うと、都会でつくるのはすごく初期投資が膨大な費用になります、土地代だけでも。だから、それと雇用、人件費も高い。かといって横瀬町をいろいろ勘案すると、では企業誘致が可能かということ、これも難しい。なかなかないですよ。既存の工業系もこれから需要が減っていく。そうするとそれを強化するというよりも、三菱さんでさえ実はやっぱり十何年前の視察のときに、横瀬町の存在はどういうことなのかと言ったら、いわゆるショーウインドー的な生産が主ではないのですよというようなことを言われたこともあるのです。要するに外国からプラントを見に来て、立地条件が近いので、見せる場所としては存在価値があるけれども、その需要ですか、生産品をどうの場合には、いろんなクエスチョンが出てきますよと、これから先。というようなことを聞きました。

ですから、よくよく考えて、これも4年前の出馬時の考えですけれども、こういうことしかないかな。もちろん業者にも当たったけれども、関根さん、集まらないよと、人が。そういうことも言われましたけれども、実は労働環境というのですか、働く環境、要するに賃金です。賃金がすごく少ないわけです。都心だと色々な職業があるから、そっちへ逃げてしまう場合もありますけれども、こういう地域で若い人が安定した収入を得るには、やってみたいという人はいます。現に自分の義理の母ですけれども、いた施設でも横瀬町の人が働いております。資格を取って働く。だからもっとマクロに考えると、秩父農工なんかには福祉科をつくって、そういう地元で住みたい人を入れて、それを採用するような、そういう横瀬町から投げかけるような発信も必要なのではないかなと思います。

これは長くなってしまふとあれなので、この検討委員会というのは、平成25年5月から9月間に5回やっています。実は小泉代議士の秘書、村田さんという方からそのときのリアルな報告書を実はいただいて、全部はこんな厚いので読めないですけれども、そのときに問題になったのは、皆さんもご承知でしょう。住所地特例の問題です。結局保険がパンクしてしまうのではないかということで、そのとき住所地特例は国民健康保険もオーケーです。介護保険もオーケー。何がだめかということ、後期高齢者です。73で入って75から住所地特例が使えないということになってしまうのです。ですから、その法律改正をしなくてはだ。それとサ高住ですか、サービスつきの高齢者住宅ってありますよね。それに対して民間投資でホームをつくるということなので、それも住所地特例はきかないのです。それを法整備、その段階で後年検討して、住所地特例を認めましょうということで、多分調べたところ平成27年度に法律改正になって、住所地特例ができました。だから、保険的な負担というのは全然ないのです。いずれにしましても、先ほど杉並区はまだということなのだけれども、実はことしの2018年の3月から実は福祉法人が業者で、これは下

田の福祉法人だと思えるのですけれども、実は公募でやっております。やり始めました。3月に杉並区と南伊豆で共同で特別養護老人ホームを南伊豆町内に建設しました。建設の主体業者は民間業者で福祉法人です。住所地特例とか、地元負担がないということです。確認してそれを実施しております。これは、平成25年か平成26年当時、平成24年ぐらいからかな、検討しながらやったのですけれども、もともとは杉並区の子供の保養地をやろうとしたのですけれども、僕それ聞いたときに、海岸線から3メートルぐらいのところなのです。だから、えっ、南海トラフどうするのと思ったら、やっぱり1段上の高台の町有地にしたそうで、やり直したそうですけれども、それを聞いて秩父地域は安全だなと、それとアクセスもいいと。南伊豆まで下手すると4時間かかる。そういう中で実は90床の特養ができました。地元、南伊豆町民は40床です。ここは8,000人規模です。60人ぐらいが待機がいるということなので、杉並が50床、結果としてウイン・ウインの形をとりたいということで、初期投資が安かったり、そういうことでいろいろ都会としてはそういうメリットもありますよ。それと地元、町内の雇用だとか、そういう食料費だとか日用品のその需要、経済効果とか、そういうことなのです。

先ほども横瀬はアクセスがいいしということでそういうことになるのですけれども、実は時間がないので、具体的な例を言いますと、南伊豆町が8,000人台であります。8,700人ぐらい。特養の工事費が17億7,000万円で、設備費用など合わせると19億8,000万円だそうです。これはやっぱり巨額です。6億2,000万円が杉並区、4億3,000万円が静岡県、10億円強です。残りの9億円ぐらいが事業者です。では、地元は全然負担がないかという、実は必要な道路設備、擁壁とか、そういう等です。町が負担したとのことですが。用地については町の所有で、事業者は無償で50年間の無償貸与、定期借地権契約だそうです。ぜひ検討していただいて、2025年問題です。埼玉県は倍増します。60万人ぐらいふえるのです。そうすると埼玉県で秩父地域をどういう扱いをするかというときの誘導政策に僕はなると思っています。

江戸時代の三大改革というのがあって、江戸に人が集まり過ぎると、人返しの法とか何かつくって、地域にやる。70キロ圏域ですよ、秩父は。60キロから70キロ圏域。50キロ圏域だったら通勤圏になるのだけれども、70キロ圏域は、実はなかなかいろんな問題で難しいです。ただ1時間強で来れます。だから、なぜ小泉代議士に言ったかという、埼玉11区というのは関越道を通って、大体それぐらいの、本庄、児玉もそうですけれども、秩父地域はエリアはそれで来ると。ですから、いろんな施策を考えていると、もちろん雇用は大変、外国人労働者入れましょうと、入管法が変わったりしています。ただ、国がやっていることが介護費というのですか、介護報酬を切り詰めて、介護の質を落とすようなことをしながら、実は労働の環境整備には全然金がないというのがこれ問題なのです。でも、今首都圏で300万人、400万人ふえると、必然的にやらなくてはいけないことなのです。

もう一つ、高所得者の人はいいのです。選べますよね、いろんな有料で。年金から低い人というのはなかなか選べないですよ。そういうことを考えると、やっぱりここに入りたいけれども、入れないという難民がふえていく可能性があると思うのです。そういうときにお金のない人を受け入れるのではなくて、普通の平均的な人をちゃんと入れると。秩父市はC C R Cで健全なときから来る。動けるうちから来るというのですけれども、それはその後でも僕はいいと思うのです、そういう例をつくって。1つ例ができると次もできます。

そんなことで、先ほど検討していきたいということなので、今検討しないと、初期投資、例えば5年後

につくるとしても、今度は施設のペイができないと、運営の。民間業者がやるわけですから、町がやればまた別問題ですけども、だからそういうことでぜひ検討していただきたいと思います。これ要望です。

○小泉初男議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうから少し回答したいと思います。

ご要望いただいた点についてです。雇用の問題、大変大事です。この地域にどうやって産業をつくるか雇用をつくるかと、これもまた横瀬町及び秩父地域の大きな課題になっています。そういう中でこのでは特養を持ってくるかどうかということに関しては、私は今時点ではやや慎重であります。その心は3点ですか、3点あります。1つは、やはり雇用情勢なのです。秩父地域は先ほど有効求人倍率の話がありましたが、今どちらかというと、深刻なのは人手不足であります。トータルでは有効求人倍率が1を超えている。つまり仕事がないのではなくて、人がいない。ただ、これが分野ごとにかなりばらつきがあります。例えば運輸の分野は、かなり人手不足は深刻であります。それから、製造業の現場も人手不足は深刻であります。さらに、実は介護・医療の分野が非常に深刻です。とりわけこれから先このエリアでも高齢者がふえてきて、介護・医療人材が必要となるという中での今の需給のギャップというのはかなり深刻だと思っています。そういう中で、今すぐこれを検討するというのはちょっとしんどいかなというのが1点目。

2つ目は、特養の話で、これ事業ですので、ウイン・ウインの関係にならなければいけません。とりわけその都市部と連携したときに、さっきの杉並と南伊豆のケースでいきますと、都市部のウインは割と簡単です。これは、当初の資金を拠出すれば、あとはお任せになるから、都市部のウインは簡単ですけども、受ける側のウインというのは、実はこれ永続的に事業が回っていないと、なかなかウインにならないというところの難しさがあります。特養はそこそこの数もできていて、東京周辺部でも入りが悪かったりとか、将来的に難しい施設もできてきているやに聞いてもいます。そういう中で、この地域で我々にもメリットがある。ウイン・ウインをつくっていく。それから、事業者です。事業者が事業採算性をずっと維持していくというのは、それほど簡単ではないような気がします。なので、この分野は先行している秩父市のCCRの動きをまずは見ていきたいかなというふうに思っています。

それと、3点目は、まあまあこれは町のブランディングです。今、横瀬町は東京エリアから人、物、金、情報を持ってこよう。それから、新しい産業をここで興していこうみたいなことまで含めて考えてやっています。どちらかというと、ターゲットが若い世代だったり、あるいはアクティブシニア世代だったりというところが割とターゲットになっていまして、やはりその横瀬町が今呼び込みたいところだったり、町のイメージづくりをしていきたいというところとの親和性が今のところは余りないかなというふうに思っています。

そんな状況ですので、すぐすぐということには考えていません。しかしながら、関根議員ご指摘のとおりで、一つの方法論ではありますし、住所地特例の法制度が少し変わると、また大きく状況が変わるのかもしれないし、その辺注視しながら勉強してまいりたいというふうに思います。

○小泉初男議長 以上で質問2を終了いたします。

次に、質問3、町の中心地の形成についてに対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔新井幸雄まち経営課長登壇〕

○新井幸雄まち経営課長 関根議員のご質問に答弁いたします。

まず、隣接している兎沢についてのご質問ですけれども、隣接している地権者との関係ということですが、これにつきましては、3年ぐらい前に担当のほうで調査した資料がございます。所有者、地目、地積等につきまして調査を行っております。

続きまして、事前交渉はあったかというご質問でございますけれども、当時どういったことにここを利用していきたいという具体的なものが当然定まっておらず、町の事業でありますので、多くの方に協力していただけるという意見が多かった中に、内容によっては協力できるというような意見もあったということです。

続きまして、ダムの土砂の堆砂事業ですか、土砂を埋め土に使うということですが、これにつきましては、水資源滝沢ダムに確認しましたところ、このようなことは現在も行っていると、公共団体には無償で提供しているということでございます。実際横瀬町におきましても、道の駅あしがくぼの第2駐車場にこれを利用しているところでございます。

続きまして、遊休地の維持管理についてでございますけれども、まち経営課のほうでこの兎沢の土地も含めまして、除草等町の資産につきまして整備等を行っております。ちなみに平成29年度財産管理で行った費用ですが、34万729円でございます。平成30年度、今年度は現在37万1,091円の支出でございます。

私のほうからは以上でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 質問というより情報なのですが、4年前の情報とあしがくぼをやったということで、あそこの兎沢の地形を自然は残すのか、埋め土するののかと言うよりも、埋め土しないといろんなものには利用できないのではないかなと思いますので、整地にはかなりの費用が必要なので、そういう情報を確実にネットワークでキャッチしてやったらどうか。当時の担当に聞くと国土交通省だったか、だから滝沢ダム河川局とか、そういうところだと思っておりますけれども、僕も確かな情報ではないので、前例があったらなということでやりました。駅からの兎沢沿いの動線を視野に土地の有効利用の幅が格段に広がると思っていますので、ぜひこういう安価にできる方策を考えていただきたいと思っております。

要望ですので、以上です。以上で終わります。

○小泉初男議長 ないようですので、10番、関根修議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

〔議長、副議長と交代〕

○大野伸恵副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



議長に所用がございいますので、かわって私が議長の職を務めさせていただきます。  
ただいま町政に対する一般質問中でございます。

---

○大野伸恵副議長 次に、1番、向井芳文議員の一般質問を許可します。

1番、向井芳文議員。

〔1番 向井芳文議員登壇〕

○1番 向井芳文議員 1番、向井芳文でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。質問は、大枠で2つでございます。

それでは、質問に移らせていただきます。1つ目の質問は、町民の意見収集についてです。私の政治理念は、幸せ感じるまちづくりでございますが、その実現には住民満足度向上が基本であり、それは私たちまちづくりにかかわる者全てが目指すところでございます。そして、そのためには住民の皆様の細やかなニーズを拾い上げ、実行していくことが求められます。

そこで、お聞きします。町民意見収集の現状はいかがでしょうか。方法、相談件数、内容内訳、取り扱い状況など具体的にお願いたします。

また、そのうちの一つであり、これまでも何度かご質問させていただきました23区担当窓口制度の現状はいかがでしょうか。相談件数、内容内訳、取り扱い状況など具体的にお願いたします。

そして、それら全体に関する課題の認識と今後の展望はいかがでしょうか。

次に、2つ目の質問ですが、障害者差別解消法施行後の取り組みについてです。平成28年4月1日より施行されました障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、通称障害者差別解消法、また障害者差別禁止法でございますが、施行から約1年半以上が経過いたしました。施行後の取り組みはいかがでしょうか。

また、合理的配慮に関するクレームや要望はどのようなものがありましたでしょうか。

また、その対応状況はいかがでしょうか。

そして、今後の展望はいかがでしょうか。

質問は以上でございます。ご答弁よろしくお願申し上げます。

○大野伸恵副議長 1番、向井芳文議員の質問1、町民の意見収集についてに対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔新井幸雄まち経営課長登壇〕

○新井幸雄まち経営課長 私のほうからは向井議員の質問事項1、要旨明細(1)と(3)について答弁します。

町では広く町民の意見収集を行う場合には、例えば各担当課で計画等を作成する際には、パブリックコメントやアンケート調査を行っております。まち経営課では、広報広聴部門におきまして、町長メール、手紙・ファクス、意見箱などを行っております。ご質問の件数についてですけれども、町長メールが平成28年33件、平成29年19件、平成30年20件、続きまして、手紙・ファクスが平成28年6件、平成29年4件、

平成30年2件となっております。続きまして、意見箱ですが、平成28年8件、平成29年4件、平成30年1件となっております。

内容につきましては、町政に対する要望関係が最も多く、取り扱いにつきましては、町長まで回覧し、内容によって担当課と情報共有し、メールまたは手紙などで返信しております。このほかにも町政懇談会、子ども懇談会、新年初顔合わせなどを実施して、直接的に皆さんから意見を伺う場を設けております。

続きまして、要旨明細（3）について答弁いたします。課題についてですけれども、まず制度の周知を「広報よこぜ」などで行っておりますけれども、内容をさらに充実させるとともに、町政懇談会のように町民から直接意見を伺えるような場面では、一人でも多くの参加者に来ていただけるような工夫が大切と考えております。そうして得られた町民のご意見を真摯に受けとめ、行政に反映させるべきと判断した場合には、取り組んでいけるような体制づくりに心がけたいと思います。

意見を寄せられたことに対して、状況または内容に応じた調整を行い、回答を速やかに行うことで、町民の皆さんとの信頼関係を築き上げていきたいと考えております。

以上でございます。

○大野伸恵副議長 総務課長。

〔守屋敦夫総務課長登壇〕

○守屋敦夫総務課長 質問事項1、要旨明細（2）について答弁をさせていただきます。

23区担当窓口制度の現状についてのお尋ねですが、平成29年度の相談件数はトータルで82件となっております。内容内訳は、祭事6件、防災訓練3件、河川清掃3件、会議等5件、相談・要望等65件となっております。

次に、取り扱い状況についてですが、活動内容の相談・要望等以外につきましては、職員の参加が前提でございますので、相談・要望等について答弁をさせていただきます。相談・要望等65件につきましては、全て解決のほうはしております。

次に、平成30年度についてですが、9月末現在での取りまとめとなります。相談件数はトータルで42件で、相談内訳については、祭事3件、防災訓練3件、河川清掃2件、会議等4件、相談・要望等30件となっております。

次に、取り扱い状況についてですが、平成29年度と同様、解決をしております。相談・要望等の内訳につきましては、道路・水路の改修要望・相談、道路・水路の修繕依頼、防犯灯に関する要望、行政への質問、情報提供依頼などがございます。

次に、要旨明細（3）について答弁をさせていただきます。この制度は、若手職員の人材育成としての研修的役割、各区長の相談窓口として機能し、行政区と行政との橋渡しの役割の中で地域の情報収集を行うことを目的としております。

現在、担当職員は担当行政区の情報収集、区長の要請による会議や行事への参加、行政区との連絡調整及び毎月の広報などの配布を行っております。現状、担当職員は区長とよい関係を築けていると考えておりますけれども、今後も23区担当間での情報共有、区長を初めとする区民の皆様とのコミュニケーションを図ることで、さらなる信頼関係の構築に努めたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野伸恵副議長 再質問ございますか。

1 番、向井芳文議員。

○1 番 向井芳文議員 ご丁寧なご答弁ありがとうございます。

まず1つ目の再質問なのですが、町民意見収集に関しまして、多くの件数、相談が寄せられている中で、基本回答を返しているということで、大変すばらしいなということで思いました。ここで、もう一つ重要なのが、それが回答の返し方というのは、いろんな形の返し方があるのだと思うのですが、そのその意見によって、実現に至ったとか、また何かその意見から派生してでもこういう形でそれが、その声が生きたというような事例がもし具体的にあれば、ここでもしお答えいただければ、1つ、2つぐらいで大丈夫ですので、お聞きしたいというのが1点ございます。

もう一点が、意見を集めるために、その場所を多くつくり出して、そして多くの皆様に来ていただくという工夫はされているというご答弁ございました。大変ありがたいなという、心強いなというところではございますが、またその中で私もこれ過去何度も申し上げてきているのですが、その意見を引き出す。そのいかに引き出すかということも、まず来ていただいて、そこで発言をしていただく、その発言のきっかけだったり、よりその発言を先に進めるきっかけだったりという、過去に質問としては2年前のちょうどこの12月定例会、2016年にファシリテーターの養成ということで質問させていただきました。このファシリテーターまたはこのファシリテーションの導入、これは各種町管轄の会議等でそういった活用というのは、現状と今後の活用というのはどのように考えていらっしゃるか。これに関しましては、かなりよこらば事業関連、またまちなか活性化事業等でもファシリテーターが大変活躍されております。そして、意見がたくさん出ております。その動きが特にこの一、二年出てきていますので、それらも踏まえまして、今後各種町管轄の結構かたく進んでしまう会議が多いのですが、そういったところにそういった技術、ファシリテーターでなくても、ファシリテーションのその研修をして、若干職員の方、その技術を使って、少しでも意見を引き出すという方向性、このあたりに関しまして、現状というか、今後いかがでしょうかという、この2点お伺いいたします。

○大野伸恵副議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔新井幸雄まち経営課長登壇〕

○新井幸雄まち経営課長 向井議員の再質問でございますけれども、そういったいろいろいただいた意見から具体的に事柄ということですが、実際こういったいろいろ寄せられるご意見の中には、どうしても予算を伴うものとかもございまして、そういった予算を伴うようなものにつきましては、やはり町の中の事業の優先順位等がございまして、その辺は考慮させていただいておりますけれども、すぐ取り組めるような事柄につきましては、極力すぐ取り組むように体制をとっております。

以上でございます。

○大野伸恵副議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 私のほうから補足をします。

いただいたものに対しての対応なのですが、できるだけ速やかに対応するように心がけています。とり

わけ町長メールで来るものというのは、私宛てに来るわけですので、そのまま自分が回答することもありますし、担当課に詳細を確認してから対応するものもございます。とりわけ具体的な、例えばこのまちなか、町の中のどこか、こここのところの道路がふぐあいがありますとか、トイレの電気がですとかみたいに使っていただいた場合には、すぐに対応するようにしています。具体的にはどこどこというのはちょっとばつと思ひ浮かばないのですが、具体的なものに対してはすぐに対応するようにしています。できるものは、というのが1つと。

それと、ファシリテーターのファシリテーションという部分は、向井議員ご指摘のとおりだと思います。この1年間で大分状況は変わってきました。そうした力が求められる機会はふえてきたと思いますし、町民の皆さんの中で何人かがそういった役割を担っていただくような機会もふえてきていますので、ここは今確かに力の入れどきになってきたかなという実感は持っています。なので、ファシリテーション能力を開発するですとか、向上するための例えば職員向けの研修ですとか、あるいは町民に向けて何か発信していくみたいなのところというのは検討していきたいなというふうに考えています。

以上です。

○大野伸恵副議長 再々質問ございますか。

ないようですので、質問1を終了いたします。

次に、質問2、障害者差別解消法施行後の取り組みについてに対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

〔小泉明彦健康づくり課長登壇〕

○小泉明彦健康づくり課長 私のほうから質問事項の2、要旨明細(1)の障害者差別解消法施行後の取り組みについて答弁をいたします。

障がい理由とする差別解消の推進を図るために、過日秩父地域にお住まいの方、民間事業者の方、市・町の職員、それから関係する方、そういった方の理解を深めるために障害者差別解消法住民・事業者・行政合同講演会を開催をいたしました。これは、ちちぶ定住自立圏事業の一環として行ったものであります。

また、障がい理由とする差別に関する相談及び事例を踏まえた差別解消の取り組みを効果的かつ円滑に行うため、秩父地域差別解消支援地域協議会というものを秩父地域1市4町で設置をしております。差別の解消を推進し、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生できる社会の実現に努めているところであります。

さらに、不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供などを規定した横瀬町職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を定めて適切な対応に努めることとしております。

次に、要旨明細の(2)の合理的配慮に関するクレームや要望対応状況についてであります。今のところクレームなどは寄せられておりません。要旨明細(1)でも申しあげましたように、町では障害者差別解消対応要領を定め、合理的配慮に努めております。

職員による障がい理由とする差別については、総務課及び健康づくり課で連携し、対応することとしております。

また、各課に寄せられました相談につきましては、軽微で速やかに対応すべきものにつきましては、各

課・地域機関で適宜対応することとなっております。それ以外につきましては、健康づくり課のほうで集約し、法の解釈、合理的配慮の具体例等助言・支援を行うこととしております。

特に、意思疎通に関する配慮といたしましては、手話通訳者の派遣を受けるための意思疎通支援事業や、1市4町共同で手話奉仕員の養成講座、それから手話通訳者の養成研修準備課程といった研修も実施しております。

最後、3点目であります。今後の展望についてであります。現在当町を含めまして、秩父地域全体で「障がいを知り、共に生きる」取り組みとして、あいサポート運動というものを行っております。誰もが多様な障がいの特性、障がいのある方が困っていること、障がいのある方への配慮などを理解して、障がいのある方に対してちょっとした手助けや配慮を実践することによって、障がいのある方が暮らしやすい地域社会を皆さんと一緒につくっていくという運動であります。今後も障がいのある人もない人も安心して暮らせる地域社会の実現のため取り組みを進めていく必要があると考えております。

以上であります。

○大野伸恵副議長 再質問はございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 ありがとうございます。

まず、障がいというものをとりましても、幾つかに分かれるわけでございます。身体的なもの、知的なもの、そして精神的なもの、その中でまず1つ目、ちょっと再質問させていただきたいのが、この町でも手話言語条例のほうで制定されまして、動いているわけですが、まず手話に関しての部分なのですが、手話、聴覚障がいの方のお話からの要望を幾つかお聞きしたところ、緊急時の通報というのが困難であるということ、そしてもう一点が、行政や病院などの窓口でのやりとりが困難であるということ、これに関しましては、筆談でというご答弁過去にございますが、なかなか初めから耳の聞こえない方は、文書をつくるということも難しいということで、なかなか筆談だけでは通じないということがあるということをお聞きしております。また、もっと手話を普及してほしいと、このあたりが中心なのですが、まず緊急時の通報に関しましては、これは広域の消防等も含みますし、なかなか私も調べてみましたが、難しい部分があるので、こちらは除かせていただきまして、行政や病院などの窓口でのということ、ここでは行政ということになるのですが、過去にも課長のほうに少しご提案をさせていただいたことがあるのですが、今、手話通訳の関係を呼ぶこともできるように、そういったお金も年間で対処しているわけですが、手話のこれがいいかどうかというのはまた別の議論があるのですが、人対人ではないので、遠隔のタブレットを使った手話に関しましてなのですが、今シュアールという会社が運営しているモバイルサインというものがございまして、こちらを過去にも課長のほうにも情報のほうを提供させていただいているのですが、使い放題プランですと、年額40万円ということになってしまうので高いのですが、初期費用2万円で、基本料金、月額5,000円というプランがございます。ここで具体的な金額を申し上げるのがいいのかわからないのですが、そのほか基本料金5,000円のほかに1回当たり3,000円と、1回当たりというのも約15分ほどということで、制限があるわけではないというご回答をこの会社のほうからも聞いているのですが、そういったものもございまして、遠隔手話というものを使って利便性を高めるのがいいのか、それよりも手話を普及させて、簡単な手話でも人対人でできるようにするのがいいのかと

いうのは、これは両立していくべきだと思うのですが、このあたりの遠隔手話サービス、これに関しまして今後の導入というのは現時点でどう考えていらっしゃるのでしょうかというのがまず1点目です。

もう一点目が、どうしても障がい者という、障がいということを考えてときに、身体障がい、そして知的障がい、そのあたりにスポットが当たることが多いと思うのですが、これからはどんどんふえていくであろうというのが精神障がいになると思います。この精神的なものというのは、いろんな事例がありますし、それは身体的なもの、知的なものもそうですが、それ以上に目の見えないところでの個人差がすごいあるという中で、その精神障がいの方が、これも精神障がいかどうかかわからないですから、そういう合理的配慮が逆に差別になってしまうということもあり得るかもしれないので、なかなか難しいのですが、こういった精神障がいの方、例えば役場庁舎内でやりとりの間でパニックを起こしてしまったとか、そういった事例もあると思うのですが、そういった中でそのあたりに対するその対策というのは、余り言い方が好ましくないかもしれないのですが、そういった方への合理的配慮はどのように取り組んでいらっしゃるのでしょうかという、もし職員研修等もあれば、そのあたりも含めましてお願いをいたします。

○大野伸恵副議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

〔小泉明彦健康づくり課長登壇〕

○小泉明彦健康づくり課長 再質問にお答えをいたします。

タブレット等を使った遠隔でのサービスの部分でございますけれども、今現時点では細かな調査ができておりませんが、今現状できるサービスを進めていくことがまず主かなとは思っております。確かに筆談では伝え切れない部分もあるかとは思いますが、できるだけ相手の方に事が伝わるように努力をしております。聴覚障がいの方、完全に聞こえない方ではなく、弱い方もいらっしゃいますので、ゆっくりと話をするようなサービスにも心がけておりますので、今後そういったことも進めながら、導入については十分な検討が必要かと思っております。

それから、精神障がいの方に対する合理的配慮の部分でありますけれども、なかなか精神障がいの方に対するサービスというのは難しい部分があるかと思っております。合理的配慮というのは、障がいの方が何らかの助けを求める意思表示があった場合に、過度な負担にならない程度な社会的障がいを取り除いてあげるといった部分が合理的配慮という法の中では定められていることなのですが、相手の方の要望がこちらのほうでわかる範囲であれば、その求めに応じた必要なサービス、これを支援していくかなと思っております。

以上です。

○大野伸恵副議長 再々質問ございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 ありがとうございます。

手話に関しましては、かなり職員の皆様は手話の講習等行っていただいております、皆さんかなり手話が上手で、すばらしいなということを感じております。これを引き続きやっていただきたいというのがございます。

また、精神障がいの方に関しましては、合理的配慮は求められたといっても、どこからが求めかがわか

らないという判断、これはすごく難しいと思います。少しちょっとパニックになってきたところで、それが求められているという判断をしていいのか、それともそれはそういう判断をしてはいけないのかという、このあたりの線引きというのは大変難しいものがありますので、答えの出ることではないのですが、これからは間違いなくふえていくという、現状大変ふえておりますので、今後もふえていくということが思われますので、そのあたり今後考えていっていただきたいなということで、こちらに関しましては、ご要望なのですが、いきなり方向がこっちなのですが、済みません。いきなりということなのですが、今回人権の関係でいろいろと取り組みがこの3年間されております。済みません。いきなりでなのですが、今、小学校は先ほどご要望、これに関しましては、また手話に関してなってしまう部分もあるのですが、それに限らずといったところなのですが、学校のほうでの手話の取り組みというのが今されているかという部分なのですが、今恐らく学校のほうでの主は、認知症の関係のできた時間で何かそういった福祉のことをやるといったときに、認知症の関係をされているというお話を聞きました。なかなか時間がとれないので、あれもこれもはできないと。例えば手話というのを主張したときに、今度では目の見えない方は点字はどうするのだなんていう話も出てきますので、どれ一つととって強化していくことはできない。これは、認知症の問題も大変重要な問題でございますので、それもしっかりとやっていっていただきたいという中で、また今後指導要領等の変更もございまして、徳育の時間というのが大変注目をされていると思います。道徳の時間です。このあたり含めまして、今後教育現場でのこの手話、そしてその他認知症も含めまして、場合によっては点字も含めまして、こういった合理的配慮を含めたこの福祉に関する教育というのを強化をしていっていただきたいなと私としては思っているのですが、そのあたり教育現場のほうとして今後いかがでしょうか、質問させていただきます。

○大野伸恵副議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔久保忠太郎教育長登壇〕

○久保忠太郎教育長 お答え申し上げます。

今、この時間でここでやるということは、いわゆる教科としてはありませんけれども、それに関連する形で今進めさせていただいております。手話一つとりましても、特に低学年、子ども放課後教室等につきましては、夏休み等にもやらせていただきますし、また児童会としていわゆる総合的な時間等を使いまして、歌を全員でやってみるだとか、そういう形で興味、関心を持たせる方向、また実際に何時間目の何というわけにはいきませんが、そういう形では取り組ませていただいております。比較的横瀬の小学生は早い段階でやっているのではないかというふうな形を思っていますが、それをさらにいろんな形で進めていくことについては、今後もさらに進めていきたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○大野伸恵副議長 以上で1番、向井芳文議員の一般質問を終了いたします。

暫時休憩します。

休憩 午前11時39分

再開 午前11時42分

○大野伸恵副議長 それでは、再開いたします。

これにて日程第1、町政に対する一般質問を終了いたします。



◎請願第2号の委員長報告、質疑、討論、採決

○大野伸恵副議長 日程第2、請願第2号 横瀬町における受動喫煙防止対策に関する請願を議題といたします。

総務文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

5番、浅見裕彦議員。

〔浅見裕彦総務文教厚生常任委員会委員長登壇〕

○浅見裕彦総務文教厚生常任委員会委員長 議長より総務文教厚生常任委員会の報告を求められましたので、報告をいたします。

お手元に12月5日付総務文教厚生常任委員会審査報告書があると思いますので、ごらんください。これに基づきまして報告をいたします。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定しましたので、会議規則第74条の規定により報告をいたします。

事件の番号ですが、請願第2号。

件名は、横瀬町における受動喫煙防止対策に関する請願。

審査経過であります。本件は平成30年9月定例会で本委員会に付託となった案件であります。審議では、参考上必要あるものについては、執行部の意見を聞くことについて了承を得ました。

委員会審査は11月27日に行いました。請願者である埼玉県生活衛生同業組合連合会会長、田村真様の代理として、公益財団法人埼玉県生活衛生営業指導センターの経営指導員の田島俊秀様に参考人として出席していただきました。

参考人に請願の趣旨を説明していただいた後に質疑応答を行いました。

その後、町が把握している情報等について、関係課長からその概要を聞きました。

審査結果であります。以上、委員会での論議を踏まえて採決をいたしました。

採決の方法につきましては、挙手採決とし、結果は挙手多数により請願第2号 横瀬町における受動喫煙防止対策に関する請願は、採択と決定しました。

以上です。

○大野伸恵副議長 総務文教厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

これより質疑に移ります。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野伸恵副議長 質疑なしと認めます。



討論に移ります。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野伸恵副議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第2、請願第2号 横瀬町における受動喫煙防止対策に関する請願については、総務文教厚生常任委員会委員長の報告どおり、採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○大野伸恵副議長 起立多数です。

よって、請願第2号は採択とすることに決定いたしました。



◎請願第3号の委員長報告、質疑、討論、採決

○大野伸恵副議長 日程第3、請願第3号 東海第二原子力発電所の運転延長を行わないことを求める請願を議題といたします。

産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

3番、阿左美健司議員。

〔阿左美健司産業建設常任委員会委員長登壇〕

○阿左美健司産業建設常任委員会委員長 3番、阿左美健司です。議長のご指名をいただきましたので、産業建設常任委員会の審査報告をさせていただきます。

お手元にある資料をごらんください。本委員会に付託されました事件について、審査の結果を会議規則第74条の規定により下記のとおり報告申し上げます。

事件の番号が、請願第3号。

件名が、東海第二原子力発電所の運転延長を行わないことを求める請願です。

審査経過ですが、本件は平成30年9月の定例会で本委員会に付託となった案件です。

審査では、参考上必要あるものについては、執行部の意見を聞くことで了承を得ました。

委員会での審査は平成30年11月27日に行いました。

まず、請願者である東海第二原発を考える秩父の会、代表、山田ナオミ様に参考人として出席をいただきました。

参考人に請願の趣旨を説明いただいた後に質疑応答を行いました。

その後、町が把握している情報等があるかどうか関係課長に確認したところ、これはないということでした。

審査結果であります。以上の委員会での論議を踏まえまして、継続審査といたしました。

採決は、挙手採決で行ったところ、挙手全員で、請願第3号 東海第二原子力発電所の運転延長を行わないことを求める請願は継続審査と決定いたしました。

以上でございます。

○大野伸恵副議長 産業建設常任委員会委員長の報告を終わります。

これより質疑に移ります。質疑ございますか。

よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野伸恵副議長 質疑なしと認めます。

この請願につきましては、産業建設常任委員会委員長から審査中の案件につき、会議規則第72条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。産業建設常任委員会委員長の申し出のとおり、請願第3号については閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野伸恵副議長 異議なしと認めます。

よって、日程第3、請願第3号 東海第二原子力発電所の運転延長を行わないことを求める請願については、産業建設常任委員会委員長の申し出どおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

ただいま審議中でございますが、ここで本休憩といたします。

休憩 午前11時47分

再開 午後 1時00分

○大野伸恵副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野伸恵副議長 日程第4、議案第58号 横瀬町保健福祉審議会条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第4、議案第58号 横瀬町保健福祉審議会条例についてであります。地域福祉を初め障害福祉、高齢者福祉及び健康増進について、総合的に推進するため、横瀬町保健福祉審議会を設置したいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○大野伸恵副議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

健康づくり課長。

〔小泉明彦健康づくり課長登壇〕

○小泉明彦健康づくり課長 横瀬町保健福祉審議会条例について説明をいたします。

説明資料をごらんをいただきたいと思います。

まず、制定の趣旨であります。地域福祉を初め障がい福祉、高齢者福祉及び健康増進について総合的に推進するため、審議会を設置したいので、この条例を制定するものであります。

次に、条例の内容であります。第1条は、保健福祉審議会を地方自治法の規定に基づき設置する旨の規定であります。現在、健康づくり課では地域福祉計画、障害福祉計画、高齢者福祉、介護保険事業計画、健康増進、食育推進計画の策定業務を所管しております。また、新たに自殺予防対策についての計画を策定する必要が生じております。これらの計画の策定のたびに策定委員会を組織し、委員の委嘱等を行っておりますが、こういった状況を見直し、保健福祉に関する事項を調査、審議していただくほか、計画の策定や、その後の推進状況を確認いただく組織を設置する必要があると考えたものであります。

第2条は、審議会の所掌事務について、第1号から第5号までの事項を定める規定であります。

第3条は、委員の人員についての規定で、第2項は1号から6号において委員の選出構成について規定するものであります。

第4条は、委員の任期等について、第5条は、会長及び副会長の設置、選任方法、職務についてを定める規定であります。

次の第6条は、会議の招集、定員数及び議決数及び第7条は、会議において関係者から説明、意見の聴取ができる旨の規定であります。

第8条は、審議会において特定の事項を調査検討する専門部会を置くことができる旨の規定であります。

第9条は、審議会の庶務を健康づくり課で行う旨の規定であります。

第10条は、委任についての規定であります。

最後、附則であります。条例の施行期日を平成31年3月31日と定めるものであります。

なお、条例制定後には、今あります各計画策定のために定めております各策定委員会の設置要綱等につきましては、廃止をする予定であります。

以上で議案第58号の説明とさせていただきます。

○大野伸恵副議長 説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑はございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 横瀬町の保健福祉審議会条例について、今、提案理由と、それから詳細説明が課長からありました。幾つか質問しますので、よろしくお願いたします。

新しく条例をつくるということで、さきにつくった平成30年6月14日付の横瀬町立横瀬小学校校舎整備検討委員会条例とのこと比べて今回の条例がどうであったかということについての中身が中心になります。

1つは、この設置であります。目的がどうかというと、横瀬町小学校条例では、小学校の校舎の整備を円滑に推進するためということで、目的が入って地方自治法第138条の4の第3項の規定に基づきというふうになっています。この違いはどこなのかというふうな点が1点目であります。

2つ目ですが、先ほどの説明の中では、この審議会の所掌事務を定める規定とか、あるいは設置

する旨の規定がありました。その中で計画の策定とかという言葉があったのですが、そもそも論のものの横瀬町の地域福祉計画策定委員会等については、社会福祉法に基づいて横瀬町地域福祉計画を策定するため、委員会を要綱の中では設置するというふうになっています。こういう点で、今回の所掌事務の中で町長の諮問に応じて次のということで、大ざっぱにくくって地域福祉に関することとか、身体障がい者あるいはこういう福祉に関することというふうな点があります。この中では、トータルとして見れば、先ほどの説明の中であったのですが、計画を含めてということをごここからどう読み取るかというのが2点目です。

3番目でありますが、組織の中での審議会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱するという点で、言葉の使い方なのです。さきのこの検討委員会の条例では、学識経験を有する者、今回の中では学識経験者、保健団体の代表者、代表する者あるいは児童の保護者ということで、関係職員、教育委員会が必要と認める者とか、こういう点の言葉の使い方が変わったりしているので、このところがどうかという点です。この点につきましては、私の1日目、一般質問の中で、公文書のあり方の中で公文書規定等がありました。文書規程の中では、これは第20条、文書の審査ということで、条例、規則、訓令等に係る起案文書は、主務課長の回議を経た後、別に定める横瀬町例規審査委員会の審査を受けなければならないということで、こういうふうな形をうたっています。この審査例規の審査委員会を通過してくるということは、ほぼ同じ、近い内容に統一性がとれるのが必要ではないのかなというふうに思いますので、そのところがこの言葉の使い方は、前回と比べてどうかという点が3点目です。

4つ目でありますが、もう一個は、第5条にうたっている会長、副会長の職務の後に、学校の検討委員会条例の中では、第5条で委員長及び副委員長ともに事故あるときは、又は委員長、副委員長がともに欠けたときは、あらかじめ委員長の指名をする委員が委員長職務を代理すると、こういう規定がされています。今回の中ではこの点はないので、こういう点での統一性の問題、どう考えているかについての説明をよろしくお願いします。

以上です。

○大野伸恵副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

○小泉明彦健康づくり課長 浅見議員の質問にお答えをいたします。

まず、設置の部分でございますが、目的が記載されていないというようなことでありました。小学校の建設に当たった部分の比較でございますが、小学校の建設についての特別な目的を持った場合に、そのような表現があったのかと思います。以前からあります地域福祉計画につきましては、社会福祉法に基づくということでありますが、今回地域福祉計画だけではなく、障害者福祉計画、高齢者福祉計画等々の審議もあわせてしていただくことから、附属機関としてこの審議会を組織したいということで、自治法の規定のみの表現にさせていただいております。

それから、次に所掌事務の中で計画の策定がどう読み取れるかということだったかと思うのですが、今までの策定委員会では、策定のためだけが目的となっておりますけれども、これからは保健福祉の総合的なものを審議いただくということで、このような所掌事務を列記させていただいたもので、この中に計画の策定を含んでいる、そのように考えて条例制定したものであります。

次に、3条の組織の中の委員さんの組織の部分での表現の部分でありますけれども、地域福祉計画等の今話をしておりますが、以前からあります策定委員会等々の設置要綱を参考とさせていただいたこと、それから他の自治体等の条例の部分についても参考としていただいた形での表現となっております、何々する者とか表現ではない形で統一をさせていただいて、条例制定を考えたものであります。

4点目が会長、副会長が欠けた場合、教育委員会が策定した場合の、ともに欠けた場合の表現についてであります。そのような事態はないわけではないと思いましたが、条例制定に当たっては、会長、副会長ともに欠けた場合は、改めて互選をする方法で審議会が進むものと考えました。あらかじめ定めておいた方が亡くなった場合もないわけではないので、ずっとその亡くなった場合を考えていくのではなく、会長、副会長の欠員の場合だけ想定すればいいというふうに考えたわけでありまして。

以上です。

○大野伸恵副議長 他に質疑はございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 再質問ということでよろしくお願ひします。

これは、もともと起案した課、健康づくり課が起案して、そのところから文書いったときには、今度は例規審査委員会に係るというふうな点があります。この例規審査委員会でどうだったかというところを再度説明をお願いしたいのが1点であります。

もう一点は、今、課長の中でこの地域福祉に関する事ということ、計画も含めて全体を見ているからこういう形にしましたと。例えば横瀬町の行政審議会条例ではどうかというと、審議会は町長の諮問に応じて次に掲げる事項について調査及び審議するというので、町の基本構想及び基本計画に関する事、それから町の行政改革の推進に関する事、こういうふうに明確に書いてあるところもあったりするので、今回の条例が今までの要綱を特別、後の次の59号の職員に費用弁償するために条例化して、こちらをやるというふうな中身だというふうにとれるのですが、やっぱり条例つくるときには、それなりの中身を検討してやってきたというところはわかるのですが、もうちょっとそこに配慮が必要ではないかというふうに考えますので、2点目の質問は、やっぱり計画等についてこれは含まれているということでありましたので、こういう例もあります。どうですかということでの回答でよろしくお願ひします。

○大野伸恵副議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

○小泉明彦健康づくり課長 お答えいたします。

例規審査のほうにつきましては、総務課長のほうにお答えをいただきたいと思いますが、議員ご指摘のその他の条例では、基本構想とかいうものが明確にうたわれているということではありますが、当町におきまして、まだこれから策定しなくてはならない自殺予防対策計画とか、そういったものも含まれております。何のための計画と絞ってしまう。今現在4つの計画があります。今後そういった以外のものの計画もないことはないのかとは思いますが、そういったことも含めてこの所掌事務にそういった計画策定も含まれたものと考えて策定いたしました。

以上です。

○大野伸恵副議長 総務課長。

○守屋敦夫総務課長 それでは、例規審査委員会の関係につきまして私のほうから答弁させていただきます。

議員おっしゃるように、文書規程の中で例規審査委員会のほうのことはうたっていますが、職員の条例、規則等の改正に伴って、職員のほうの負担が例規審査委員の職員の負担がちょっと多い関係がありまして、今のところは例規審査委員会のほうは特に開いてというか、例規の改正に伴って、そういうのは今は行っていない状況です。ですので、今総務課のほうで担当と私のほうで見ているというような状況でございます。

○大野伸恵副議長 再々質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 今、審査委員会やらないけれども、担当者と課長ということで、非常に多くの仕事をやっている中での重要なこの例規審査というふうに言われたのです。今後なるべく統一性を図りながら、町の文書なので、こっちはこうだ、こっちはこうだではなくて、そういう点での統一性を図っていただきたいと思いますが、どうでしょうかということでもよろしくお願いします。

○大野伸恵副議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○守屋敦夫総務課長 今後他市町村の状況だとか、いろんなものを見たり、検討しながら統一できるか、する方向がいいのかどうかも含めて今後ちょっと検討させていただきたいと思います。

以上です。

○大野伸恵副議長 町長。

○富田能成町長 まず、例規の審査に関してですが、例規の審査自体は当然しております。チェックをしています。教育委員会のものと多少の差異があるのは、歴史的に積み上げた縦の経緯があって、今回その横串を入れるということが必要だろうという、そのバランスの上で今の形になっていますが、議員ご指摘のとおりでして、これは役場的には表仄は合わせていくべきだろうというふうに考えていますので、そのところはより意識して、これ今後進めていきたいと思います。

それと、あと目的のところでも先ほど答弁させていただいたのですが、この保健福祉の分野はかなり裾野が広いです。これまで地域福祉、高齢者福祉というような幾つかのテーマがあって、それぞれ重複したりとか、ダブったりとかという部分もありまして、今回こういう形で整理をさせていただきました。将来的にはこれから自殺予防が入ってきたりですとか、そういった広がりにも備えなければいけませんので、こういった今の形に落ちついたという経緯がございます。それだけ答弁させていただきます。

○大野伸恵副議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野伸恵副議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野伸恵副議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第4、議案第58号 横瀬町保健福祉審議会条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は

起立願います。

〔起立全員〕

○大野伸恵副議長 起立総員です。

よって、議案第58号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野伸恵副議長 日程第5、議案第59号 横瀬町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第5、議案第59号 横瀬町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。横瀬町保健福祉審議会条例の制定に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどをよろしく願います。

○大野伸恵副議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

総務課長。

〔守屋敦夫総務課長登壇〕

○守屋敦夫総務課長 議案第59号の細部説明をさせていただきます。

なお、新旧対照表及び説明資料を配付させていただきましたので、参考にごらんいただければと思います。

まず、条例改正の基本的な考え方ですが、横瀬町保健福祉審議会条例の制定に伴い、特別職の非常勤職員に追加が生じたため、条例の一部改正をしたいものでございます。

次に、改正の内容ですが、第2条第2項第17号として、保健福祉審議会の委員を加えるものでございます。

次に、条例の別表についてですが、報酬の額、日額6,700円及び日額5,700円の区分中、保健福祉審議会を加えるものでございます。

附則は、条例施行日を平成31年4月1日とするものでございます。

以上でございます。

○大野伸恵副議長 説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野伸恵副議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野伸恵副議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第5、議案第59号 横瀬町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○大野伸恵副議長 起立総員です。

よって、議案第59号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野伸恵副議長 日程第6、議案第60号 横瀬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第6、議案第60号 横瀬町家庭的保育事業の設備及び運営に関する着基準の定める条例の一部を改正する条例についてであります。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○大野伸恵副議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

○浅見雅子子育て支援課長 細部説明をさせていただきます。

今回の改正趣旨は、代替保育に係る連携施設の確保義務の緩和、家庭的保育事業等に対する食事の提供の特例に関する外部搬入施設の拡大、家庭的保育事業等に対する自園調理に関する規定の適用猶予期間の延長について国の基準省令が改正されましたので、条例の一部改正を行うものです。

お配りしてございます新旧対照表と説明資料をごらんください。第5条第5項につきましては、第6条に第2項、第3項を追加するために、字句の整理を行うものです。

第6条第1項の本文につきましては、居宅訪問型保育事業者を除く家庭的保育事業者等の定義を定め、第17条においては1号から3号と附則第4項を同様に定義をするものです。

続きまして、第6条第1項第2号につきましては、字句の整理を行うのと代替保育の定義を行うものです。



第6条第2項の追加につきましては、代替保育の提供に係る連携施設の確保義務について要件を満たせば緩和することができる旨を規定するものです。

第6条第3項の追加につきましては、前項の規定により連携施設の確保義務を緩和した場合は、連携協力者を確保する旨を規定するものです。

第16条第3項の追加につきましては、食事の提供に係る搬入施設の拡大について規定するものです。

第37条第4号につきましては、法律名と条文の改正により字句の整理を行うものです。

第45条につきましては、第6条に項を追加したことに伴い、字句の整理を行うものです。

附則第2項につきましては、施設等の定義と字句の整理を行うものです。

附則第3項につきましては、家庭的保育者の居宅で保育が行われている家庭的保育事業に対する自園調理に関する規定の適用猶予期間の延長についての規定を追加し、附則第3項から第5項を繰り下げるものです。

附則第4項では、第6条に項を追加したこと等により字句の整理を行うものです。

なお、附則で公布の日から施行する旨定めております。

以上で説明を終わります。

○大野伸恵副議長 説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑はございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 今回の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正ということでありました。3点ほどお願いします。

1つは、横瀬町における家庭的保育事業の現状はどうかというふうな点が1点であります。

それから、2点目は、代替保育の提供先の今回の条例の一部改正によって緩和がなされてきて、連携施設の中も拡大されたところがあるというふうに思います。条文の中で読み取れるとは思うのですが、そこら辺の言葉として説明していただければというふうに思います。

それから、3点目は自園調理の原則ということで、外部搬入の容認範囲を拡大というのは今回の中身だというふうに思います。どんな点が拡大になったのかの点について、3点ですけれども、よろしく願います。

○大野伸恵副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

子育て支援課長。

○浅見雅子子育て支援課長 お答えいたします。

家庭的保育事業等の現状についてですけれども、横瀬町では現在該当する施設等はありません。

続きまして、代替保育に関する搬入先の関係なものですけれども、この質問2と3については、後ほど詳しく調査して確認をしまして、ちょっと答弁をさせていただければと思います。

○大野伸恵副議長 ただいま議案第60号の審査中ですが、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時28分

再開 午後 1時37分

○大野伸恵副議長 再開いたします。

ただいま5番、浅見裕彦議員の質問に対する答弁を求めます。

子育て支援課長。

○浅見雅子子育て支援課長 外部搬入施設の拡大につきましては、小規模保育事業A型もしくは小規模事業B型となっております。

自園調理の拡大につきましては、保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、十分に配慮できる事業者、アレルギー、アトピー等の配慮、必要な栄養素の供給等の配慮ができる事業者で、町が適当と認める者となっております。

以上です。

○大野伸恵副議長 再質問ございますか。

○5番 浅見裕彦議員 ありません。

○大野伸恵副議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野伸恵副議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野伸恵副議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第6、議案第60号 横瀬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○大野伸恵副議長 起立総員です。

よって、議案第60号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野伸恵副議長 日程第7、議案第61号 横瀬町学童保育室条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第7、議案第61号 横瀬町学童保育室条例の一部を改正する条例についてであります。用語の定義等に関し、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○大野伸恵副議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

○浅見雅子子育て支援課長 細部説明をさせていただきます。

お配りしてございます新旧対照表をごらんください。

第1条につきましては、学童の定義について規定するものです。別記1の表、次のページになります。につきましては、字句の整理を行うものです。

戻っていただきまして、第5条第2項につきましては、横瀬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、第10条第3項で、放課後児童支援員の資格等について規定しております。学童保育室指導員もその基準条例に準じるよう改正を行うものです。

第6条につきましては、第1条で学童の定義を規定したことにより改正を行うものです。

なお、附則で公布の日から施行する旨定めております。

以上で説明を終わります。

○大野伸恵副議長 説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑はございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 横瀬町の学童保育室条例の一部改正について質問します。

今回の中身で、第5条ですけれども、旧条例の中では、指導員はということで、教員若しくは保育士の資格を有する者又は児童の養育若しくは指導に知識経験を有する者、これを充てるに対して、今回は横瀬町児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の第10条第3項というふうな点でうたわれています。第10条第3項は、放課後児童支援員は、次の各項のいずれかに該当するものであってということで、1から10番までをうたっています。その中でいずれかに該当する者であって、かつ都道府県知事が行う研修を修了した者でなければならないと、こういう規定になっているところであります。

今までだというと、教員若しくは保育士の資格を有する者あるいは学童の養育に知識を有する者を充てるというのに対して、今回の条例は厳しくしたのだか、あるいは明確にこういうふうに定めたのかという点です。保育士の資格、社会福祉士の資格、それから中等教育を卒業した者というふうな点で、2年以上児童福祉事業に従事した者ということで、より明確になったというふうに思います。

そこで、これを取り入れる理由というのですか、先ほどの説明の中でもわかりやすくということであったと思います。その中で、この都道府県知事が行う研修を修了した者でなければならないということなので、この都道府県知事が行う研修というのは、枠があって、全員と一緒に全部受けられれば、もう該当になると思うのですが、今のこの研修の修了状況と今後の見込みについてどうなっているかについての説明をよろしくお願いします。

○大野伸恵副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

子育て支援課長。

○浅見雅子子育て支援課長 答弁させていただきます。

埼玉県の行う研修の受講状況ですけれども、平成27年度から研修のほうを開催されておりまして、現在5名の職員が受講しております。学童保育室につきましては、8人の非常勤職員でシフトを組んで行っておりますけれども、現在5名の職員が修了、受けております。今後も毎年計画的に受講できればと考えております。

以上です。

○大野伸恵副議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 そうすると27名から5名の指導員がということで、今回の施行を公布の日からということになると、この指導員に該当しなくなるという人はいなくて済むのですかという質問なのです。都道府県が行う研修を受けなければならないと、受けていない人が3名いますと、その人はこの公布の日から施行した場合に、指導員でいられるかというか、そここのところの取り扱いをどういうふうにするかについての説明をよろしくお願いします。

○大野伸恵副議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

子育て支援課長。

○浅見雅子子育て支援課長 基準で定めます支援員につきまして、まず埼玉県で行う研修を受講した者、それを支援体ごとに1名置くということになっております。そのほかについては補助員でも可ということになっております。横瀬町、現在2クラス学童保育室クラスがありまして、5名の職員が受講しておりますので、各クラス1名以上は必ず資格を持った指導員が配置になっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野伸恵副議長 再々質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 条例で今こういう形になっています。片一方で現在、今支援員の形を緩和していく方向性というのが一部示されている点があるというふうに思います。そこら辺について横瀬町、今のこのままの体制でもって進めていくか、あるいは今のほかで進めている状況等についての今現在における見解を聞きたいと思いますので、よろしくお願いします。

○大野伸恵副議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

子育て支援課長。

○浅見雅子子育て支援課長 答弁させていただきます。

国等の状況というのは注視していきたいと考えております。横瀬町学童保育室、ただ横瀬町学童保育室の保育の質が低下しないように運営していきたいと考えております。

以上です。

○大野伸恵副議長 他に質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野伸恵副議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野伸恵副議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第7、議案第61号 横瀬町学童保育室条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○大野伸恵副議長 起立総員です。

よって、議案第61号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野伸恵副議長 日程第8、議案第62号 横瀬町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第8、議案第62号 横瀬町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についてであります。介護保険法等の一部改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願います。

○大野伸恵副議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

健康づくり課長。

〔小泉明彦健康づくり課長登壇〕

○小泉明彦健康づくり課長 議案第62号 横瀬町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について説明をいたします。

説明資料を配付いたしましたので、新旧対照表とあわせてごらんをいただきたいと思います。

まず、改正の趣旨であります。介護保険法の一部改正に伴い、法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定事項並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準等を規定している条例の基準となります。厚生労働省令が改正されたことに伴い、関連する3条例につきまして一括改正するものであります。

次に、改正内容の趣旨であります。本条例は関連する3つの条例を改正するもので、内容は細かく多岐にわたる改正となっておりますことから、個々の条文の説明につきましては省略をさせていただき、改

正内容の趣旨の説明をもって説明にかえさせていただきたいと思ひます。ご了承いただきたいと思ひます。

なお、基本的には厚生労働省令と同様の規定としておりますことを申し添えさせていただきます。

第1条は、横瀬町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正で、要介護者が利用する地域密着型サービス事業の基準に関する規定を改めるものであります。本議案の大部分を占める条例の改正となっております。

第1条の第1点目であります。目次中、第5章の2、地域密着型通所介護の人員、設備及び運営に関する基準に第5節として、共生型地域密着型サービスに関する基準を新設し、第5節を第6節へ変更するものであります。

2点目は、定期巡回、随時対応型訪問介護・看護のオペレーターに係る基準において資格要件である介護訪問のサービス提供責任者の職務経験年数が3年以上であったものを1年以上に緩和するものであります。

3点目は、同じく定期巡回、随時対応型訪問介護・看護のオペレーターについて、従来夜間だけ認められていた同一敷地内の事業所職員の兼務を日中についても認めるよう改めるものであります。

第4点目は、日常的な医学管理が必要な重度な介護者の受け入れやみとり、ターミナルケアなどの機能に加え、生活施設の機能を備えた新たな介護保険施設として、介護医療院が創設されたことに伴い、条文中の各箇所介護医療院を加える改正を行うものであります。

第5点目は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、障害者総合支援法ですが、等の規定に基づき、指定事業者が提供しているサービスを利用している方が引き続き同じ事業所で介護保険の地域密着型介護サービスの提供を受けやすくするため、共生型地域密着型サービスに関し新たに基準を設けるものであります。

6点目は、地域療養通所介護事業所の基準において、利用者数の上限を9人以下から18人以下に改めるものであります。

第7点目は、ユニット型の地域密着型特別養護老人ホームで、共用型の認知症対応型通所介護サービスを行う場合の利用定員について、1施設ごとに1日当たり3人以下であったものを、1ユニット、ユニットの居住者と合わせて12人以下と改めるものであります。

第8点目は、認知症対応型共同生活介護や地域密着型特定施設、地域密着型特別養護老人ホームなどの入所系の施設において、身体拘束等の適正化を図るために講じなければならない措置について新たに規定するものであります。

9点目は、看護小規模多機能型居宅介護サービスにサテライト型事業所が創設されたことに伴い、新たにサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の基準を設けるものであります。

次に、第1条に関する附則であります。1点目は、経過措置であります。病院の療養病床を転換し、地域密着型介護老人福祉施設を開設する場合に適用されます特例基準を平成36年3月31日まで期間を延長するものであります。

2点目は、経過措置として、療養病床等を有する病院の開設者が平成36年3月31日までに病院の療養病床等を転換し、医療機関併設型の地域密着型特定施設を開設する場合の特例基準を新たに規定するもので

あります。

次に、第2条であります。横瀬町地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する事項並びに地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正です。要支援者が利用する地域密着型介護予防サービスの事業の基準に関する規定を改めるものであります。

第2条の第1点目は、1条での説明と重複する部分がありますが、条文に介護医療院を加えるものであります。

2点目は、第1条にもありましたユニット型の地域密着型特別養護老人ホームで、共用型の介護予防認知症対応型通所介護サービスを行う場合の利用定員について、1施設ごとに1日当たり3人以下であったものを1ユニットごとにユニットの居住者と合わせて12人以下に緩和するものであります。

3点目も、第1条にありましたように、介護予防認知症対応型共同生活介護について、身体拘束等の適正化を図るために講じなければならない措置についての規定をするものであります。

第3条は、横瀬町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業野人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正で、医療機関と介護予防支援事業者との連携強化について規定するものであります。

第3条の1点目は、介護予防支援者は、利用者の主治医等に対し必要に応じ担当の介護支援専門員の氏名や利用者の心身の生活状況に係る情報等を提供することを規定するものであります。

第2点目は、介護予防支援事業者の担当職員は、作成した介護予防サービス計画を主治医に交付するなど医療と介護の連携強化を図ることについて新たに規定するものであります。

附則であります。この条例の施行期日を公布の日とするものであります。

以上であります。

○大野伸恵副議長 説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑はございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 非常に中身が多くて、とても読み取れないので、説明を求めるといような質問になってしまって申しわけないのですが、きょう、今、課長のほうから示された議案第62号、説明資料の点、まず1点は、この見出しのところなのですが、読んでいてちょっと違うなと思ったのは、今回の条例改正は、横瀬町指定地域密着型サービスになって、条例の一部改正ではなく、条例等の一部改正と、等は抜けてしまっているのではないかなと思います。3条例を一括していくので、条例等の一部改正というので、ここは今の見出しのところ、説明資料が抜けているのではないかなと思ひまして、その確認が1点です。

それから、2番目は、今回の介護保険法の一部改正に伴いとあります。私がちょっと調べた資料の中では、ここの違い、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法の一部改正するとなっていて、この介護保険法の一部を改正あるいはその前段としての地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等と、これがどうかというその整合性というのですか、について教えていただければというふうに思ひます。

それから、3つ目ではありますが、この共生型地域密着サービスというふうなものについて、どういうものかというので、少し新たに共生型サービスを位置づけるというので、従来型はこうだったに対して、今

回の新型、新しい共生型サービス事業所というふうなのは、この共生型地域密着サービスというのはいくつかあるということについて、もう少し詳しく説明していただければというふうに思います。

4つ目なのですが、今度ここに出てきている、ここに第1条の4の中で、日常的な医学管理が必要な重度な介護者受け入れやみとり、ターミナルケアなどの機能に加え、生活施設の機能を兼ね備えた新たな介護保険施設としての介護医療院というふうにならなれています。介護医療院というのは、ここに書いてあるこのものだよというふうなのだから、もうちょっと介護医療院についての説明があれば教えていただければというふうに思います。

最後、5番目になりますが、何回かの点にうたわれている身体拘束等の適正化を図るために講じなければならない措置となっています。この身体拘束の適正化を図るために講じなければならないと措置というものについては、どのようなものかについての点です。

5点になってしまうのですが、よろしく申し上げます。

○大野伸恵副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

○小泉明彦健康づくり課長 お答えいたします。

まず、配付をさせていただきました資料の一部に等が抜けている部分で、大変申しわけございませんでした。条例等の一部を改正する条例ということで、等が抜けておりました。大変申しわけございませんでした。

次の包括的ケアシステムの強化についてという部分につきましては、この共生型が含まれる改正が主なものと認識しているのですが、次の共生型サービスというものは、介護保険または障がい福祉のいずれかの指定を受けている事業所がもう一方の指定を受けやすくするための制度で、介護保険事業所として指定を受けていれば、障がい福祉制度における基準該当サービスという仕組みのサービスを受けることができるのですが、障がい福祉サービス事業所として指定を受けているところは、介護保険サービスの提供を受けることができなかつた。介護保険優先の原則というものがあつて、障がい者は65歳になりますと、介護保険優先ですので、そちらのサービスを移行するわけですが、使いたれたサービス事業所でそのままサービスを受けるために、こういった部分を加えていく改正というようなことと理解をしております。

それから、介護医療院につきましては、要介護者であつて、主として長期にわたる療養が必要な者に対して、施設サービス計画に基づいて療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護、そのほか機能回復訓練など、そういった日常生活上の世話をを行うことができる施設というふうに定義をされております。

身体的拘束については、幾つかあるのですが、身体拘束等の適正化のための検討委員会を開かなくてはならないとか、介護職員その他従事者にそういったことを周知すること、それから適正化のための指針を整備すること、それから介護職員や従事者に介護拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること等がうたわれております。

以上です。

○大野伸恵副議長 再質問ございますか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕



○大野伸恵副議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野伸恵副議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第8、議案第62号 横瀬町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○大野伸恵副議長 起立総員です。

よって、議案第62号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

審議中ですが、ここで休憩といたします。

休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時16分

〔副議長、議長と交代〕

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇

◎発言の訂正

○小泉初男議長 議案第58号の細部説明について、一部訂正がございましたので、ここで発言をいただきます。

健康づくり課長。

○小泉明彦健康づくり課長 申しわけありません。先ほどの保健福祉審議会条例の中で、施行期日につきまして、平成31年3月31日と説明をしてしまったかと思いますが、お配りいたしました議案のとおり、平成31年4月1日でありますので、おわびし、訂正をさせていただきます。申しわけありませんでした。

---

◇

◎議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第9、議案第63号 平成30年度横瀬町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第9、議案第63号 平成30年度横瀬町一般会計補正予算（第3号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算及び地方債について行い、債務負担行為を設定するものです。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ824万4,000円を追加し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ35億3,332万7,000円とするものであります。

なお、細部につきましては、各担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。  
暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時17分

再開 午後 2時36分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終了いたしましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

質疑ございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 それでは、2点教えてください。

17ページです。農林水産業費の地域振興拠点施設工事の60万円なのですが、ただいまの説明ですと、浄化槽のフロアの交換ということでした。そして、条例のほうで読みますと、横瀬町地域振興拠点施設の設置及び管理に関する条例第18条なのですが、指定管理者は次に掲げる業務を行うものとするということで、拠点施設及び附属設備の維持及び修繕に関する業務ということが書いてありますが、これはこれに該当しなかったのでしょうかということが1点です。

それから、商工費の16、原材料費の関係で説明いただきました。花咲山の今整備している隣の山を無料で借りられることになったという説明がありましたが、それについては土地の無料で借りますというような契約書みたいなのはあるのでしょうか。

以上、2点お願いします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

○赤岩利行振興課長 それでは、お答え申し上げます。

まず1点目でございますが、道の駅の浄化槽の修繕につきましてのお尋ねでございます。指定管理者と町との修繕の費用負担でございますが、基本的なところですが、指定管理者は指定管理の期間が終わると変わる可能性もございますので、そのときに持ち出せるものにつきましては、指定管理者に負担をしていただくという考えがございます。町の施設を管理していただく関係で、移動のできない町の施設については町が負担をするというのが基本的な考えでございます。

それから、2点目でございます。花咲山の今回無償でお借りできた土地につきましては、今年度ですが、使用貸借契約を結ぶことができました。ということで無償で契約上お借りしていますということでございます。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

よろしいですか。

他に質疑ございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 ありがとうございます。2点なのですが、まず1点目が13ページの総務費の11目財政調整基金費、マイナス補正1,000万円ということで、これは使わなくなった。逆に必要になったお金があつての補正なのだと思うのですが、そのあたりの詳細を、どういった理由でそうなったかという、主な部分を教えていただければと思います。

もう一点が15ページなのですが、民生費の地域子育て支援事業の出産祝金なのですが、これすばらしいことだと思います。第3子になれば額もがっとうがりますし、そのあたりも含めまして、その内訳、もしわかれば教えていただきたいなというところで、この2点でお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○新井幸雄まち経営課長 最初のご質問であります財政調整基金の関係でございますけれども、これは12月補正予算に際しまして、歳入歳出差額分を調整する意味でございます。したがって、積立金を当初見込んでおりました7,200万円、ここから積立金を1,000万円落とすということで、歳入歳出のバランス調整ということで調整しております。

以上です。

○小泉初男議長 子育て支援課長。

○浅見雅子子育て支援課長 答弁させていただきます。

出産祝金についてですが、母子手帳の配付状況等から積算を見直しております。当初、当初予算では52人で積算しております。そこから第1子、マイナス7、第2子、プラス7、第3子、プラス4として、計56人で積算をし直しました。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

他に質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 まず、5ページです。債務負担行為の関係であります、中学生国際交流事業を今年度から始めるという、この理由についてが1点であります。

それから、6ページであります、先ほど起債の関係がありました。工事充当については、施設の関係でブロック塀の修繕だそうです、国庫補助とこの地方債で全てを行うというふうな説明でありまして、なぜ借金をしてやらなくてはいけないのかというふうな点であります。予備費を使うとか、あるいは財政調整基金を使うとかという方法があるかと思いますが、これを起債で起こすのは何かという点であります。

それから、12ページです。公務災害の認定委員会の関係であります。これは、ページ22のほうでも言われている4人分というふうな点だと思います。一般質問の中で、公務災害どうだったかという内藤さんの質問等もありました。これでどう、今月の広報でも去年度は公務災害認定が1件ありましたというのは掲示されています。この公務災害認定というのは、どういうものであって、それからこれの原因と対策、直接的ではこういうものかということになるかと思いますが、原因と対策についての説明をお願いいたします。

ページ14ですが、補助具の負担金であります。当初161万6,000円ということで、今回この増額負担をするわけですが、どんな装置でふやすのはどんなものかについての説明をよろしくお願いします。

最後になりますが、ページ19で、先ほど耐力度調査ということで、19ページの調査業務委託があります。第二校舎ということで、昨年ですか、そのもう1年前か、耐力度調査を行ったのですが、なぜもう一回第二校舎をするのかについての説明をよろしくお願いします。

以上です。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○新井幸雄まち経営課長 まず最初の地方債を起こす意味ということについて答弁させていただきます。

町役場職員は、1つの事業を行う際にも、財源の確保には苦慮しているところでございまして、今回のこの横瀬中学校ブロック塀改修工事につきましても、担当課のほうでこの国庫補助金等を見つけてくると、それで当然残りの部分につきまして起債をせずに、町からの財源持ち出しで一般財源で事業を行えば問題ないのですけれども、実際町の財政事情等を考えまして、起債を起こすと。また、この起債につきましては後年度負担という意味もありまして、負担の公平化という意味もございまして、ご理解願いたいと思います。なお、この起債につきましては、元利償還金の60%が交付税算入となっております。

以上でございます。

○小泉初男議長 教育次長。

○大野 洋教育次長 5ページ、債務負担行為の理由でございまして、国際交流事業につきまして、来年度の実施時期を8月中旬ごろを予定しております。お盆シーズンとも重なる可能性がありますので、航空機の手配等に支障が出る可能性があること、また2点目としましては、オーストラリア、クイーンズランド州の現地学校訪問の申し込み締め切りが例年3月中旬となっております。新年度に入っても4月以降の申し込みになった場合には、希望する学校へ訪問できなくなる可能性もあるということなどから、确实、安全に海外派遣事業が実施できるよう今年度内からの事業に着手する必要があるため、債務負担行為をお願いするものでございます。

教育委員会関係ですので、続けまして、19ページの耐力度調査の関係でございますが、平成30年4月1日よりこの耐力度調査の基準が改正されました。従前の保存度評価が健全度評価というふうな項目になりまして、鉄筋腐食度と躯体の状態が平均値から最低値を採用することなどの変更がございました。これに伴いまして、コンクリートコアの状態によっては、数値が下がる可能性があるため、再度調査を実施したいというものでございます。

○小泉初男議長 総務課長。

○守屋敦夫総務課長 それでは、私のほうから公務災害についてのお尋ねについて答弁をさせていただきたいと思っております。

今年度中の公務上の災害のケースにつきましては、3件でございます。

次に、災害の状況についてですけれども、切創1件、いわゆる切り傷のことになりますけれども、切創が1件、それから頸椎捻挫が1件、それから頭部外傷が1件ということです。

次に、原因についてですけれども、3件とも職員による不注意によるものということです。

次に、対策についてですけれども、本人に所属長のほうから口頭により注意をしております。また、事故については、全職員にグループウェアで公務及び公務外における安全運転の注意喚起を行っております。今後も折に触れ注意喚起を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○小泉初男議長 健康づくり課長。

○小泉明彦健康づくり課長 14ページにあります障害者の自立支援の給付事業であります。補装具費につきましては、当初より身体障害者の日常生活に必要な補装具の購入、修理の経費を見ておりました。今回車椅子の修理、購入、それから補聴器の購入等が当初見込みよりも多くなっておりますことからの増額補正であります。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 公務災害についてであります。今、課長のほうから職員の不注意でということでの3件の話がありました。今後の対応ではどうかという、庁内においても注意喚起を行いながらやっていこうではないかということでもあります。公務職場ってなかなかKY活動、危険予知というのをやらないのです。建設課長等は業者を集めたときに工事をやるについては、十分安全対策をやってくれよというふうな点で言っていると思いますが、公務職場で現場に行くときというのは、さあ行こう、帰ってきたと、結果として事故起きるという点での、そういう点での危険予知はこういうときはこういうのが予想されるから注意しようではないかという、その全体的な注意と、それから個々の出かける前とかについては、こういう危険があるから気をつけていこうではないかというKY活動というふうに言っていると思うのですが、そういうのを取り入れていったらよいのではないかというふうに思いますが、そのところについてはどうでしょうか。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○守屋敦夫総務課長 今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第9、議案第63号 平成30年度横瀬町一般会計補正予算（第3号）は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○小泉初男議長 起立多数です。

よって、議案第63号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第10、議案第64号 平成30年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第10、議案第64号 平成30年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正を行うものです。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ640万2,000円を追加し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ10億2,673万6,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願います。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時51分

再開 午後 2時54分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終了いたしましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたってお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 これは、歳入の関係での繰入金についてであります。ページ数が6ページになります。繰入金は147万5,000円、これの財源としては保険基盤安定の軽減分として116万1,000円、支援分としての繰り入れが31万4,000円とあります。先ほど一般予算の中での関係で、繰入金の財源が書いてあります。国民健康保険の国からの負担金は15万7,000円、国民健康保険の基盤安定の県負担金は94万9,000円、147万5,000円とこの94万9,000円の差を見ると、36万9,000円が一般財源からとなるのですが、こここのところで仕組みについて説明をしていただければというふうに思います。なかなか数値が出てこないのも、その支援分あるいは軽減分について、こういう国のシステムになっていて、こういうふうになりますということをお教えしていただければというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

いきいき町民課長。

○大場玲子いきいき町民課長 それでは、ご質問の保険基盤安定の仕組みのほうをご説明させていただきます。

まず、保険税軽減分でございますが、市町村が行う国保の被保険者の保険税負担緩和のため、保険税軽減相当を基準として政令に基づき算定する金額を一般会計から国民健康保険特別会計へ繰り入れることとされ、その繰入金の一部を公費で補填しております。負担割合は県が4分の3、町が4分の1となっております。

また、保険者支援分でございますが、保険税軽減の対象となった一般被保険者数に応じ、一定割合を公費で補填することで低所得者を多く抱える市町村を支えるものでございます。負担割合は国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1となっております。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

よろしいですか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第10、議案第64号 平成30年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第64号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第11、議案第65号 平成30年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第11、議案第65号 平成30年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正を行うものです。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,610万5,000円を追加し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ8億3,472万3,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時58分

再開 午後 3時03分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終了いたしましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 きょう議題となった議案第62号の中での共生型サービスというのが創設されるという点がありました。今回の補正予算の中で、この共生型地域密着型サービスの見込みをこの中に取り入れているかどうかという点が1点であります。



もう一点は、財源の関係で、県の繰入金と一般財政からの繰入金というのは、ほぼ同じ数値かなというふうに見たところ、このページでいきますと、15ページから16ページの施設介護サービス給付は、県負担金が70万円、繰入金は50万円、もう一点のこれの14ページになります特定入所者介護サービスは、県費が52万5,000円、これに対して繰入金37万5,000円というので、ほかのは県の負担金と繰入金が同じになっているのですが、ここの違いというのは何なのかについての説明をよろしくお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

○小泉明彦健康づくり課長 お答えいたします。

共生型の部分につきましては、今回の補正には含まれておりません。

それから、負担金の部分でありますけれども、介護保険給付費の施設等の介護給付費、この部分であります。一般的には介護保険料50%、公費負担50%で、そのうち国、県、町が負担するわけですが、この施設等介護給付費につきましては、公費負担のうち国が20%、県が17.5%、町が12.5%という負担割合になっていることからの差でございます。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第11、議案第65号 平成30年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第65号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第12、議案第66号 平成30年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第12、議案第66号 平成30年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正を行うものです。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ122万1,000円を減額し、本年度予算総額を歳入歳出それぞれ1億1,270万8,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時07分

再開 午後 3時08分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終了いたしましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 繰入金の関係で、先ほど国保のところでも伺ったのですが、もう一度こちらでも同じように説明していただければと思います。

6ページの歳入の関係であります。減額補正ということで122万1,000円です。先ほどの一般会計の補正予算書の中では、この中で県の後期高齢者医療負担基盤安定県負担金ということで、91万6,000円がマイナスになっています。この中で、こうすると今度はこの差額分というか、30万5,000円というのが県一般財政からの戻ってくるという形になると思うのですが、この負担割合というのがどういふふうになっているかについて再度説明をよろしくお願ひしたいのですが、お願ひします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

いきいき町民課長。

○大場玲子いきいき町民課長 それでは、後期高齢者医療保険基盤安定の保険税軽減分のみという形になります。ですから、先ほども申しましたが、県が4分の3、町が4分の1の負担割合となっております。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第12、議案第66号 平成30年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第66号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第13、議案第67号 平成30年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第2号）を議題いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第13、議案第67号 平成30年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第2号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算について行い、債務負担行為を設定するものです。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万円を追加し、本年度予算総額を歳入歳出それぞれ2億5,573万3,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時11分

再開 午後 3時13分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終了いたしましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第13、議案第67号 平成30年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第2号）は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第67号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第68号～議案第71号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 お諮りいたします。

日程第14、議案第68号から日程第17、議案第71号まではいずれも関連がありますので、一括上程したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

よって、日程第14、議案第68号 横瀬町地域振興拠点施設指定管理者の指定について、日程第15、議案第69号 横瀬町観光案内所指定管理者の指定について、日程第16、議案第70号 横瀬町総合福祉センター指定管理者の指定について、日程第17、議案第71号 横瀬町コミュニティ防災センター指定管理者の指定についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 一括上程されました日程第14、議案第68号 横瀬町地域振興拠点施設指定管理者の指定について、日程第15、議案第69号 横瀬町観光案内所指定管理者の指定について、日程第16、議案第70号 横瀬町総合福祉センター指定管理者の指定について、日程第17、議案第71号 横瀬町コミュニティ防災センター指定管理者の指定についてであります。各施設指定管理者の指定期間は、平成31年3月31日で満了となりますが、引き続き各施設管理者を指定したいので、各施設条例の規定によりこの案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

まち経営課長。

〔新井幸雄まち経営課長登壇〕

○新井幸雄まち経営課長 一括上程されました議案第68号 横瀬町地域振興拠点施設指定管理者の指定について、議案第69号 横瀬町観光案内所指定管理者の指定について、議案第70号 横瀬町総合福祉センター指定管理者の指定について、議案第71号 横瀬町コミュニティ防災センター指定管理者の指定について説明いたします。

今回の指定管理者の選定に際しまして、横瀬町指定管理者選定委員会を開いております。この委員会は、副町長を委員長に、施設を所管する課長など6名で構成しております。会議では、現在の指定管理者の業務内容、収益などの実績、地域の人材活用、経済振興面での貢献度及び施設の設置目的、性格などを総合的に確認し、今後の募集方法などについて協議しました。結果としまして、現在の管理者による継続的かつ安定的な管理が最も望ましいと判断し、したがって募集につきましても公募の必要なしとしました。

続いて、指定に当たり、この4施設を管理している法人あるいは団体から申請書や今後の事業計画書などを提出してもらい、それらを審査した結果、それぞれ指定管理者として適格であると認められたため、次のとおり決定しました。

横瀬町地域振興拠点施設及び横瀬町観光案内所につきましては、有限会社果樹公園あしがくぼを、横瀬町総合福祉センターにつきましては、社会福祉法人横瀬町社会福祉協議会を、横瀬町コミュニティ防災センターにつきましては、横瀬町第13区でございます。

なお、指定の期間でございますが、いずれの施設も平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間とするものでございます。

以上で説明を終わります。

○小泉初男議長 説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。一括上程中ではございますが、議案ごとに行います。

最初に、議案第68号 横瀬町地域振興拠点施設指定管理者の指定についてに対する質疑をお願いいたします。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 質疑なしと認めます。

次に、議案第69号 横瀬町観光案内所指定管理者の指定についてに対する質疑をお願いいたします。

質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 横瀬町のこの前の監査委員のところの報告について説明を求めたところがありました。横瀬町観光案内所の設置及び管理に関する条例とかで、この協定書の関係であります。協定書も指定管理者に対しては監査委員のほうからも見てきたということでは言われていると思います。この観光案内所の管理協定についてはどんな中身で、どうなっているかについての説明をよろしくお願いいたします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

○赤岩利行振興課長 それでは、お答え申し上げます。

平成28年4月1日に現在の指定管理の協定を結んでおります。協定書の中身としましては、まず横瀬町と有限会社果樹公園あしがくぼとでこの横瀬町観光案内所の管理に関し協定を締結するということから始まりまして、管理の期間を平成28年4月1日から平成31年の3月31日までとするということ、また重立ったところとしましては、案内所の施設の使用料は免除する。それから、この案内所の管理に係る費用については、案内所から上がる収入をもってそれを賄うというような内容がございます。全部で13条の協定書でございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 今回の選定のほうは先ほどまち経営課長から公募を原則としてということですが、選定運営委員会要綱によって、指定管理者は公募によらない方法で決めていくということでありました。この案内所というのがちょうど先ほど手を挙げられなかった、遅かったので。横瀬町の観光案内所、でも観光案内所は道の駅あしがくぼの前にあるのも観光案内所に今なっているのだけれども、この文書で先ほどの中を見ますと、場所は農産物直売所及び兼休憩所というふうな形なので、観光案内所は横瀬の駅の前にあるのが観光案内所ということだと思います。この中で、契約等やっているのが指定管理者で道の駅あしがくぼで、ではあそこの管理運営というのでなってくると、向こうからというのではなくて、その事業計画であるとか、そういうことについてはどういう、あるいは収支報告書、これは道の駅あしがくぼから観光案内所分として出てくるのですか、それとも全体の道の駅あしがくぼの中で出てきているかどうかについての審査状況についてなのですが、ともう一点、期間についてであります。指定管理制度の指針等に基づいて、私は前回の平成27年の12月のときに、もう相手決まっています、それから選定も公募によらないでやるのなら、相手変わらないのだったら、その事務の煩雑さを避けながら、5年でもいいのではないかというふうな質問等をしてきたところであります。そこら辺についての検討経過についてどうかという点について、よろしく申し上げます。

○小泉初男議長 再質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

○赤岩利行振興課長 それでは、私のほうからはまずこの申請書にかかわるところでございまして、期間についてはまち経営課長に委ねることとさせていただきます。

この指定管理の申請でございますが、有限会社果樹公園あしがくぼから提出をいただいております、中身といたしましては、この横瀬町観光案内所を管理する上での事業計画があります。また、この管理を受けたいという有限会社の営業実績、そういうものから定款ですとか、そのようなことでこの申請者の実情を審査してくださいという内容でございます。

以上です。

○小泉初男議長 まち経営課長。

○新井幸雄まち経営課長 指定の期間のご質問でございますけれども、有限会社果樹公園あしがくぼと総合福祉センターの指定管理先であります社会福祉協議会につきましては、先ほども浅見議員もおっしゃって

おりましたけれども、2年に1度、横瀬町監査委員の監査を受けておまして、健全性は保たれておるといふ認識であります。しかしながら、指定管理期間が長期になりますと、事務等に不備が生じる可能性があるいは管理へのなれから問題が生じる可能性もあるということから、指針にも原則3年ということもうたっておりますように、今回3年とさせていただきます。

以上です。

○小泉初男議長 町長。

○富田能成町長 私のほうから補足をさせていただきます。

横瀬駅の観光案内所については、これから先いろいろなことを考えていきたいと思っています。今進めているそのまちなか活性化事業の絡み、それから次の町の大きなテーマになるその中心地づくりというところに絡めて横瀬駅の観光案内所をもっとよくしていくということは考えていきたいというふうに思っています。現状の状況で申し上げますと、西武鉄道さんに大分助けていただいているという状況だと思えます。いずれにせよ、駅の中心地づくりですとか、活性化ということを考えていきますと、ここの西武さんとの距離感ってすごく大事なというふうに思っていますので、これからも西武さんのいいところを引き出しながらやっていきたいというふうに思っています。

それと、期間については、私のほうでもその5年にしてもというのは、実は検討はしてみたのですが、とりわけその観光案内所のところですか、道の駅なんかもそうなのですが、ちょっと先々考えると、残り5年間で決めてしまうのもどうかなというところがあります。環境変化が激しい時代で、いろいろな組み合わせですとか、あるいは横瀬のいろいろな可能性だったり、あるいは変化だったりというもの予想されるという状況にはこの先なと思っていますので、私はやはり3年区切りが適当かなという判断をして、今回は3年ということで挙げさせていただきました。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問はございますか。

他に質疑ございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 1点教えていただきます。

先ほど町長のほうで拡充していただくというお話をいただきましたので、大変ありがたいと思うのですが、この横瀬町観光案内所の設置及び管理に関する条例では、開所時間というのが9時から5時までになっております。現在ただいまは4時ということで、時間の変動というのは、この条例の中にも町長の承認を得てすることができるというふうに書いてありますので、現在4時ということは町長の承認は得ていると思うのですが、私も地元の方から4時だと4時半のレッドにも間に合わない、5時だと5時半のレッドにも間に合わないということを聞いておりますので、その点もあわせてご検討いただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

○赤岩利行振興課長 それでは、私のほうから部分的に回答させていただきます。

横瀬町観光案内所の開所時間でございますが、この条例のとおり1年のうち3月16日から11月15日まで

は午前9時から午後5時まで開所しております。今現在、11月16日から来年3月15日までの期間は、日が短いという期間でございますので、この期間1時間終わりを短くさせていただいているというところでございます。

以上です。

○小泉初男議長 町長。

○富田能成町長 金曜日にもお話したとおり、なかなか活性化のところはそこそこハードルが高い話です。ゼロから1をつくる。今すぐにビジネスベースに乗っけようとしても、なかなか乗らないです。ですので、あの観光案内所を今誰かぽんと第三者に投げても、多分なかなかいい形にはならないと思っていて、そこまで町がどう作り込むかってすごく大事ななというふうに思います。コストばかりかけるわけにいきませんし、さはさりながら利便性の向上も図りたいしというところを総合的に勘案して改善を図ってまいりたいというふうに存じます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ議案第69号に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第70号 横瀬町総合福祉センター指定管理者の指定についてに対する質疑をお願いいたします。

質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 福祉センターです。相手先が横瀬町社会福祉協議会ということであります。もうこれ期間の問題については、ここはもう社会福祉協議会でいくしかないのではないかなというふうに思いながらいるのですが、先ほどの期間どうかということで、一括して答えてもらったので、町長の言うのには、5年というスパンには変化が多くて、さまざまな組み合わせを考えられるということで、検討はしたけれども、町長として3年というものを選んだということであります。この総合センターのやっぱり先ほどと同じように、管理協定ではどんなことがうたわれているかというふうな点が1点であります。

それから、もう一点は、横瀬町の総合福祉センター条例の中には、センターに所長、その他の職員を置くことができる。それから、もう一個の条例の施行規則の中で、使用料の保管ということで、出納員はという言葉を使ってあります。今、指定管理している中でこの所長だとか、あるいは出納員という扱いをどのようにしているかについての説明をよろしくお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

○小泉明彦健康づくり課長 総合福祉センターの協定書の関係であります。平成28年4月1日に取り交わしたものでありますけれども、管理業務といたしましては、高齢者の親睦を深めるもの、それから設置目的達成のためのもの、センターの維持管理に関するもの、町長が認めるもの等の業務があります。そのほかでは、32条にわたるものであります。通常総合福祉センターを管理する上で必要なものを定めておるのが現状であります。



それから、福祉センターに所長を置くという部分でありますけれども、所長を置くことができるという条文になっております。現在指定管理者を置いておりますので、所長を置いておらず、管理は社会福祉協議会に任せているという現状であります。

それから、出納員の部分につきましては、指定管理でない時期におきましては、センターの使用料というものを出納員が適正に処理をするという定めになっておりますが、現在は指定管理者の収入とすることができる規定になっておりますので、センターの使用料につきましては、社会福祉協議会が適正に管理をしていただいております。

以上です。

○小泉初男議長 再質問はございますか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ議案第70号に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第71号 横瀬町コミュニティ防災センター指定管理者の指定についてに対する質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

採決につきましては、一括上程中ではございますが、議案ごとに起立によって行います。

日程第14、議案第68号 横瀬町地域振興拠点施設指定管理者の指定については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第68号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続けて採決いたします。

日程第15、議案第69号 横瀬町観光案内所指定管理者の指定については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第69号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続けて採決いたします。

日程第16、議案第70号 横瀬町総合福祉センター指定管理者の指定については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第70号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続けて採決いたします。

日程第17、議案第71号 横瀬町コミュニティ防災センター指定管理者の指定については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第71号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時39分

再開 午後 3時45分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第72号の上程、説明、質疑、採決

○小泉初男議長 日程第18、議案第72号 横瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第18、議案第72号 横瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。横瀬町固定資産評価審査委員会委員、加藤元弘氏の任期は、平成31年2月6日で満了となりますが、引き続き加藤元弘氏を選任することについて同意を得たいので、地方税法第423条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

加藤さんは、横瀬町第16区にお住まいで、昭和33年11月28日生まれの60歳でございます。

固定資産評価審査委員会委員として適任と思っておりますので、ご審議のほどよろしく願いたします。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 質疑なしと認めます。

人事案件でございますので、討論を省略し、採決したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

採決いたします。

日程第18、議案第72号 横瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任については、これを原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

よって、議案第72号はこれを原案のとおり同意することに決定いたしました。



◎請願第4号の上程、説明、質疑、委員会付託

○小泉初男議長 日程第19、請願第4号 生態系への影響が指摘されているネオニコチノイド系農薬の規制を求める意見書の提出を求める請願を議題といたします。

紹介議員の説明を求めます。

9番、若林想一郎議員。

〔9番 若林想一郎議員登壇〕

○9番 若林想一郎議員 請願第4号 生態系への影響が指摘されているネオニコチノイド系農薬の規制を求める意見書の提出を求める請願について説明をさせていただきます。

【趣旨】

生態系への影響が指摘されているネオニコチノイド系農薬の規制を求める意見書を国に提出することをごさいますて、請願者は秩父市下影森1323-6、みつばちがつなぐ命を考える会、代表、高野伸代氏でございます。

請願の主旨は、世界各地でミツバチの大量死・大量失踪、さらには「蜂群崩壊症候群（CCD）」が報告されています。我が国でも2000年代から被害が報告され始め、農水省の調査（2009年）では21都道府県で花粉交配のためのミツバチの不足が報告されています。養蜂家のみならず、ミツバチに受粉を頼っている果樹農家などの被害が拡大しつつあると指摘されています。こうしたミツバチの大量死・大量失踪の原因については、ウイルス、ダニ、農薬等の諸説が挙げられていますが、いまだ定説はないため、根本的対策は講じられないまま、ミツバチ大量死などの被害が継続しています。

しかし近年、ネオニコチノイド系農薬がその有力な原因物質としてクローズアップされてきており、フランスをはじめとするEU諸国では、ネオニコチノイド系農薬の一部について種子処理禁止・使用禁止にするなどの対策がすでに90年代から講じられてきています。

ネオニコチノイド系農薬は、有機リン系農薬に代わって農薬のみならず家庭でも使われるようになっていますが、農作物の内部に浸透して植物のあらゆる組織で殺虫効果を発揮する「浸透性農薬」であり、洗っても残留農薬を減らすことはできません。また、残効性が高く、散布回数を減らせるため「減農薬栽培」に広く用いられるようになっており、国内の使用量は増え続けています。ネオニコチノイド系農薬の毒性

は昆虫の中樞神経にある主要な神経伝達物質の働きを阻害し、死に至らしめるものとされています。さらには昆虫だけでなく、アメリカの研究ではヒトの脳への影響も懸念されています。

このことから、EU諸国及びアメリカでは予防原則の考えに立って使用規制の他、食品中の残留農薬基準値もきわめて厳しく設定されています。

しかしわが国ではこれまでのところ使用規制はいっさい行われておらず、食品中の残留農薬基準値も米国の数倍、EUの数十倍から数百倍と、きわめて緩く設定されているのが現状です。

ネオニコチノイド系農薬は、果樹などの農作物や植物の受粉を媒介するミツバチの大量死の有力な原因物質として生態系への影響が指摘され、ひいては人間の健康被害への懸念も広がっています。

したがって、我が国においても、予防原則に立ってネオニコチノイド系農薬に対する使用規制を行うよう、生態系への影響が指摘されているネオニコチノイド系農薬の規制を求める意見書を国に提出するよう地方自治法第99条の規定に基づき提出いただくようお願いいたします。

【請願事項】

生態系への影響が指摘されているネオニコチノイド系農薬の規制を求める意見書を国に提出すること。

提出先は内閣総理大臣、農林水産大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長あてでございます。

以上、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

○小泉初男議長 紹介議員の説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ質疑を終結いたします。

それでは、本請願の取り扱いについてご意見を賜りたいと思います。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 請願第4号でございますが、ただいま紹介議員が紹介しましたとおり、所定の様式に沿っておりますので、所管の委員会において十分審査することがよろしいかと思っております。そのようにお取り計らいをお願いいたします。

○小泉初男議長 ここでお諮りいたします。

ただいま発言がありましたように、この請願第4号については、これを所管の委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることにしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

よって、請願第4号は、産業建設常任委員会に付託し……

〔議長、異議あり〕と云う人あり〕

○小泉初男議長 6番、新井鼓次郎議員。

○6番 新井鼓次郎議員 この請願でございますが、農薬の使用によるミツバチの大量死ということであってありますが、よくよく読みますと、この農薬そのものは認められているということと、選択移行性農薬というのは、今から30年、もうちょっと前ですか、ごろから盛んに開発がされてきたもので、三共製薬のラウンドアップというあの除草剤が有名ですが、そのころから選択移行型というものが主流になりつつ

あります。これは、残効性がすごくいいということと、目的に沿った処理ができるということで、非常に有効な手段だということです。農薬そのものはよくないので、産業界においては恐らく使わないほうがいいということで一致してしまいます。この文章をよくよく見ますと、人への影響も懸念されるということで、健康づくりの面で大変重要な課題でございます。日本では規制されていませんが、EU諸国では既に対策が講じられてきているということは、あくまでも健康面、人の健康面による懸念からでございますので、こちらのほうは健康づくり課中心に議論していただくのが正しい道だと考えます。

○小泉初男議長 それでは、今、6番、新井鼓次郎議員からお話ございましたように、産業建設常任委員会ではなくて、総務文教厚生常任委員会に付託したらどうだという話が出ましたけれども、よろしいですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

よって、請願第4号は総務文教厚生常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。



◎請願第5号の上程、説明、質疑、委員会付託

○小泉初男議長 日程第20、請願第5号 憲法改正に反対する意見書の提出を求める請願を議題といたします。

紹介議員の説明を求めます。

8番、大野伸恵議員。

〔8番 大野伸恵議員登壇〕

○8番 大野伸恵議員 請願第5号 憲法改正に反対する意見書の提出を求める請願について説明いたします。

趣旨は、憲法改正に反対する意見書を国に提出することです。

請願者は、大里郡寄居町鉢形1352-3、オール11区市民の会、共同代表、荒木慶和氏であります。

請願の趣旨であります。請願の趣旨を読ませていただきます。

1945年8月、第2次世界大戦は終わりました。そして日本は日本国憲法を制定し、軍国主義を捨て、平和で民主的な国家づくりを始めました。

日本国憲法は国民主権の原則を採用し、基本的な人権の保障を強化しています。また、多くの犠牲者を出した戦争と戦前の軍国主義への反省に基づいて、平和を求めて戦争の放棄を宣言しています。日本国憲法は平和主義、基本的人権の尊重、国民主権を主な特色としています。

このような憲法のもとで、戦後日本は戦争や紛争で一人の外国人を殺した事が無く、また日本人が誰一人殺されたこともありません。これは憲法の平和主義があったからではないでしょうか。

私たちは日本国憲法が国民生活の中に生かされることを望みます。平和で民主的な日本を発展させるためにも、日本国憲法の改正の動きに反対します。

以上の趣旨を踏まえて、憲法改正に反対する意見書を国に提出するよう、地方自治法第99条の規定に基づきお願いいたします。

請願事項は、憲法改正に反対する意見書を国に提出することです。

請願先は、内閣総理大臣、衆議院議員、小泉龍司様、参議院議員、関口昌一氏であります。

以上、よろしくお願ひいたします。

○小泉初男議長 紹介議員の説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ質疑を終結いたします。

それでは、本請願の取り扱いについてご意見を賜りたいと思います。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 所管の委員会に付託したほうがいいと思うのですが、ちょっとさっき質疑と言ったのですが、この国会議員が3人だけでよろしいのですか。参議院が2人ではないですよね。衆議院議員が1人で、参議院議員が2人って、地元といっても、参議院になると地元ですから、民主党もいるし、公明党もいるし、あと自民党の古川先生もいるし、こういう書き方は僕初めて、議員にというのではなくて、議長宛てですよね、大体。国会とかというので、代表者に出すから、付託の委員会で様式をよく考えていただきたい。取り扱いは委員会付託と、総務文教厚生常任委員会に付託をしていただけたらと思います。

○小泉初男議長 ここでお諮りいたします。

ただいま発言がありましたように、この請願第5号については、これを所管の委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることにしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

よって、請願第5号は、総務文教厚生常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。



◎請願第6号の上程、説明、質疑、委員会付託

○小泉初男議長 日程第21、請願第6号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願を議題といたします。

紹介議員の説明を求めます。

5番、浅見裕彦議員。

〔5番 浅見裕彦議員登壇〕

○5番 浅見裕彦議員 請願第6号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願について、紹介議員として説明します。

趣旨であります。この表面のところ、2019年10月の消費税10%へのこれ引き上げ中止を求める意見書を提出することということでもあります。

請願人は、次ページを開いていただきたいのですが、秩父地区労働組合連合会の議長、金子寛次さん、それから秩父民主商工会の会長、小林昇さん、それから新日本婦人の会秩父支部の会長、池田寿子さんからであります。

請願趣旨についてであります。

政府は、10月15日の臨時閣議で2019年10月からの消費税増税を予定通り実行すると表明しました。併せて、増税による景気悪化を防ぐ対策を関係閣僚に指示しました。このことは、消費税増税が国民生活や日本経済に大きな影響をもたらすことを政府自身が認めたことです。

日本経済は、2014年4月からの消費税の8%への引き上げによって深刻な消費不況に落ち込み、2014年度の国民総生産（GDP）は2013年度比でマイナスに転落、安倍首相も2015年10月に予定した10%への増税を2回も延期しなければなりませんでした。

政府は、今回は景気が上向いていると言っていますが、日本経済の6割を占める家計消費は落ち込んだままです。安倍内閣のもとで2人以上世帯の実質消費支出は増税前に比べ21万円減りました。この根本には、安倍政権のもとでパートを含む労働者全体の実質賃金が18万円減ったという事実があります。消費と所得という暮らしと経済の土台が悪化しているのです。

政府は、一部の食料品の税率の据え置きや「教育無償化」などの消費の落ち込みに対策を取ることで、影響は抑えられるといいますが、国民生活と経済の土台が改善しない限り、どのような対策をとっても消費税増税がもたらす影響は甚大なものにならざるをえません。消費税は低所得者ほど負担が重い逆進的な税金で、自動車や住宅の税金を減税しても、多くの国民にはほとんどその恩恵はありません。

また、いま中小小売業者のなかで大問題になっているのが、「軽減税率」導入にともなう「インボイス制度」の導入です。これにより500万ともいわれる免税業者が取り引きから排除されたり、新たに納税義務と煩雑な事務負担を伴う課税業者にならざるをえなくなります。また、雇用契約がない請負労働者や建設職人などにも深刻な影響が生じます。「インボイス」の導入には、日本商工会議所を含めて、中小企業団体、商工団体がこぞって反対しています。

よって政府におかれては、2019年10月の消費税増税は中止し、経済の立て直しと歳入・歳出の見直しで、消費税に頼らない税制を実現することを強く求めます。

以上の趣旨から下記事項について請願いたします。

【請願事項】

一、2019年10月の消費税率10%への引き上げ中止を求める意見書を提出すること

提出先につきましては、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣となっております。

以上です。ぜひよろしくお願いします。

○小泉初男議長 紹介議員の説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 質疑なしと認めます。

それでは、本請願の取り扱いについてご意見を賜りたいと思います。

6番、新井鼓次郎議員、どうでしょうか。

○6番 新井鼓次郎議員 規定どおり所管の委員会に付託して審議していただくのがいいと思います。税務関係ですので、総務文教厚生常任委員会に該当すると思います。

○小泉初男議長 ここでお諮りいたします。

ただいま発言がありましたように、この請願第6号については、これを所管の委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることにしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

よって、請願第6号は、総務文教厚生常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。



#### ◎閉会中の継続審査の申し出

○小泉初男議長 ここで、お諮りいたします。

各常任委員会委員長より地方自治法第109条第2項の規定に基づく所管事務調査を、また議会運営委員会委員長より地方自治法第109条第3項に規定する調査を、会議規則第72条の規定により、それぞれ閉会中の継続審査としたい旨の申し出がありました。そのように取り計らいをしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

よって、そのように取り計らいをさせていただきます。

---

○小泉初男議長 ここで、字句の整理についてお諮りいたします。

会議規則第44条の規定により、会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。



#### ◎閉会の宣告



○小泉初男議長 以上で本定例会の会議に付された事件は全て議了いたしました。

これで会議を閉じます。

平成30年第4回横瀬町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時08分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 小 泉 初 男

副 議 長 大 野 伸 惠

署 名 議 員 若 林 想 一 郎

署 名 議 員 関 根 修

署 名 議 員 若 林 清 平